

811.5-H92ウ



1200500753329

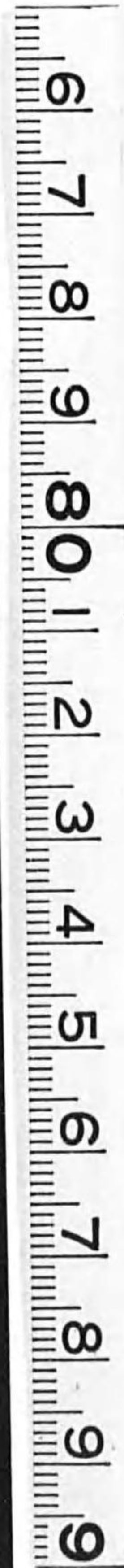
保科孝一著

和字正濫抄と假名遣問題



ラジオ新書

(77)



始



605



811.5
H.92



和字正濫抄と假名遣問題

ラ
ジ
オ
新
書
☆
77

保科孝一 著



序

現今我が國におきましては、國定教科書を始め、社會一般は古典の假名遣を標準として居りますが、元來この假名遣に據るべきことを力強く唱へましたのは、釋契沖の和字正濫抄であります。その以前におきましては、いはゆる定家假名遣が大體國文學上の標準になつて居りましたが、然るに、契沖がこれを覆へして古典の假名遣に據るべきことを説いた根據はどこにあつたか、又その後定家假名遣がその勢力を失つて、古典の假名遣が一般の標準にまで進んだのは如何なる事情に基くものであるかを一通り究明することが、今日假名遣を整理するに當りまして、もつとも緊要な問題であると存じます。

假名遣整理の問題は、明治以來絶えず論議されて來て居りますが、今や大東亞共榮圏の建設もその緒に就き、日本語が共榮圏内の通用語にまで進出すべき氣勢を示して居りますが、この時に於て、假名遣の整理は一日も緩うすることの出來ない緊急の問題になつて居

ります。私は昨年六月契沖の和字正濫抄を中心として、假名遣問題を前後三回にわたつて放送致しましたが、今、これを整理増補して公にすることは必ずしも無駄でないと考えます。ただ紙數に制限がありまして、詳細を悉すことが出来ない憾みがありますが、しかし幾分なりとも假名遣問題に資することが出来れば本懐の至りに存じます。

昭和十七年三月

著者識

目次

第一章 假名遣問題のおこり……………一

第二章 定家假名遣について……………七

第三章 徳川時代文藝の復興……………二六

第四章 和字正濫抄の出現……………二四

第五章 和字正濫抄の反響……………四

第六章 古典假名遣の普及……………三

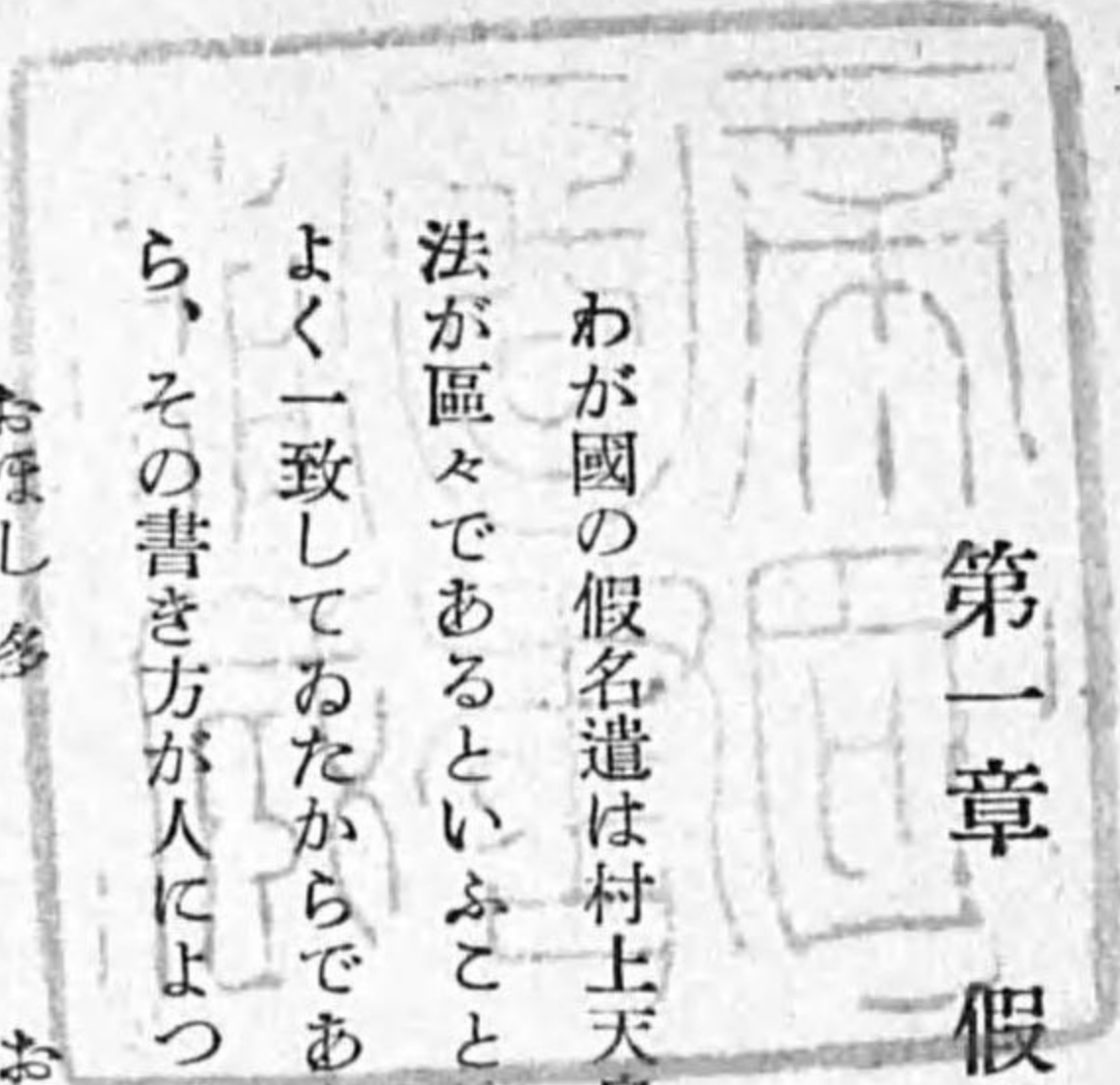
第七章 歴史的假名遣と表音的假名遣……………二四

第八章 和字正濫抄と於乎の所屬 一八四

第九章 む す び 二〇一

著者略歴 二〇七

第一章 假名遣問題のおこり



わが國の假名遣は村上天皇の天曆ごろまでは、大體よく一致して居りまして、人によつて用法が區々であるといふことはありませんでした。それはなぜかと申しますと、發音と假名とがよく一致してゐたからでありまして、おなじ語源のものならば、發音がおなじでありますから、その書き方が人によつて異なることがないはずであります。たとへば

おほし多 おほそら 大空 おほやけ 公 おほはら 大原

おほち 大路 おほみ川 大井河 おほとねり 大舎人

のごとく、「大」の語源の言葉はみな「おほ」と書かれて居りまして、「おう」とか「をう」などとあやまつてゐるものはなく、實によく統一して居りました。ところが、いつとはなしにその發音がだんだん變つて來たのでありますが、もし發音が變つたら、その變つた通に書きあらは

りこおの題問遣名假

していけば、やはり發音と假名とがよく一致してゐるはずですから、假名遣が亂れて來ることがありません。

現に音便によつて發音の變つたものは、その變つた通に書きあらはして來ましたので、音便に原く假名遣の混亂は起りませんでした。すなはち

きさき后	キサイ。	いみじく甚	イミジウ。
すきかき透垣	スイガイ。	取りて	トツテ
飲みて	ノンデ。	指して	サイテ
思ひて	オモウテ	飛びて	トンデ。

と發音する通に書きあらはす習慣になつて居りますので、これがために假名遣の問題は起らなかつたのであります。

しかるに、この音便の擴大するに従つて、ハ行音がだんだん變化しはじめました。上古におけるハ行音は重唇音（*h*）でありましたが、それが年とともに輕唇音フ、行（*f*）に變つて來ました。元來音便は發音の勞力を節約せんとする傾向に支配されて起つて來るもので、わ

が國音中、比較的にもつとも骨の折れるのはカ行音（*k*）でありますから、これを省略することがいちはやくあらはれました。たとへば

きさき	キサイ	キサイ	キサイ
すきかき	スイガイ	スイガイ	スイガイ
いみじく	イミジウ	イミジウ	イミジウ

のごとき、その一例であります。ハ行音が重唇音で、上下兩唇をつよくはじかなければなりませんから、そのはじく力をだんだん弱めるやうになつて來ました。これが輕唇化の現象であります。その輕唇化がある程度に達しますと、ハ行音がフ、行音、すなはち*h*が*f*に變るのであります。ところがフ、行音とおなじやうな輕唇音に、ワ行音があります。フ、行音とワ行音とは、似寄つた音でありますから、たがひに紛れやすくなります。明確には申兼ねますが、おほ

かた平安時代の末期ごろからかと思ひます。フ、行音とワ行音とがだんだん紛れ始めまして、その結果假名遣が混亂するやうになりました。たとへば、これまで「かは」（川）と書いてゐたのを、その發音する通「かわ」と書く人もあらはれて來たのであります。この「は」といふ假名

は、古くは「バ」(pa)と「フ」(pa)と「フ」(pa)が「フ」(fa)に變りましても、やはりもとのままの「ハ」であらして居りました。川の發音が「カワ」と變りましても、依然として舊のごとく、「かは」と書く人が多かつたのであります。ところが、その發音がすでに「カワ」と變つて居りますので、以前はこれを「かは」と書いてゐたことを知らずに、時代の發音によつて「カワ」と書く人が出て來たのは、もとより當然であります。そこで、川に新舊二通の假名遣があらはれて來ましたので、その後ハ行音とワ行音との間に、假名遣の混亂が年を逐うて甚しくなりました。また發音の勞力を節約しようとする傾向から、ワ行音を省略するやうにもなりまして、その結果、ア行音との混亂も生じて來ました。すなはちワ・キ・エ・ヲのwを省くやうになりましたために、ア・イ・エ・オとの關係が亂れて來たのであります。これを要するに、平安時代末期から鎌倉時代にかけての假名遣の混亂は、ア行とハ行とワ行との間に生じたものであります。當時の假名遣として、混亂を生じたものをなほ具體的に申して見ますと、

お・を・ほ・ふ は・わ え・へ・ゑ い・ひ・ぬ う・ふ

の用法が亂れて來たといふことになるのであります。かやうに假名遣が混亂して、その統一を失つたことに、いちはやく氣づきましたのが歌人でありました。平安時代になりましたから、歌道の興隆するに従つて歌學が發達し、これに關して公任の新撰髓腦、能因の歌枕、仲實の綺語抄、清輔の奥儀抄、俊賴の無名抄、範兼の和歌童蒙抄といふやうな歌學書が、續々あらはれて來ました。これらの歌學書は主として和歌の作法とか、優劣の批判とか、あるひは作歌上注意すべき要項等を説いて居りますが、その方面から、當時假名遣が區々であつて、同一の言葉が、人によつて區々に書きあらはされてゐることは、はなはだ不體裁でありますから、これを整理しなければならぬと考へるやうになりました。これは歌道の振興から見ても當然のことです。ところが、これに對する意見をやや具體的に述べたのが基俊の悦目抄であらうと思ひます。もつともこの悦目抄は基俊の手になつたものでないといふ説もありますが、その問題はしばらくおきまして、假名遣についてどういふことを載せてゐるかを見ますと、

上にかくい 下にかくひ 口合にかくゐ
上にかくわ 下にかくは

上にかくお 下にかくを

上にかくう 下にかくふ

上にかくえ 下にかくへ 口合にかくゑ

これらはおのがじやうによらばいづくにもあれ、くるしからず云々

とあります。これを見ましても、當時の假名遣の混亂はア行・ハ行・ワ行の三行の間におけるものであることが知られます。悦目抄では、この三行間における假名遣の混亂を、いかに整理すべきかについては、まだ具體案を有してゐなかつたやうですが、とにかくこれらの假名遣は自分一人だけでも、一定したものであるべきであると考へたやうであります。

以上のごとく、歌人社會が假名遣を統一するの必要を感じて來たのは歌學の發達に原くものでありまして、當然かくあるべき問題に逢著したに過ぎませぬ。しかし、この自覺がおひおひ深まるに従つて、ただ觀念的に統一の必要を叫んでゐるに止まらず、さらに進んで、いかにこれを統一すべきかを具體的に考へるやうになるのは、きはめて自然でありまして、やがてあらはれて來たのが、藤原定家の假名遣であります。

第二章 定家假名遣について

藤原定家は當時歌聖としてうたはれた歌人中の歌人であります。和歌についてはもちろん、その他文學上の問題についても、卓絶した見識を有して居りました。作歌上テニヲハのきはめて重大なものであることは、歌學書が口を揃へて論じてゐるところであります。テニヲハそのものに對する認識があまり深くなかつたので、その用法を具體的に論ずるまでには至つて居りませぬ。しかるに、定家はその傳ふるところによりますと、その子爲家に、テニヲハの口傳を眞字六百四十三字に綴つて與へましたのが、手爾葉大概抄であるといはれて居ります。これは定家の手になつたものでないといふ説もありますが、しかし、定家ならこれ位の口傳は與へ得たであらうと思はれます。歌學の上からも重要視されたのが、テニヲハと假名遣でありますから、これに對して定家が具體的な見識を有してゐたと考へることは、決して無理では

ありますまい。そこで、假名遣に對して、整理を致しました具體案は假名文字遣、俗にいはゆる定家假名遣といふのであります。

この假名遣がどうして成立つたか、その徑路について見ますと、定家があるとき河内の前司親行に家集拾遺愚草の清書を托しました。しかるに、親行はかねてから當時區々である假名遣を整理したいと考へて居りましたので、これを清書する機會に、この考を具現してはどうかと定家に進言致しました。定家もやはりおなじ志をいだいて居りましたので、ただちに同意してその草案の起稿を親行に任せました。親行はやがて草案を作成して、これを定家に差出し、たところ、定家はこれを見て、ことごとく同意致しました。しかるに、どういふわけか、この草案はそのままになつて、世に出なかつたのであります。その後親行の孫行阿がこの草案に増補を加へて、やがて公に致しましたのが假名文字遣であります。その序文を見ますと、

京極中納言定家卿家集拾遺愚草の清書を祖父河内前司于時大炊助親行に誂申されける時、親行申して云、を・お・え・ゑ・へ・い・ゐ・ひ等の文字の聲かよひたる誤あるによりて、其字の見わきがたき事在之、然間此次をもて、後學のために定めおかるべき由、黃門に申處に、

われもしか日来思よりし事也。さらば主鑿が所存の分書出して進すべき由仰せられける間、大概如此注進之處に、申所悉其理叶へりとして則合點せられ畢。

然者文字遣を定事、親行が抄出是濫觴也。加之行阿思案するに、權者の製作として眞名の極草の字を伊呂波に縮なして、文字の數のすくなきに、い・ゐ・ひ・を・お・江・ゑ・へ同讀のあるにてしりぬ、各別の要用につかふべき謂を。

然而先達の猶書漏されたる事共ある間、是非の迷をひらかんがために、追て勘るのみにもあらず、更に又ほ・わ・は・む・う・ふの字等をあたらしくしるしをへ畢。其故はほはをによまれ、わはかにかよふ。むはうにまざる。ふは又うにおなじきによりて、是等を書分て段々とす。殘所の詞等ありといへども、是にて准據すべきか。仍子孫等此勘勒を守て可神祕々々とありますので、定家假名遣の由來がよく分ります。はじめ親行の作りました草案はイ・キ・ヒ・ヲ・オ・エ・エ・への八字についてでありましたが、行阿がこれにホ・ワ・ハ・ム・ウ・フの六字を加へましたので、いはゆる定家假名遣なるものは、十四字の假名について、その用法を整理したものであります。一體この假名遣はなにを基準として立案したものか、別に示し

てありませんので、遺憾ながらその點が不明であります。本假名遣中に收めてある語數は一千九百五十餘で、和語ばかりでなく、漢語も多少取入れられて居ります。大部分は中古時代の假名遣と一致して居りますが、時代の發音に従つたものも少くない。中には新舊兩様とも認められたものも相當あります。たとへば

あをぐ あふぐ 仰

おのこ をのこきも

えぼし ちぼしとも 烏帽子

あまへて あまえてとも 甘辛、甘苦

えふ ちふ ちひてとも 醉

こひ こむとも こいとも 鯉

つえ つゑとも 杖

こえたる こゑたるとも 肥

あおし あをしとも 青

めしひ めしむとも 盲

なまじひ なまじいとも なまじむとも 愁

いざる ゐざるとも 膝行

もちひて もちゐて 用

いは いわとも 岩

のごとく、兩様認めてあるものがあるが、これはおそらく當時社會の慣用が五分五分か、四分六分といふやうに考へられたので、一方を捨てるわけにもいかないところから、右のやうな扱

をしたものかと思はれます。ところが、中には同じ語でありながら、その用法によつて、假名遣を異にするものがあります。たとへば

おもみ、おもき をもしの時はお也 重 をよそ おほよその時はお也 凡

おとゝひ をとゝの時はお也 弟 をもむき おもむくの時はお也

をやこ おやの時はお也 親子 たをる おるの時はお也 手折

をそれ おその時はお也 恐、怖、畏 こをけ おけの時はお也 小桶

み山をろし 山おろしの時はお也

のやうな例がありますが、これがどうして假名遣が異なるのか不明であります。また舊假名遣にもよらず、さりとて時代の發音にも従つてゐないものが多少見受けられます。すなはち

このゆへ 所以 をこなふ 行 をたぎ 愛宕 しゐて 強

をの 己 をのく 各々 をひかぜ 追風

をいて 於 をくれて 遅 にゐまくら 新枕

等であるが、これはい・ぬ・を・お・え・ゑ・へなどの區別が混亂して、そのいづれに従つて

よいか迷つたので、その結果、定家・親行および行阿の主観によつて決定したのであらうと思ひます。中にはアヤギ青柳、アオバ山青羽山のごとく、同じ語源のものでありながら、假名遣の異なるものがありました、かやうに決めました根拠はまったく不明であります。平上去入の四聲を考に入れて、その區別を樹てたのではないかといふ説がありますが、それについては、仙源抄の跋に假名遣は四聲によつて支配されることが多いといふことが論じられて居ります。ヲとオ、イとキなどの假名遣が四聲によつて左右されるものとは思はれませんが、とにかく定家・親行および行阿の主観によつて、かくあるべしと認められた結果を、まとめたものと見るべきであります。

假名文字遣の出来た由來は右の通であります、行阿が祖父親行の草案の型をそのまま取つて、六箇の假名を増補したばかりでなく、あるひははじめの草案の内容にも、行阿が手を入れてゐるのではないかと思はれます。なほ假名文字遣とは別に、定家自身の假名遣といはれてゐるものもあります。すなはち下官集といふのがそれですが、しかし、その由來はよくわかりません。ただ下官集の假名遣を見ますと、假名文字遣におけるものと、よく似てゐること

は事實であります。

以上いはゆる定家假名遣なるものの根拠は、はなはだあいまいもので、その標準も明確には定まつて居らぬやうであります。假名遣として今日から見ると、容易に従ひがたいものであります、しかるに、定家はさきに述べました通、歌聖として飛ぶ鳥も落すばかりの聲望を有して居りまして、歌人社會は絶対にこれを信頼して居りました。でありますから、定家假名遣はその内容の如何を問はず、歌人等はすべてこれに従ひましたので、その後、年とともに假名遣はこれによつて統一されるやうになりました。足利時代になりますと、平安時代の物語や歌集を書寫するときに、わざわざ定家假名遣に書き改めたものすらあつたといはれて居ります。かやうに定家假名遣の勢力はきはめて強大なものでありましたが、しかし、これに對して不滿の念をいだくものもなかつたわけではありません。建武中興時代文和の頃に權少僧都成俊といふ人がありまして、定家假名遣が古典の假名遣と異るところがあるから、これによつて古典を研究するのは危険であるといふやうに論じて居ります。その一節を擧げて見ますと、

抑於和字音義、從京極黃門之以降、尋八雲之跡之輩、高卑伺其趣者歟。仍天下大底守彼式、

而異之族一人而無之。依之人々似背萬葉古今等之字義者也。倭又專彼式而用來年久、今時又亦不背之、將來又以可然者也。但特地於萬葉集、至于書加和字於漢字右、而聊引發愚性之僻案、偏任當集之音義、所令點之也。是且非自由、且非無所詮。其故者依當世之音義、書用其和字之則、違萬葉集儀理之專在之。所謂當集者、遠近之遠字之假名者、登保登書之、草木枝條之撓乎者登乎登書之。當世遠近之遠字和音者、登乎登書之。然者用書此和音者、所可令集之字語相違也。又書字惠者殖也。書字邊者上也。此外此類雖有之、恐繁而註別紙略之爾已

文和二年癸巳中秋八月二十五日

權少僧都成俊記之

成俊の意見では、萬葉集を研究するには、萬葉集の音義による假名によらなければならぬといふので、條理當然のことでありまして、定家假名遣では遠里小野を「とをさとをの」として居りますから、萬葉集の遠とは違つた意味になるわけでありまして。しかしながら、足利時代は定家假名遣の勢力絶大のときでありますから、歌人として成俊の意見に耳を傾けるものがほとんどなかつたのであります。歌聖定家卿の承認された假名遣は、金科玉條としてかたく尊奉すべ

きもので、これに對して異を樹てることはまことにおそれ多いきはみであるかと考へて居りました。徹書記の中にも、定家卿の假名遣に非禮をあへてしたものは、神罰立ちどころに至るべきものであると申して居りますが、この考は當時の歌人の間に行きわたつてゐたやうであります。したがつて定家假名遣があらはれましてから、數種の假名遣が見えて居りますが、いづれも定家假名遣を尊奉したもので、これに異を樹てたものはまつたくなかつたのであります。

第三章 徳川時代文藝の復興

徳川家康が天下の政權を掌握して以來、もつぱら文治の政策を採りました。まづ藤原惺窩・林羅山を民間から登用して、さかんに經筵を開かしました。また一方においては、古籍を開板し、文庫を建設し、あるひは學校を設立して、おほいに學事の奨励に努めました。その結果年を逐うて學問が盛になり、いはゆる文藝の復興を見るに至りました。應仁の亂以後約二百年の間學事まつたく荒廢に歸して、學的研究として見るべきものがほとんどあらはれなかつたのでありますが、徳川時代になりましたから、文藝復興の氣運に伴つて、古典の研究がさかんに起つて参りました。この時にあたり、はやくも古典の研究に着手したのが契沖阿闍梨でありまして、研究の規模の雄大なる、斬然頭角をあらはして居りました。契沖が古典の研究として、後世に遺しましたものを擧げて見ますと、

萬葉集代匠記

源注拾遺

古今餘材抄

厚顔抄

勢語臆斷

百人一首改觀抄

等であります。右の中で契沖のもつとも心血を注いだものが萬葉集代匠記であります。

萬葉集の注釋につきましては、すでに下河邊長流が着手して居りましたが、業いまだ央ならずして病歿致しました。水戸の義公がふかくこれを惜まれました。契沖にその遺業の完成を依頼されたのであります。契沖はその殊遇に感激して鋭意注釋の事業に従ひましたが、その間義公はしばしば金品を賜はつて、かれの業を助けられました。契沖はいよいよ感奮銳意その業を進めまして、やがてその業を終へ、萬葉集代匠記三十卷を義公に奉りました。

契沖がこの注釋事業を進めて居ります間に、ふと氣附きましたことは、當時世間の慣用が區

區になつてゐる假名遣が、萬葉集では整然として實によく統一してゐるといふことでありました。萬葉集では同一語源のものが、人によつてまちまちに書きあらはされてゐることが絶対にないのに、かれはいたく驚歎いたしました。これを基準として當時世間で區々になつてゐる假名遣を統一整理するがよいといふ意見をいだくやうになりました。そこで萬葉代匠記の總釋中に「集中假名ノ事」といふ一節を設けて古典の假名遣のよく統一してゐることを述べて居ります。すなはち

此度和名集ヲ初メテ日本紀ヨリ菅家萬葉集等マデノ假名ヲ考ヘ見ルニ、皆一同ニシテ此集ト叶ヘリ。又行成卿ナドノ比マデノ假名ヲ見ルニ、此集ニ違ハネバ、其後漸々ニ誤レル歟。假令椎ハ神武紀ニ椎此云辭毗ト注シタマヒ、和名ニハ之比ト注シ、此集第十四ニハ四比ト書タルヲ、中比ヨリ之爲ト書テ、四位ヲ此ニヨセタル類多ク聞ユ。是根本ヲ忘レテ枝葉ニ附故ナリ。千載集序云。抑此歌ノ道ヲ學ブル事ヲ云ニ、カラ國日ノ本ノ廣キ文ノ道ヲ學ビズ。鹿ノ苑鷲ノ嶺ノ深キ御法ヲ悟ルニシモアラズ。唯カナノヨソヂアマリナチ文字ノ内ヲ出ズシテ、心ニ思フ事ヲ詞ニ任セテ云ヒ連ヌル習ナルガ故ニ、ミソモジ餘リヒトモジダニ讀連ネツルモノ

ハ、出雲ヤクモノ底ヲ凌ギ、敷島ヤマトミコトノ境ニ入過ニタリトノミ思ヘルナルベシトイヘリ。定家卿ノ拾遺愚草ニ、後京極殿ノ仰ニ依テ、或夜時ノ程ニ色葉ノ四十七文字ヲ句ノ上ニ置テ讀タマヘル事見エタレバ、俊成卿ノ宣ヘル四十七字モ色葉ニ付テナリ。然レバ故アル事ナレバ、古キヲ尋テ其意ヲ知ラズトモ其跡ニダニ依ベシ。或人假名ヲヒタスマラ打混ジテ書ベキ由ヲ云ヘリ。タトヒ通ズル事有リトモ、通ト云モ別アル故ナリ。別ナクバ何ノ通ト云事カアラム。譬バ人ト云名ハ上天子ヨリ下乞丐ニ至ル。此通ズル名ヲ以テ尊卑ナシト云ベシヤ。通別ヲ知テ通スル時ハ通シ、別スル時ハ別スルヲ智者トス。貴人ハ別ヲ愛シ、賤者ハ通ヲ好マバ、貴賤交接セズシテ、互ニ用ヲナサジ。字音ノ通別モ亦カクノ如シ。能別ヲ知ル人ニアラズバ、通ハ徒ニ名ノミ有テ、混亂ト成ヌベシ。仁賢天皇ヲ初憶計王ト申シ、顯宗天皇ヲバ弘計王ト申シキ。憶ハ於ニ同ジク、弘ハ遠ニ同ジ。遠於ヲ混ゼバ、昆弟ヲバイカガ分チ奉ラム。汝定テ此ニ至テロヲ箝テ降旗ヲ建ベシ。

と論じ、さらに以・爲・比・乎・於・保・江・惠・倍・和・波・宇・布等の假名遣を集中から取出して、これを例示してゐます。

その一例を舉げて見ると、

爲

居中ナカ田舍也 澤寫ナギキ和名云奈万井 宇奈爲ナナキ童男女也 於保具左ホクサ菟也 烏芋クワサ和名云久和井
麻爲泥マナ參也 藍アヲキ 狹藍サキサキ左謂藍也 潮左爲シホサキ

比

飯イ和名云伊比 櫟イヒ 波斐ヘヒ 蕪也 灰ハイ和名云波比 新ニ 貝俗誤カヒテ加以トモ書ク、故ニ出ス
霄ヒ 多麻タマ之比 鯛タビ和名云太比 多比良タヒラ 平也 遂ツ都比爾 奈麻ナマ強キヨク 蕪也 宇比ウヒ 初也 20
杭カキ和名云久比 水鷄クヒナ 和名云久比奈 吹飯濱フキヒノヘ 鯉コヒ 和名云古比 椎シビ 四比 強志シヨク 斐
盲メシ和名云米之比 豐ミメシ和名云美々之比

乎

乎フ鳥獸尾也 終フヘル 尾上ヲハ 遠刀フトコ古男也 尾花ヲハナ 折フル 乎佐フサ 牟治也 乎佐乎佐フサフサ
乎疑フナ 菽也 惜フシム 竿ササ 牝鹿メシカ 今於ヲ用或ハ保ヲ用ルハ誤ナリ 水尾ミヅヲ 今於ヲ用ルハ誤ナリ
之乎禮底シフレテ 今保ヲ用ルハ叶ハズ

於

於オイテ 於呂可オロカ 於呂須下也オロス 鬼オニ和名云於爾 覆オホフ 音オト 織オリ 遲オシ 己オノレ 自オノツカラ
置オカ 送オクル 後オクル 於佐倍オサハ 押也 押オス 帶オビ和名云於比 重オモ 行允オコナヒ 恭紀於虛奈比

等であります、右の語には、日本紀・和名抄および萬葉集から、その出典を示して居ります。ただし出典を舉げてゐないものもありますが、これはおそらく類例か、他の典據によつて定めたものでありませう。

契沖はその後古典の研究を進めるに従つて、その假名遣の整然として、よく統一してゐるのを覺り、以・爲・比・乎・於・保・江・惠・倍・和・波・宇・布等の假名の用法を、ひろく古典を典據として整理いたしました。それが和字正濫抄五卷であります。徳川時代以前におきましては、萬葉集や源氏物語の注釋が多少ありましたが、しかし、まだ古典の研究といふやうな規模は備へて居りません。その注釋もきはめて簡粗なものでありまして、用語・用字等をひろく精査するまでに進んで居りませんでしたから、足利時代の歌人のごとき、萬葉集や源氏などを讀みましても、假名遣のよく整つてゐることに、氣がつかかなかつたやうであります。歌學の上

から、當時混亂してゐた假名遣を整理しなければならぬと考へるやうになつたのではあります
が、萬葉集や源氏物語などを讀んでゐる中に、その整然としてよく統一してゐる假名遣に着目
し、これを基準として當時の假名遣を整理しようといふ考をもつ人が、あらはれてもよいはず
であります。しかし、定家假名遣の勢力におされて、右のやうな考をもつ人がなかつたのであ
りませう。たまたま成俊のやうな意見を有するものがあつても、定家假名遣に異を樹てるもの
として、歌人から顧みられなかつたのであります。これはつまり古典の研究がまだ興つて來な
かつたので、古典からの反省が芽ばえなかつたためであらうと思ひます。しかるに、徳川時代
になりますと、文藝復興の氣運に促されて、古典の研究がさかんに興つて來ましたが、その研
究が進展するに従つて、古典に對する反省がやうやく深くなり、古典によつて現代を見なほすけ
はひがだんだんあらはれて來ました。假名遣に限らず、テニヲハにしても、現代よりは古典に
おけるものを精査し、あるひは歴史的にその移りかはりを考察し、その正しい意義や用法を研
究するやうになりました。また語源にしても、これまでは、古典はまつたく顧みるところなく、
ただ自己の常識を以て、主觀的に解釋して怪しまなかつたのであります。「ねずみ」は「ヌスム」

の轉じたものとか、「寢澄ム」の意かとか、簡単に常識を以て獨斷的に解釋し、この語が古來い
かに用ゐられてゐるかといふ省察を全然怠つて居りまして、語源の解釋には、古來の用例を省
察することが、もつとも緊要な條件たることをすこしも意識してゐなかつたやうに見えます。
かくのごときは、古典の研究にたよらなかつた結果に外ならぬのであります。しかるに、徳
川時代になりますと、古典の研究がさかんに起つて來まして、その中でも契沖は大規模な研究
を進めたのでありますから、古典に従つて假名遣を整理しようといふ考をもちましたのは、も
とより當然であります。

第四章 和字正濫抄の出現

和字正濫抄は元祿六年二月に成稿したもので、五卷あります。それが刊行されたのは、元祿八年九月です。

正濫抄の成立につきまして、和字正濫通妨抄の總釋に契沖の述べてゐるところを見ますと、久しく中古以來かなをいゝかせにして、義もまた隨ひて誤れる事のかゝりしを、十餘年許さきより、所以ありて和書を見る事、章編も一たびなどは絶ぬべきに及ぶあひだ、假名の證となるべき事あるを、見つくるに任せて、後人のためにもやなると、はかなき心ひとつに、寫し集めたる所々愚注を注し、和字正濫抄と名つけ抄し置たるを、先年武藏の國湯島の靈雲寺覺彦阿闍梨の弟子の僧のこゝにあるが、まだ草稿なりしを寫しもて往て、阿闍梨に觀閲する次に見す。阿闍梨一覽して、清書の後梓にも鏤たらんには、小補もありぬべく見ゆる物に

やと申されしよしを、書林の中に傳へ聞て、請ふ者のありしかば、すなはちあたへて印行せしめ云々

とあるので、よくわかります。通妨抄は元祿十年に未定稿ながら出來上つて居りますから、それより十餘年前と申しますと、代匠記が完成してから、かの總釋にある「集中假名ノ事」を基礎として、假名遣の整理に心を向けたであらうことが知られます。契沖もはじめは歌人として定家假名遣を遵奉して居りましたが、萬葉集の注釋を進めていく間に、集中の假名遣につよく心をひかれ、定家假名遣に疑念を持ちはじめたやうであります。それから、古典を基準として、假名遣を整理することになつたのでありますが、その自然の結果、定家假名遣とは、立場が異つて來るのが當然であります。ゆゑに、和字正濫抄では、まづはじめにかれの假名遣に對する立場を明にして居ります。すなはち正濫抄卷の一の卷頭に定家假名遣の序文をそのまま掲げ、これを批判して、

行阿は親行の抄を披見せられたりと見えたり。其後失せたるか。世に聞えず。行阿の抄の中に定めて皆載らるべし。然るに、混亂猶おほきは、親行も世俗流布の假名にまかせられるけ

るか。又行阿の添られるたる中に、あやまり出来たるか。又行阿の勘そへられたるほ・わ・は等にも混乱あり無用の事もなきにあらず。

と申して居ります。つまり定家假名遣は世俗流布のものに重きを置き、古典に根據を置かれなかつたから、種々のあやまりがあるので、自分は古典によつて假名遣を整理するのであるといふ、その立場をつぎのやうに述べて居ります。

今撰ぶ所は日本紀より三代實錄に至るまでの國史、舊事記、古事記、萬葉集、新撰萬葉集、古語拾遺、延喜式、和名集のたぐひ、古今集等及び諸家集までに假名の證とすべきことあれば、見及ぶに随ひて引て是を證す

と申して居りますので、世俗流布の假名遣は一切顧みず、もつばら以上に列擧した古典にその證例を求めて整理したものであつて、私見臆測により、獨斷的に定めたものでないことを明にして居ります。さきに述べましたやうに、定家假名遣はその整理方針を明にして居りませんし、かく定めたことについては、別に出典に重きを置いても居りませんので、「をそれ」のときは「を」であるが、「おそる」のときはなぜ「お」になるのかといふ、その根據が不明であります。

また「えぼし」と定めたが、「ゑぼし」も認めて居りますのは、どういふわけであるか、「あをやぎ」のときは「あを」であるのが、「あおばやま」のときは、どうして「あお」になるのか、それについては、別に説明を加へて居りませんし、またなんらの根據も示して居りません。つまり主觀により、獨斷的に定めたものと見るより外に、説明がつかないと思ひます。

しかるに、和字正濫抄はできるだけ古典に證例を求め、みだりに私見臆測によつて一定することを避けて居りますので、かれの態度はきはめて明瞭であります。もつともその出典を示してゐないものが、約三分の一ばかりあります。「集中假名ノ事」のところに掲げてある語例には、日本紀・和名抄および萬葉集からその典據を掲げて居りますけれども、まったくこれを缺いてゐるものも少しあります。これらの語は類例旁證によるか、あるひは語源によつて判斷したものであるか、たとへば

とのゐ 殿居なり

入 相 いらあひ 日の入ほどをいふ、晩鐘はいりあひのかねなるを、只いらあひといへり。

長 さま 里長 舟長 川長等。これもまた分々に治むる事あれば、治むの略なり。

折敷 をしき 古は柏などを折敷て神供をも盛り、人の食物をもすゑたれば、さて名付るなるべし。葉盤とかきて、ひらでといふも、此類なるべし。

濔標 みをつくし 水尾津籤なり。水尾は水脉とも書て、水の深き筋。其しるしに立る木なり。津は助語。

祖父 おほぢ 大父の意也。

狼 おほかみ 大嚙か 大神か。

棘 おどろ 未考得 俊成卿の春日野のおどろのみちのうもれ水末たに神のしるしあらはせとよみ給へるは、大臣の末にて微官に沈める事を神にうれへ申さるゝなり。

赴 彼家の末の人、此歌を思ひて、未だにといひしちぎりを、春日野のおどろかしてや神にいのらん。これによれば、今の假名に定まれり。もとよりおどろくしう見ゆる物なれば、名をおほせたるか。
おもむく 面向なり。背そむく。背向なり。

徘徊 たちもとほる 立廻なり。めくるをもとほるといへるは古語なり。今も舌のもと

ほらぬなといふは、まはらぬなり。事をなすに事のゆきがたきを、もとほらぬといふも、丸き物のめくるごとくならぬにいへり。

萌黄 もえき 草木のもえ出る時、青黄のふたつの色をかぬれば、それに似たる故に、名付るなり。

鶏 にはとり にはつどりともいふは、共に庭になれてゐる故の名なり。津はやすみ言なり。

兵 つはもの 兵器をもつはものといひ、兵器を取者をも共に名付。上の玉箒のたぐひなり。

繩 なは ほとはと通ずれば、直の意なり。

鹹 しはほし 俗語か未考得 鹽早をほとはと通じ、やとゆと又通じてかくいへり。早しとは鹽の味のさし出たるをいへり。和名にはこの鹹の字をからしとよめり。

約 せはくし はの字濁りて、せばくしといふべきを、皆音便にてせわくしと

いふなるべし。

儲 まうけ まけともいへり。俗にあきなひして利をうるを、金をまっくるといひ、子の

出来たるをも、子をまうくるといへり。儲副とて、兼てそへ置心なり。又儲畜とて

たくはへ置なり。子をまうくるは、太子をまうけの君といふごとく、家をつぐべき

人出来てそはるなり。

以上は出典を見出すことが出来なかつたと見えまして、おもに語源を考慮して、その假名を定めて居りますが、これにはいかがはしいものが見受けられます。鯛・鳥・繩・しははゆし・みをつくし・まうけ・寺等の語源説がその一例であります。徳川時代以前から見受けられる語源論は大抵常識によつて解釋したものでありまして、いはばその時の單なる思ひつきに過ぎませぬ。契沖はすべて古典に根據を求めて、みだりに私見臆測を逞しうすることを避け、すべて客觀的に解釋し批判しようと努めて居りますが、しかるに、語源の解釋には、常識が多分にはたらいて居ります。たとへば、繩は直ナホの意であると解釋して、「なほ」と定めてゐるのがその一例であります。またかれの隨筆に圓珠菴雜記といふものがありますが、その中に語源説がすこし

見えて居ります。その一例を擧げて見ますと、

寺 丹青色をまじへて、其光のてらす故に名付るか。又法の燈をこゝに掲げて、冥き途をてらす故ともいふべし。

佛 勃駄を舊譯には浮屠といひければ、それに木計キケをくはへて、名付けたるか。貴人を木にたとへ、賤しきを草にたとふること、日本紀・古事記等に見えたり。

刀 いろはなる劍のかたくなければ、片無といふか。

燕 頭圓ら これを略せる名か。

笠 重なるといふ略か。

親 老なり。子にのぞめていふ。

母 おもとは其恩重ければいふか。

松 萬葉にもあまた待によせてよめり。然れば千年をふる物にて、行末をまつ心に名付るか。

額 ひととは廣く平らかなれば、略していふか。

鯛 平なり。ひらき魚なればいふ。

猫^{ネコ} 鼠子待の略か。

魚^{イサ} うろこあり、尾あれば、鱗尾^{ウロコビレ}といふか。

鳥 人の取てかひもしく、くひもすれば、捕か。

鶯^{ウグイス} もろくの鳥の中に、すをうるはしくふなれば、愛食巢^{ウグイス}か。

馬 美うまの義に名付るか。日本紀によき人うま人といへるにて思ふべし。涅槃經に馬は世の財なる故に其肉をくはずと見えたり。

牛 日本紀に大人をも卿をもうしとよめり。しかればこれも中央土畜にて、田をすき、車をひき、其用多ければ、此よき名をあたふるか。又うしとぬしと同韻にて通ぜり。

鶯^{ウグイス} 互に愛すればをしと名付たるべし。

以上の語源説を見ると、いかに低級な常識がはたらいてゐるかがわかりませう。契沖は萬葉集の注釋なり假名遣なりに、客觀的資料を重視し、私見臆測を加へることは、できるだけ避けることに努めて居りますが、一旦その資料を失つた場合には、松永貞徳などの語源説と、なんら

選ぶところのない常識的語源説 (Volksetymology) に墮してしまひました。以上の語源説は貞徳の和句解に私淑してゐるところが多いやうで、たとへば寺の語源を「てらす」の下略としてゐるのは、貞徳と一致してゐます。貝原益軒もまた契沖の語源説を受けついで居りまして、契沖が「孫」の語源を「又子^{マコ}ならん」といつてゐるのを、そのまま益軒の日本釋名に載せて居ります。また契沖が鯛は平ひらな魚の意としてゐるのを、益軒も同意して居ります。契沖が寺は丹青色をちりばめてその光のてらすといふ意かと説いて居りますが、益軒は丹青をぬり、金銀をちりばめてひかりかがやくゆゑに名付けた言葉と説いて居ります。これを見ますと、契沖の語源説は、松永貞徳や貝原益軒などとおなじやうに、常識的語源説の範圍を出ないのであることが、和字正監抄や圓珠菴雜記によつて窺ひ知られます。

以上はすこし横道にそれましたが、ふたたび和字正監抄にもどりまして、正監抄に掲出してある語彙中、その出典を見出し得なかつたものには、以上のごとく語源の考察によつて判断して居ります外、「未考」としてあるものが相當あります。すなはち

いがむ啤

さいで眞字未考

ほかる行器

ぬもり守宮

もとゐ基

をよく泳 　　をこがまし經延 　　をこり奢 　　をこたり怠 　　をぎぬふ補
 をぎのる貫 　　をびやかす劫 　　おとな長 　　おきて掟 　　おもねる阿容
 よほろ圃 　　えぞ夷 　　ねえ垣 　　えせ何
 等であり、その他ただ語彙のみを掲出してあるものが相當あります。これを左に列挙して見ま
 すと

いは岩	いはや窟	いはふ祝	いはゆる所謂	いと糸
いとなむ管	いども挑	いとま暇	いとふ厭	いち市
いる入	いる鑄	いる熬	いるかせ忽諸	いかだ筏
いよやか蓋	いた板	いたはる勞	いただき嶺	いたむ痛
いそ磯	いそがはし開	いそぐ急	いづ出	いつ何時
いなば因幡	いなむ辭	いらへ應答	いむ忌	いのる祈
いくた活田	いくたま生國魂	いくさ軍	いや彌	いやし賤
いま今	います坐	いけ池	いけどり塵	いふ云

いぶかる訝	いこふ憊	いさ不知	いさり漁	いさかふ諍
いさむ諫	いさぎよし潔	いきほひ勢	いきどほり憤	いきる煩熱
いし倚子	いし石	いひ飯	いすゞがは五十鈴川にしのたい西ノ對	
ほいなし無本意	たいふ大夫	ゐ蘭	かやゐ高陽院	いひほ掛保
かたたがひ參差	かひこ蠶	よはひ齡	たがひ互	まひなひ賄賂
こまひ木舞	こひ戀	えひ鯉	あはひ交	あるひは或
あひだ間	をはり終	をとり雄	をののく戰	をのこ男
をぐつ麻鞋	をさむ納	をきゑ招餌	よをり節折	たをやか婀娜
つづらをり九折	なをざり等閑	ひを氷魚	おいかけ綾	おいて於
おいて除	おろか愚	おろす卸	おほおほぢ曾祖父	おほふ覆
おほびる大蒜	おほせ仰	おほせ課	おどろく驚	おとろふ衰
おとど大臣	おどす怖	おそる恐	おそふ襲	おんやうじ陰陽師
おまし御座	おふ生	おふ負	おもかけ顔	おもふ思

おもて面	おもて表	おもひやる想像	いほり庵	いほり廬
いほり替	いきほひ勢	にほふ匂	とゝのほる調	かほ顔
かほる薫	よそほひ粧	うるほふ潤	おほふ覆	おほし多
おほきなり大	ころほひ比	こほり郡	きほふ競	
あくるころほひ黎明	しほり鹽	しほで鞍	しほで鞍	ひとしほ一入
ひしほ替	もとほし縁	え江	え柄	え吉
えだ枝	えび鰓	えびす夷	えじ衛士	いにしへ古
いへばと鶴	いへにれ兎葵	いへついても芋	いけにへ牲	はへ蠅
はらへ祓	かへる歸	かへりまうし賽	かへのき柏	うへ上
うへのきぬ袍	うたへ訴	まへ前	あへぎ喘息	あまさへ剩
たわむ撓	いは岩	いはふ祝	いでは出羽	はき箒
はきぼし彗星	はききのくに伯耆	には庭	には場	にぎはしし瞻
をほり終	をほりのくに尾張	をしかは章	わらは童	わざはひ禍

かは皮	かはる替	かはらけ土器	かたはら傍	かしは柏
たくはふ苔	たけなは酎	たけのかは篋	うるはし麗	くはふ加
くはし委	やはらか柔	まはる廻	けはひ氣	あは粟
あはれ何憐	あはし淡	あはび鮓	あはひ交	あぢはひ味
さはり障	しはぶき咳嗽	びは琵琶	びは枇杷	すは諏方
すはう蘇枋	すはま洲濱	すなはち登時	はうぶる葬	へうし紙
べいじう陪從	かうだち神館	たうらがみ疊紙	つかうまへる仕	おとうと弟
おほいまうちぎみ大臣		くらうど藏人	やうく漸	まうす申
けう興	ふせんれう浮線綾	こまうど猫人	こうらうでん後涼殿	てうづ手水
さうにん相人	さうし曹司	さうじ精進	さけたうべて酒給	せうと兄
せうかうじ小柑子	せうそこ消息	すいさう水精	はふり祝部	とぶらふ訪
たふる倒	ねぶる睡	うるふつき閏月	まんえふしふ萬葉集	あふひ葵
ゆふべ夕	ゆふがほ夕顔	うば祖母	うばり優婆利	うばふ奪

ねすみ鼠	うす渦	くす葛	やはす箬	きす疵
ゆみはず鷺	もす鷓	すず鈴	すずき鱸	すずめ雀
すずし涼	かげらふ蜻蛉			

等であります。右の中字音のものは出典によらずとも明なものでありますが、普通に用ゐられる名詞、動詞、形容詞等は、平安朝の文學にもつねに見えてゐるもので、特にその出典を示さずとも、明瞭なものとして省略したものかと思はれます。別に出典が不明であるといふのではないやうであります。正濫抄には以・爲・比・乎・於・保・江・惠・倍・和・波・宇・布・保等の假名遣の外

むとうとまぎるゝ詞	うとむとかよふ類
うとぬとかよふ類	むとぬとかよふ類
むともとかよふ類	めと聞ゆるべもじ
むにまがふぶ	みにまがふび
をと聞ゆるふ	みをうといふ類少々

みをむといふ類少々	假名にたがひていふ類
中下に濁るち	中下に濁るし
中下に濁るつ	中下に濁るす
何ろふといふ言の類	

等の項目の下に、その假名遣を示して居ります。これらの假名遣は、定家卿のものには見えなもので、それだけ範囲が廣くなつたのであります。もつとも「じ」「ぢ」や「ず」「づ」の區別は、鎌倉時代ごろまでは、あまり問題にならなかつたもので、つまりこの區別をあやまることとが、さほど目立たなかつたものやうであります。これがはなはだしく混亂しはじめたのは、徳川時代に近づいてからでありますから、契沖は特にこれを取上げたものかと存じます。

以上は和字正濫抄における假名遣の大要でありまして、契沖は古典に根據を置いてこれを整理しようと思つて致しました。したがつて定家假名遣とは違ひまして、その基礎のきはめて鞏固なものであります。中にはその出典を明示してゐないものが、以上に列挙した通、相當の數に上つては居りますが、それには常識的語源説に原いた、いかがほしいものも多少見受けられますけれ

ども、大體は平安時代の假名遣と一致して居ります。また定家假名遣に見受けられたやうな二様三様の用法を認められたものではありませんし、ことに同一語源の言葉が用法によつて假名遣を異にするやうなものもありません。これはもつばら古典に重きを置き、その出典を明にして、私見臆測により、獨斷的に裁定したものでないことを示して居ります。その出典を缺いてゐるものも、類例旁證によつて判斷して居りますので、その基礎がきはめて鞏固なものであります。その點は定家假名遣に比して非常な進歩を示してゐるといつてよいと思ひます。

なほ契沖の一般語學上の意見は、卷一に委しく述べてありまして、國語學の初期におけるものとしては、卓絶したものが少くないのであります。契沖はかねて悉曇の學に通じて居りましたから、その知識を基礎として聲音發生の原理を説いてはいはく

凡そ人の物いはむとする時、喉の内に風あり。天竺には此風を優陀那といふ。此風外の風を引て丹田に下り、腎水をうちて聲を起す時、斷・齒・唇・頂・舌・咽・胸の七處に觸れ、喉内・舌内・唇内の所轉に依て、種々の音聲ありといへども、其數五十音に過ぎず。唯人間のみならず、上は佛神より、下は鬼畜に至るまで、此聲を出す。又唯有情のみにあらず、風の

木にふれ水の石に觸るゝたぐひの非情の聲までも、これより外に出る事なし。と説き、つぎに、五十音の本質について

梵本の阿字に本不生の義あり、一切諸法本有にして、今初て生ぜずといふ義なり。此義より一切の義は生ずれば、又義の初なり。和漢には只聲のみあり。いはあの聲舌に觸て轉じたる聲なり。梵文に伊字を根本の義といふ故は、草木の種をまきて、それより初て根を生ずるところとく、阿の聲初て轉ずる故なり。うは唇に觸て轉ず。えはいより生ず。えといふ時、舌に觸て最初に微隱なるいの音そひて、いえといはる。をはうより生ずる故に、初に微隱なるうの音そひて、唇に觸てうをといはる。此二字も功を初にゆづれば、阿より生ずるなり。九聲の字かはあの聲すこし喉のそとに當りて轉じたる聲なり。喉音ながら牙に觸る故に牙音ともいふ。梵文に迦を作業の字といふは、聲の動きて外に出る初なればなり。さたなは共に舌音ながら、さは舌の本に觸れ、又齒にもふるゝ故に、齒音ともいふ。たは舌の中ほどに觸れて齶を弾じ、なは舌の末にて齶を弾する聲なり。又なは鼻に入故に、陀羅尼の中に鼻音と注せる事あり。鼻をつよく塞ぎては、なにぬねのの五音は、ふつといはれぬなり。はまは共に唇音

ながら、はは唇の内に觸て軽く、まは唇の外に觸て重し。あよりこなたの七音喉舌唇と次第して、又三内の中に各次第あり。やらわの三音は、上にいふ口聲にて、口の中に満ていはるる聲なり。其中にやは喉音ながら舌を兼ていはる。らは舌音の至極なり。舌の端を卷てたなよりも猶嚙をつよく弾じていはる。余の舌音は舌の下齒に著てもいはるゝを是はいはれず。梵文の羅字は火の種子なり。舌は心臓に屬す。火はみるを性とすれば、自然に相應せり。わは喉音ながら、唇音を兼て、はの字よりも猶唇の内に柔らかに觸ていはる。右の三音又喉舌唇の次第なり。梵文の法は摩多の字を省して體文の字に加ふ。省するやう漢字の三水等のごとし。迦に伊を加ふれば積となり、字を加ふれば俱となり、曳を加れば計となり、遠を加ふれば古となる。迦伊反積、迦宇反俱、迦曳反計、迦遠反古なり。積を引けば伊となり。俱を引けば宇となり、計を引けば曳となり、古を引けば遠となりて、韻皆摩多の聲に歸る故、點畫すなほち韻なり。さたな等に加ふる事も右におなじ。よりに四九三十六音を生じて、都合五十音なり。三十六音は聲韻和合して生ずる聲なる故、梵文は字もまた和合して生ずれば初よりこくけこ、しすせ等の字體なし。

と説いて居ります。かやうに五十音の成立から各音の本質まで説明することは、これまでの歌人などの到底企て及ぶところではありません。さすが契沖は悉曇學を修めて居りましたから、その知識を基礎として、右のやうな意見を述べることが出来たのであります。この音韻學説は後世の學者に多大の影響を及ぼしました。實にわが國における音韻學のいしずゑを築いたのははじめは契沖、ついで文雄であります。

つぎに五十音圖は梵文にならつて作つたものであることを説き、平假名と平假名の字源、それから伊呂波歌の作者と歌意の注解につき、それぞれ説明して居りますが、右のやうな問題にまで觸れるやうになつたことは、國語學から見て、畫期的な進歩といつて差支ありません。

第五章 和字正濫抄の反響

さきに述べましたやうに、定家假名遣の勢力が實に強大なものでありまして、徳川時代になりましても、依然としてその勢力が衰へませんでした。契沖すらも歌人としてこの假名遣によつて居つたのを見ましても、その一端を窺ひ知ることが出来ます。定家の假名遣が出来ましてから、徳川時代に至るまで、假名遣書としていろいろなものがありました。たゞ、いづれもその流を汲むものでありまして、これに異を樹てたものはありませんでした。たとへば定家假名遣後にはあらはれましたものを擧げて見ますと、

46

行能卿假名遣

後普光園院御抄

假奈津可飛

假名遣近道

假名遣近道抄

初心假名遣

類字假名遣 荒木田盛激

假名字例 橋成員

等はいづれも定家假名遣の系統に屬するものであります。歌人は由來傳統を重んじて居りますので、元祿時代になりましても、依然として定家假名遣が巾をきかせて居りました。その結果、契沖はおそらく多大の抱負を以て和字正濫抄を公にしたのでありませうが、しかるに、一向これに共鳴するものがありませんでした。ただ共鳴するものがないばかりでなく、これに對してはげしく攻撃したものがあらはれたのであります。それは江戸の人橋成員の倭字古今通例全書八巻でありまして、元祿九年八月に刊行されて居ります。これよりさき、成員は延寶六年に假名字例といふ定家假名遣を増補したものを四巻あらはして居りますが、その後さらにこれを増補いたしました。元祿八年七月に成稿したのが倭字古今通例全書であります。契沖の和字

正濫抄の脱稿したのが元祿六年二月で、刊行されたのが元祿八年九月であります。その草稿が出来たのは、これより十數年前であつたことは、さきに述べた通であります。倭字古今通例全書の自序を見ますと、別に和字正濫抄や契沖の名を明に出しては居りませんが、暗にかれの假名遣をばげしくこきおろして居ります。その全文を左に掲げて参考に供しませう。

一 凡文字は伏羲氏一陽一陰の畫を起して奇偶の象をなし給ふ。これ文字の大祖なり。八卦次第にをこり、六十四卦成後に、黃帝の時蒼頡といふ人、鳥の足跡を見て文字を作る。是を古文といふ。周宣王の時史籀と云もの、古文を變じて大篆の書をつくり、秦の始皇のとき、李斯小篆をつくり、同程邈隸書をつくり、筆畫省略してやすく、徒隸にほどこそすの名なり。今の眞字是より出。漢の代に至りて草書出で、草聖の名あり。晋の王羲之草の書様を定めたり。書ありて似たる字少しづつのかはりあるのすがたをあらはせり。天竺にては、梵天王降て悉曇ををしへ、四十七言をもて物によせて合成し、ことにしたがひて轉用す。此のへに梵字と云。悉曇ここに成就を翻す。梵字によつて一切の事を成就するの義なり。日本にても往古は

文字ありて事をしるすらめ。いつのころにか、唐土の文字をかり、はなはだ省略して文字の意を不用。そのこゑをかりよせて用る故に、是を假名字といふ。弘法大師世にある所のかな字四十七字をあつめ、同字なしの長歌とし給ふ。發言の三字をとりていろはと云。誠に假名をつかふの法、萬代不易の定例なりぬべし。其心は諸行無常の四句の偈をうつせり。韻字はとがなくてしすの七字ををけり。四句偈の心を修し侍るものは、現世罪障なくて死す、當來あにうたがひあらんやの意なり。妙作よのつねのよく及ぶ所にあらず。其道にしたがふ人、日域の稱首にするものむべなる哉

一行阿の假名文字遣と云書ありて、其序に云。京極中納言定家卿家集拾遺愚草の清書を祖父河内前司于時大炊助親行に誂申されける時、親行申て云。を・お・ほ・え・ゑ・へ・い・ひ等の文字の聲通ひたる誤あるによりて、其字の見わきがたき事有て然る間、此次をもて後學のために定をかるべきよし、黃門に申所に、われもしか日來より思ひよりし事なり。さらば主爨が所存の分書出し可進由おほせられける間、大概如此注進之處に、申所悉其理相叶へりとして、則合點せられ畢。然者文字遣を定事、親行が抄出是濫觴也。加之行阿思案するに、

權者の製作として、眞名の極草の字をいろはに縮なして、文字の數のすくなきに、い・ゐ・ひ・お・を・ほ・え・ゑ・へ同讀のあるにてしりぬ。各別の要用につかふべき謂を。然而先達の猶書漏されたる事もある間、是非の迷ひをひらかんために、追て考るのみにあらず。更に又ほ・わ・は・む・う・ふの字等をあたらしくしるしそへ畢。其故はほはをによまれ、わははにかよふ。むはうに同じきによりて、是等を書分て段々とす。残る所の詞等ありといへども、是にて准據すべきか。仍子孫等此勸を守て可深祕。此序によるに、行阿は親行の抄を見られたりと見ゆ。其抄世に聞えず。但行阿の抄の中に皆のせて有べし。其故親行の抄は世にあらはれざるか。親行も世俗の假名にまかせられけるか。行阿もいまだ不熟事歟。混亂糺繆すなからず。畢竟かなづかひの法往昔いまだ不定。日本紀より三代實錄までの國史萬葉集新撰萬葉集古語拾遺舊事記古事記延喜式和名抄古今和歌集其外家々の集のかなよみこゑとりまじへ、又はを・お・え・ゑ等亂てあり。今かやうの書を假名の證據とさだめがたし。しかれども、其中に用不用あり。とるべきものを取り、取がたきものはとらざる也。右の書を證據とする時は、假名遣の法はなき也。いかやうにかいても、くるしからぬになるべし。假

名の法は平上去入の四聲にしたがひてさだまりぬ。中國にては經傳皆韻にして沉約神珙唐元和の陽寧公南陽釋處忠等四聲字法を專とす。經傳の叶韻といへども、今の法則としがたきものあり。なんぞ舊記になづまんや。只理の正道にしたがひて可也。近年かな遣の書あまた出たり。或雜淆し、或古書を證據にたて、愚昧のたしかにおもふやうにしなせり。徵とするにたれりとおもふらめ、一向かなを不知ゆへなり。假名のゆへんをつまびらかにせば、古今の是非得失たなこゝろを見るがごとくならん。

一 言語は水土風氣によりて變ず。中國はなほだ廣きが故に、一域の内四方の譯を置く事禮記に見ゆ。況天竺日本は方はるかにへだつ。言語不通本朝にはキャン・シヤン・スツ・ユツ・ミク・ルクの聲の類不用ゆへ、をのづから文字にうつさず。ラリルレロの五字の訓なし。但ラの字は埒の一字あり。是とても埒の字レツの聲をラツと轉じ、ラツをラチと化したるなり。文字のこゑはかな三字にかぎる。訓はかな五六字にかぎる。二字三字の訓を一字の上につづめよむはあり。各別の事一字の訓、又は二字三字を一字のうへにつづめたるよみにも、一字端的、二字下略、三字中略、四字上下略とは大かたの形也。一字の訓をも略し、又は二

字三字の訓を一字の上につづむるとも不略して、またく用るも訓。母訓子訓孫あり。よくならひ熟すべし。

以上においてあきらかに看取される通、契沖が和字正濫抄において、

今撰ぶ所は、日本紀より三代實録に至るまでの國史、舊事記・古事記・萬葉集・新撰萬葉集・古語拾遺・延喜式・和名集のたぐひ、古今集等及び諸家集までに、假名に證とすべき事あれば、見及ぶに隨て、引て是を證す。

と申してゐるのを、そのまま引用して、これを攻撃して居ります。

通例全書に掲げてある假名は、乾坤・氣形・生植・服器・雜事の五部に分け、さらに各部を細別して、伊呂波順に配列して居ります。假名の用法としては

端い	中ゐ	奥ひ	端へ	中え	奥ゑ	端は	中を
奥お	わの字	はの字	うの字	ふの字	むの字	假名體用	通用の假名

志知須津の濁音 返音訓 爲持 變通
の各項に分け、各項について簡単な説明を與へて居ります。たとへば、

端い

聲の字の下にとまるは皆い也。齊灰代青等也。又訓の時下に用事も有、鯉こい 鯛たい 灰はい。又中に用事も有、小ちいさし 逸ほしいまゝ等也。又訓の時ひゞきたるもいな り。譬ば美うつくしい 樂たのしい 悲かなしい 喜うれしい等也。又書かいて 啼な いて 於をいての類きくに通也。委口傳

のごとく、「い」の用法を説いて居ります。假名遣としては、大體定家假名遣と一致して居ります。語義の説明は多少加へて居りますが、假名遣としての典據はあまり示してありません。中には古典の假名をしりぞけてゐるものもありまして、たとへば、

つえ 杖 又かせづえ横首三字古書ニつゑトモ、古今通照が詞書にしるかねをつゑにつくれリト有、然ドモ今不用之、口傳ニ附つゑつく

えぼし えぼうしトモ 烏帽子古書ニえぼしトアリ誤ナランカ

こい 鯉 順倭ニハこひトアリ誤也、口傳ニ

等のごとく、古典の假名遣を否定してゐるものもあるし、あるひは源氏物語・古今集等を引用

してゐるが、その假名を自分のきめた假名遣に改めてゐるものもあります。すなはち、なをびと 直人 無俗姓ヲ云伊物ニ父はなを人にて母なん藤原なりける又源氏等本ニモアリのごとく、伊勢物語や源氏物語に「なを人」とあるやうに引用してゐるが、同書にはいづれも「なほ人」となつて居ります。それと同じ例は幾多他にもありまして、

うふる うへ、うはる 植順ガ歌ニたのしな野々宮人のうふるはな

ぬこまやま 膽駒山 俗ニいこまやま生駒ト書ク後拾遺ニぬこまやま

やえやま 八重山 古歌ニあしがらの關のやえ山

しでのたおさ 四手田長 古今誹諧 いくはくの田をはくればか郭公しでのたおさをあさなくよぶ

しる 椎 しるがもと源氏卷の名なり

ひいな 雛 源氏紅葉賀ニひいなをすへてト有

等いづれも、出典の用例を變更して居ります。自分の定めた假名遣と出典の假名遣と異なるのを氣づかずに、ただ漫然と同じものと考へたのかも知れません。また足利時代に平安時代の文學を書寫するとき、ことさらに定家假名遣に書きかへたものもあつたさうですから、その書きか

へたものによつたものかとも考へられます。また

ゐろり 圍爐裏 古書にいろりトモ 不用

ゐもり 守宮 古書ニいもりトモ 不用

あをのり 陟 俗に青苔、古書にあをヲあおトアリ 不用之

等の如く、古書とあるのは、いかなる書籍をさしてゐるのか不明であります。自序に古書といへどもかならずしも證據と定めがたいといつてゐるのに思ひ當ります。それから「ひとをり一折」も單に折のときは「おり」である、「おぢて 懼」も「をそれ」の時は「を」である、「おほよそ 大都」も「をよそ」と訓するときには「を」であるといふやうな振合は、定家假名遣の流をそのまま汲んでゐるものと見てよいと思ひます。

以上のごとく、倭字古今通例全書の假名遣は、定家假名遣の系統に屬するもので、ただ各語彙に簡単な注釋や説明をつけてゐるところがすこしく進んだものといへますが、假名遣そのものの基準がはなはだあいまいで、成員の主觀を脱することが出来ないやうであります。

本書には跋文が載つて居りますが、やはり昏に契沖をそしつて居ります。その全文を擧げて

見ますと、

倭字法之書、所採行者不_レ少。顧_ニ其爲_レ書、引證之諸書若干不_レ可_ニ牧學。於戲博覽強記可_レ謂_レ勤矣。然知_ニ古書有_ニ假名字_ニ而不_レ知_ニ古書之假名有_ニ中否_ニ一槩而執_ニ其假名_ニ則背_ニ假名之法律_ニ。此篇則雖_ニ古書之假名_ニ不_レ足_レ采者不_レ采_レ之。於_ニ其可_レ采者乃采_レ之。集彙而爲_ニ軌微明徵_ニ實古今假名例之全書也。彼與_ニ彼雜淆之諸篇_ニ天地縣隔。丙子

元祿九年暮春之日

牛巷逸民 幽谷庵伴益敏書

56

また成員の弟薄保春もまた本書に序文を書いて居りますが、その一節に、
夫假名者雖_ニ人々用_レ之、多不_レ能_レ知_ニ其方法_ニ也。其實彷彿似_ニ中華天竺之字法_ニ不_レ通_ニ韻書_ニ而達_ニ其意_ニ者未_レ之有_ニ一也。縱通_ニ韻書_ニ亦不_レ知_ニ訓母讀子之轉化_ニ則其道難矣。若假名少差則事理乖戾疑惑起。假名法重哉。古代之歌書或紀傳等假名未_レ定猶_ニ詩三百平側位次無_ニ定格_ニ也。故不_レ敢泥_ニ古書之假名_ニ第所_レ可_レ取者取_レ之也。

とありまして、いづれも古代においては、いまだ假名の法則が定まらなかつたのであるから、

無條件には古書に據ることが出来ない。ゆゑに、その取るべきものは取り、その取るべからざるものは取らない、これが常道であると論じ、契沖が六國史をはじめ、古代の書籍を絶対の基準として、假名遣を定めてゐるのをそしつてゐるのであります。定家假名遣派の弱點はその基準がはなはだあいまいで、なにを典據としてさう定めたかが不明であることでもありますから、そこで古代においては、假名の法則がまだ定まつてゐなかつたのであるから、これにかならずしもふかく拘泥するに及ばないのである。しかるに、一概に古書を典據としてゐるものがあるが、それはつまり假名に對する認識が缺けてゐるためであると、まづ自己擁護すると同時に、契沖を痛罵するといふ態度に出たのであります。

契沖はこの倭字古今通例全書をいつごろ手に入れたかよくわかりませんが、これを一讀しますと、激怒いたしました。ただちに筆を執つてこれを反駁した和字正濫通妨抄五卷を著して居ります。その草稿の出来ましたのが元祿十年八月でありますから、通例全書の刊行後一年の間に出来たものといふことになりましたが、通例全書が刊行されてから、契沖の眼に觸れるまで多少時日があつたらうと思はれますから、通妨抄はわづか數ヶ月の間に一氣に書きなぐつたもの

と見えます。これを見ても、契沖がいかに憤激したかがわかりませう。

和字正濫通妨抄に序並に總釋といふものが巻頭について居りますが、これは逐條的に通例全書を反駁したものであります。しかるに、學説の反駁といふよりは、むしろ人身攻撃で満ちあふれて居ります。各巻の扉や見かへしのところへ、痛罵するに用ゐる語句や狂歌などを所せまきまで書き込んで居りまして、それを適宜に使用して居ります。まづ巻頭に、

此通妨抄を出す故は、さきに和字正濫抄五巻を撰びて古書どもを引證して、假名のまぎららしきを正す。これ中世以來假名をいるかせにして、義もまた隨ひて誤まる事見ゆる故なり。委しくは彼にいふがごとし。こゝに武城に背面先生といふ人ありて、假名づかひの書とて、貳過集八巻を印行せるものを見れば、儒を業とする人の撰述と見ゆるが、引かれたる所の書、家の青氈とする禮記莊子等をもはかくしくは見られず。まして和書は末學などの引たるなどは見られたるが、本書をば見られず。たましく見られたるにやとおぼしき所も、人となり輕躁はなはだしき歟。誤て耳を把て梯ハシを梯カマ風情おほく、和語の書はてにをはだに知らぬ人の、只傲慢にて心を師として、ふつづかなる事どもをいやしき詞にかゝれたるが、初にも千歳笑

といふ物四巻を出せるよしなり。今見るをもて見ぬを思ふに、鐵の輪も片腹にまつはまほしきばかりの物なるべし。

と成員に痛罵を浴びせて居ります。背面先生といふのは成員をさしてゐるのであり、貳過集は倭字古今通例全書、千歳笑は假名字例をさしてゐるのであります。これらの悪名を用ゐた所以については、

そもく背面先生とはたれぞ。又千歳笑・貳過集などいふ書をもきかず。老たる人はひとりごとするくせ出來てふ、それにはあらずや。いな、法師老たれどまださばかりはほれず。彼書の中にみづくにえぼうしきせて、小鳥どもものて、れレ困テ、レレ和名・媒鳥ヲトリにしたるばかりのことおほかる中に、うもじの所に項ウツミをいふとて、うなぢ頂額中也。又ハトモ訓ヲなぢトモトモ）これ眞假名合せて廿字に足らぬ中に既に六あまたの誤あり。二つの假名ともにじをぢにたがへたる、項を頂に作れると、頸後とこそ和名にも注したれ。めのわらはべも知れるうなぢを額中といへると、又顛ともといへると、五ツはあらはなり。今ひとつは額といひてまた項顛とすれば、所さだまらぬをそへたり。餘は准へて知るべし。目すでに項の下にあらば、先生が見

る所、古今の人にかはりたるもことわりにこそと、さて呼ぶ名なり。千歳笑とは椶皮の厚き顔、葭葦の薄き才をもて、恥のいのちながらん事を欲して、良材を彫りて延るをいふ。貳過とは君子あやまちを知ては、必らず改むとこそいふなれ。顔回は過をふたたびせずとこそきけ。高ぶる餘りに、彼跡をさへ追ふまじと、羹に懲りて、あまりなるは、壺をさへぞ吹なるを、これは熱きを執ても、手を濯かず。燃ゆる火に薪をそふとかや。酔へる人に強ふとかや。あやまちにあかれねば、これもまたこなたより名付たるなりといへば、くつがへりて、めもなく咲ふ。千歳笑の初の一こそといふべし。

と嘲笑して居ります。元來契沖は温厚篤實な學僧で、人と争つて惡罵を浴びせるやうな性格の持主ではありませんが、成員等の攻撃にあつて、感情的な歌人でありますから、いたく立腹して、右のやうな珍しい態度に出たものと思はれます。なほ總釋中成員を攻撃してゐる箇條を拾上げて見ますと、

一 背面先生五十音を吉備公作といふは暗推なり。其故は五十音はもと悉曇に付てありくる事なる上、もし吉備公作ならば、あやわの三行に三のい、三のゑ、二のう、二のをを面々にあ

るべし。平假名とひとしくして、二のい、二のえ、一のうなれば信じがたし。

一 拗音とは阿をいやといひ、うわといひ、加をきやといひ、くわといふごとき是なるを、背面先生は拗音をば付ながらえ知らで、同韻の横通をいふと思ひ、直音はあいうえを、あかさたな等と字にまかする音をいふを、これもあいうえを、かきくけこ等と、五音相通に堅通するをいふと思へり。これ凡拗音・直音は悉曇より出たる名目にして、韻鏡等に沙汰なし。悉曇は和朝にのみ残りて、今も昔に及ぶまじけれど、其沙汰ある故に、韻學者これを傳へて用るなり、やいゆえよ、わゐうゑお二行の字を、毎行の二三の字の下に、位をたがへず付れば、アウワイウキ等となりゆくなり。圖を見てよく味ひて心得べし。

一 背面先生が五十音圖、ヤイユエヨとワキウエオと、いゝ前後位違ひ、えゝ左右地易れり。たゞ背面のみならず、韻字を活計の媒とするものの圖も、また然なり。杓子を定規とすといふ諺、これに當れり。爲は玉篇に于偽切、やのくたりにうなし。いかに心得て、やに屬すといふや。越は于厥切、これもまたことわり上に同じ。伊は於脂切、衣は於祈切、此於は漢音あ行のをなり。以は餘止切、延は餘旃切の下略、叡は以芮切、わの下にをの音よの音なけ

れはいかなる故にわの下にならん。これらの淺理だに知らぬ人の深き意をか得む。

一 通別は互に相待つ名なり。たとへば經緯のごとし。經によりて緯の名あり。緯によりて經の名あり。五十音各別にして五音同韻の相通あるも、これに似たり。經緯まじはりて絹布をなすは、相通のごとし。されども、經を緯とし、緯を經とする事あたはざるがごとく、通する音、通ぜぬ音あり。假令魚をいをうをといへども、五音相通なればとて、あを・えを・ををといはず。狐をきつね・くつねとはいへども、かつね・こつねといはざるがごとし。背面は通を好て、やゝもすれば經緯を混す。箒もうたれず、梭もとほらずは、絹布いかでかならん。

一 あることどもりなる人の、はじめて耳とくはつかしき人にあひて語るが、いかでかくとはしられしとおもひて、さらはことすくなにをりくのいらへのみにもあらで、いたくこわだかにかたるほどに、とゝのほるといふ事をいふ時にいたりて、れいのやまひ出来るものか、ととくといふほどに、あたりにひなを具して、庭鳥のしありきて、あくたふかきちらして、あさりついでむが聞つけて、れいのゑをくるゝはとて、よぶになれて、ふためつどひくるに、あはてといといはれねば、とゝのほるはまづおきて、ゑをはませよといはむ

と、下わらはにむきていふに、氣さへあがりてければ、それしもいはれず、たゝゝとのみいふを、今參りにて心もえねば、はかむとするにやとおもひて、唾壺を取來てまへにすゑつ。いとゞ腹さへたちて、かほをあかめてうたんとする時に、やうくはませよやつめといへば、にげくよねをにぎりてうちまけど、にはとりどもは、れいにかはりてすさまじきにおそれて、とく皆ちにければ、よねは時ならぬ霞しも降たらんやうにてぞ、庭白妙に見える。向へる人はおかしきを念ずるに、くろかねのわをもまつはまほしきまでこそ、片腹のいたかりけめ。今背面先生がかける物も、詞をいたはらずかける所には、てにをはをたがへたる事もすくなきを、つくろひて和歌の詞などつかへる所に、とゞく見えたり。いはゆる日本にても、往古は文字ありて事をしるすため。又云「或古書を證據にたて、愚昧のたしかにおもふやうにしなせり。微とするに足れりとおもふらめ。一向假名を不知故なり。」これらの上こそといはずしてらめといへるは、あにとゞくにあらずや。萬葉に喚鷄を豆々

一 行阿の意を・おを用るに、音の輕重によりて用分へしと思はれたるか。手折たるを、折おる

小桶こをけ 桶おけ 深山下風みやまをろし 山下風やまおろし 防已あをかつら 青羽山あおば
やま 此たぐひに、おなじ事をもわかたれたり。其故を釋せざれば、その心知がたしといへども
凡上聲はかるく、平聲・去聲はおもしと思はれけるかとおほえたり。若推量のごとくならば、
證とするにたらぬ誤なり。一種の詞も音便に隨て轉ず。轉ずるに隨て、假名をも轉ぜば四十七
字に各平上去を分て、百四十一字あるべし。たとひまぎるゝ音なき字をばおくと、い・ゐ・
え・ゑ・を・おに三聲をわかたば、十八字あるべし。たとひ文字をかへすとも、を・おのみな
らず、い・ゐをもえ・ゑをも輕重に隨ひて書かるべき理なるを、只を・おにのみいへるは、
あに偏曲にあらずや。四聲とも輕重あり。上聲をのみ、平去に對して輕しといふべきにあ
らず。いろ平いろこのみ上いろく去ぬげた平井井上上ぬづつ井戸去え平江戸上えほし
去ぬぬ平ゑのこ上ゑむ咲去これら同字にして三聲かはれるにあらずや。若又聲によりて字
をかへば、をとり蝶鳥、去聲をとめ少女をちこち彼此居るをんな平をこし、これら何ぞ
おを用ぬや。おいて於おと音これら何ぞを用べしといふや。をとこ少男をはり尾張これ
ら上二字の時上聲、下の一字にうつるにいたりて、平聲となる。おのづから汝がいふ所に叶

へるを、なんぞかへりおを用べしといふや。青といふ詞青羽の山・青葉・青苔などいふ時は、
平聲の輕、青山・青雲・青丹吉などいふ時は上聲、馬の毛に青といふ時は、去聲にいひ習へ
り。たゞ皆音便にて、假名のかはる事なし。若親行のかゝる事申されたらば、假名において
盲導なり。若行阿のそへられたらば、古人を誣る罪のがれがたし。背面が輩はいふにたらず。
一「背面がいはく、假名の法は平上去入の四聲に隨ひて定まりぬ。」今云、これ笑ふべき事な
り。先和語は訓のみにして音なければ、平上去の三聲はあれども、それも只音便にして、字
の三聲に預からず。況入聲は下に必ふ・つ・く・ち・きの字そひて、假名二三字あはせざれ
ば、なき音なるが故に、一字一音の和語にひとつもあることなし。これによりて、平聲の字を
借ても、上聲・去聲も用、上・去の字を借て、平聲にも用、末・吉等の入聲の字、和訓の字まで
も借りて、三聲に通じて用るに、かゝはる所なし。もろこしの字定まり、音定まれるには同
じからぬものを、知らぬ事を、知がほに事々しくいひなして、なんぞ初學をまどはずや。
以上は成員の自序における敘説を逐條的に反駁攻撃したものでありますが、その中でも、契
沖をしてもつとも憤怒せしめたのは、

畢竟かなづかひの法、往昔いまだ不定。日本紀より三代實錄までの國史・萬葉集・新撰萬葉集・古語拾遺・舊事記・古事記・延喜式・和名抄・古今和歌集其外家々の集のかなよみこゑとまじへ、又はを・お・え・ゑ等亂てあり。今かやうの書を假名の證據とさだめがたし。といつて、和字正濫抄の根本を覆して居りますので、契沖がこれを見ていたく憤慨したのは、決して無理ではありませぬ。またさらに、

假名の法は、平上去入の四聲にしたがひてさだまりぬ。中國にては經傳皆韻にして、沉約神珙唐元和の陽齊公南陽釋處忠等四聲字法を專とす。經傳の叶韻といへども、今の法則としがたきものあり、なんぞ舊記になづまんや。只理の正道にしたがひて可也。近年假名遣の書あまた出たり。或は雜淆し、或は古書を證據に立て、愚昧のたしかにおもふやうにしなせり。徴とするに足れりとおもふらめ、一向かなを不知ゆへなり。假名のゆへんをつまびらかにせば、古今の是非得失なごゝろを見るがごとくならん。

と愚昧呼ばはりをされて、一層憤激し、到底これを黙過することが出来なかつたので、以上のごとく逐條的に反駁攻撃を加へたものと思はれます。なほ成員のみを罵倒しただけでは、腹の

虫がをさまらなかつたと見えまして、弟薄保春の序文に對しても、逐條的に攻撃のほこ先を向けて居ります。すなはち、

「序中云、天竺之悉曇、體製聲音有三密之定式。而東漸惟尙矣。離合微誤則翻譯殊塗云々」今云、おほよそ天竺の悉曇は在家出家通用する事、こなたの文字のごとし。これに三密の沙汰ある事は、唐土に傳はり、日本に止まりて後、獨眞言一宗の用をなすに至りていふ事なり。天竺より唐土まで、世俗及び顯宗の人、師の傳へらるゝには、密宗より見れば、三密の理何處にても闕る事なけれど、當分においては、全く三密の名なし。然るに、近年武州湯島靈雲寺覺彦阿闍梨悉曇三密抄を撰て、專梵字に三密の義ある道理を述らる。これは他宗の人、師は翻譯事畢りぬれば、たとへば阿耨多羅三藐三菩提は無上正等正覺の梵語なりと知ぬれば、梵字知らざれども、大かた事足故に、梵字の學絶たり。眞言宗には梵字を知らざれば、陀羅尼を讀に誤る事ある上に、兩部の肝心此事にあれば、弘法大師聲字義を作り、奏狀を奉て眞言を學ぶに、金剛頂業・胎藏業・聲明業に各一人づつ毎年三人の度者を賜はるべきよし奏し給ひければ、やがて官符を降して、こはしのまゝに賜はりぬ。其聲明業はすなはち悉曇を宗

と學ぶ人なり。覺彦の義是に依らる。彼三密抄を見て、終に三密の名を知て、三密の定式などいふ事笑ふべし。天竺にては、兒童も用る梵字に、何ぞ三密をまたん。三密は眞言一宗不共の詞にして、世人の知る所にあらず。慈鎮和尚今ましまさば、知がほにして知らぬかなとは、子がためにぞよみ給ふべき。

「本朝最初徐市未_レ齋_ニ墳典_ニ前不_レ可_レ無_ニ文字_ニ惜哉不_レ聞_ニ其說_ニ蓋移_ニ便簡_ニ而失_ニ其本原_ニ乎」
今云、徐福が事は秦始皇の時にて、此國の孝靈天皇七十年以後に當れり。徐福が此國に來といふ事も、鬚髯にて慥ならず。まして書籍の事はさぞあらんの推量なり。いにしへの此方の文にかつていはぬ事也。阿直岐王仁よりを初と信すべし。又徐福が持來る書は大篆小篆なるべければ、それより此國に行はれ、移便簡而失其本原乎といはゞ、神世の文字を失ひて、漢文字の簡便につくといふ心歟。甚暗推なり。

「其省略體製之祖人未_レ知_ニ爲_レ誰_ニ」
今云、やがてつづけて、五十音は吉備公に始まり、四十七字は弘法師に起るといふ。これ祖人にあらずして何ぞや。片假名は眞書の省略別製なし。平假名は異國の草書を今少省略せる

中に、少々はそのまゝなるもあり。

「吉備公喚_ニ起阿之一聲_ニ而大衍五十韻響、釋空海發_ニ端以之一音_ニ而四十七律足。微_ニ吉備公_ニ者不_レ能知_ニ五音直拗_ニ」

大衍五十韻四十七律といふ事牽強なり。

五音直拗等、悉曇を學ぶ者の初門なり。何ぞ吉備公を頼まん。其上和語には拗音を用る事なし。又吉備公ありしかども、子が伯すでに拗音・直音の何事とも知らず。況子何ぞよく知らん。春の焼野のすくろの若薄いつほに出べしとも見えぬかな。又五十音は悉曇より出。吉備公の定むるにあらず。其故は梵字は各別にあり。片假名は四十七字のみある故に、イウエの三字は同字あり。これいろはにて五十音をかく故也。

「大_ニ成其法_ニ者藤時雨亭是也。藤氏歿而知者鮮矣」

行阿のいへる意、親行の所爲なれども、定家卿合點の故に、世に定家卿の假名遣といひ習へり。然るに、流布する所誤多き故、汝が兄既に親行の世俗の假名にまかせられけるか。行阿もいまだ不熟事歟。混亂糺繆すくなからずといへば、兄弟の口矛盾せり。親行に誤おほく

ば、定家卿の誤にあらずや。何をか大成といはむ。虎の威を藉て、人を懼しめんとするものなり。

一「不_レ通_二韻書_一而達_二其意_一者未_レ之有_二也_一」

今云、和語は只四十七音にて無窮の音に用。其字平上去入の四聲和訓までを用。更に韻書を用る事なし。但以餘止切爲于僞切、これらをばわかちて用るはもとより字別なる故なり。定家卿同じもじなき歌に、末す五燃もえを一首によみたれど、取られたるに准へて知るべし。遊仙窟に團碁を違期にそへたるも、團・違ともに音のなる故なり。もし一ツはい、一ツはゐならば、音別なればそふべからず。

一「若假名少差則事理乖戾疑惑起。假名法重哉」

今云、此理なきにあざれども、今違ひても、事かけず、くるしからずともいふべし。その故は、汝が兄が下にかけるごとくならば、いにしへより汝が兄までは、假名よくしれるなしといへり。然れども、事をかゝずして來りたれば、今より後も然るべきにあらずや。兄に黨して、汝も童蒙をおどかなす。

一「古代之歌書或紀傳等假名未_レ定。猶詩三百平側位次無_二定格_一也」

今云、日本紀等の六國史・萬葉・古今等延喜式・和名抄等の假名一同にして定まれり。何ぞ定まらずといふや。汝が兄明巍の盲導にひかれて、偏執の深坑におちいれるを、汝何ぞこれを救て、彼深坑を出さずして、いと其上に落重なるや中略羅浮子は近世の大儒にして、推稱する事かくのごとし。汝が兄何人ぞ。いまだ其名を聞ざるに、大言を吐て、日本紀・萬葉より此等の書の假名をも用すといふや。其上玉城の下に、神武天皇以來の帝都の事をいへるを見れば、夢にも日本紀の正本をば見ぬ人なり。瓜の下萬葉にひろ葉のかつらとよめる歌とて出せるを見れば、もしもろこしの三韓などの人、梵字・蠻字などにかける本を見られたらんはしらず。日本の萬葉には更になし。又棟の下に、和名抄にくもみ草と有といへるも、又同じ。これらの事無量なり。下に至て一々に見ゆべし。おほよそ見ざるを見たりといふは、佛法にては妄語の大罪なり。儒にては僞て信なき人とす。信なきは君子にあらず。君子の言にあらずば、誰か是を用む。汝其弟として、これを諫め、これを正さず。昔の難兄難弟と、其意は異なれど、汝兄弟も亦然いふべし。又古代の假名定まらぬを、詩に比するも、耳をつま

みて、涕ナミを涕カミに似たり。古の假名定まらずといはば、それは古代の誤なり。詩には字を用るに、さやうの誤なし。たゞ字數句數章數の定まらぬは、神代より萬葉の比までの長歌に似たり。平側のくはしからぬは、古歌の詞をいたはらぬに似たり。かくこそ准らへいふべけれ。

一 「故不敢泥古書之假名」第所「可取者取之也」

今云、古書を悉用す。又行阿の假名遣も誤おほしとて、悉は信ぜず。其他は見すといふ。然れば一部八卷ことごとく證據なき愚案のみにあらずや。かくて荒涼の大言を吐もの、大慢の痴人なり。兄慢に、弟亦痴なり。さてある事はまことに幸といふ事は、世にあることなりけり。

一 「家兄成員向編假名字例」云々

顔淵は過を貳せず。此人反せり。よりに我また後の書を貳過と名づく。初の四卷こゝもとに來ぬにや。いまだ見ず。しちすつの誤などある故、改めて正すといふだに有を、いかにおかしく興あるものならんと、橋のかうばしき香をかぐねど、その昔をぞしのびて、ゆかしくおぼえて侍るか。

以上は成員の弟薄保春の序文に對する攻撃でありまして、「兄慢にして弟亦痴なり」のごとく、

温厚篤實な契沖の口から、手きびしい言葉のほとばしつてゐるのを見ましても、かれがいかに憤慨してゐたかが知られるのであります。

つぎに、通例全書における假名遣い・ぬ・ひ・へ・え・ゑ・ほ・を・お・は・わ等につき、

凡例中にその要項を簡単に説明して居りますが、その一例を擧げて見ますと、

一 端い

聲の字の下にとまるは、皆い也。齊・灰・代・青等也。又訓の時下に用事も有、鯉こい、鯛たい、灰はい。又中に用事も有、小ちいさし、逸ほしまゝ等也。又訓の時ひよきたるもいなり。譬ば美うつくしい、樂たのしい、悲かなしい、喜うれしい等也。又書かいて、啼ないて、於をいての類、き・くに通也。委口傳

右のやうな振合で、説明して居りますが、これに對しても、一々攻撃を加へて居ります。すなはち、

今云、此い 以呂波にては一ツのみあれば差別なけれど、五十音に付ていへば差別あり。たとひばいろはに付ても、用る所の意には差別あり。片假名のイは伊を取れり。伊は於脂切。あ

の下字なれば、音の下はいはこれなり。以は餘止切にて、やの下字なれば、以呂波にていへば、通ずる方を借用るなり。又訓にても、魚をいを・うをといふ時、うに通ふいなれば、これもあの下なり。おい老くい悔、これらはおい・おゆ・くい・くやむ・くゆなど通ずれば、やの下はいなり。片假名にていへば、イは通ずる方に借なり。鯉こい、鯛たい、灰はい小ちいさし、これは皆ひなるを、誤てこゝに出されたり。其誤下に至りて見ゆべし。逸ほしいまま、これはほしきまゝなるを、きの字舌にさはれば、い・き相通とて、隣にありてよく通ずる故に、ほしいまゝと和らげていふ也。うつくしい等を訓の時ひゞきたるもいなりといへる、笑ふべし。これらもうつくしき・たのしき等を相通せる事上に同じ。汝が意はしの韻はいなる故に、皆ひびきなりと思へるは誤なり。うつくし・たのし等は此しは連歌師の現在のしと名付る字にて、切るゝ字なり。これにはひゞきの沙汰用る事なし。俗語にこそ、うつくしい・たのしいとのみもいひはつれ。物に書く時は、うつくしい・たのしい・かなしいなどのやうに、下につゞくる詞ある時、たまゝかくはいふ。さらではいふことなし。嗚呼木奴の實は江南に在て、席上の珍なり。移て江北に至りぬれば、やがて枳となりて、此時は陸績も

懐にせず。たゞおそろしき刺のみ出来て、ゆきかふ人をさし、衣をやぶる。和語もまたかくのごとし。もとは艶雅なるものなるを、猥俗の下地に下りぬれば、野鄙になりて、しやかたらほうふらなどいふことばさへまじへたれば、然るべき人の前には、入野の薄ぼに出すべきものにもあらずなりぬるぞあさましき。又書かいて啼ないての類、き・くに通ふ也。これを又とて別にいへるは非なり。上に同じ。いき隣近通なり。くに通ふといへるも非なり。くといとは通ぜず。それはなき・なく、かき・かくと五音の内にてこそ通ずれ。いの下にいふべき事かは。孔子のたまはく、知らぬを知れりとするものは、これ物しらすなりと。

一 背面先生流布の玉篇の音訓の點を見て、決斷の智暗き故に、可否をわきまへて、取捨する事あたはずして打任て取故に、えもいはず、おかしき事あり。下に至りて段々に見ゆべし。

一 「奥ゑ ゑの差別傳受の上詳也。又ゑをはぬるにならひあり」

今云、此先生よりさきに生れたる人は、皆かなを知られざりけるやらん。傳受の上にて詳なりなど、天下の師になりたげに申されたる人なし。和國に生れて、なまじひに筆をも取なが

ら、てにをはだに知らず、頂を額中と注する愚昧の人に隨ひて、誰か學ぶ者あらむや。ゑをはぬる習とは、いかなる事ぞ。於于聲切圓爲拳切圓于元切遠于阮切袁于元切、これら皆ゑんなり。いまだもろこしにも和朝にも、此はねに習ありといへる人なければ、汝ならでは、此はねやう知たる人なきにや。才は葭葦の薄きにまさりて、顔は榛皮の厚きにも過ぎたる先生かな。

一 「はの字 わはの差別習ひ有」

今云、よろづに口傳あり習ありと事々しくいひて、童蒙を救ふよしにてかへりて、迷はず先生かな。諺にかゝにつめらるるよりは、隣の人の取さへがいたきといふ類なるべし。

一 「しちすつの濁音 あたる聲とあたらぬ聲との味也 但口傳」

今云、假名は和語の義によりてかくことなり。然れども其義ほのくにしらるゝも有。かつてしられぬもあり。知らるゝも、知られぬも、皆古賢のかゝれたるに任せて、書をよしとす。音のあたりあたられぬによりて、しちすつを分といふことなし。あたるとはじに對して、ぢをいひ、すに對してづをいふか。此先生みづからさきの書にしちすつ地をかへたりと自降せ

り。猶いまだ僻案は其根ぬけずと見えたり。

一 「日本にても、往古は文字ありて事をしるすらめ。」

文字ありてこそといはずして、しるすらめとは、此國の焉哉乎也をしらぬ人なり。孔子伯魚に教へて詩を學びずは、ものいふことなかれとのたまへり。吾國にて和歌を學ばぬ人、俗語の時はてにをはをたがへぬを、其俗語をも物に書きつくるに、少にても和歌の詞を用て物めかしくかゝんとすれば、かゝるおかしきことの出來て、虎皮を着たる羊の術あらはるゝなり。慎しむべき事也。

一 「近年假名遣の書あまた出たり。或雜淆し或古書を證據に立て、愚昧のたしかにおもふやうにしなせり。微とするに足れりと思ふらめ。一向假名を不知ゆへなり。假名のゆへんをつまびらかにせば、古今の是非得失たなこゝろを見るがごとくならん。」

今云、序に假名字づかひの書、家々の篋にかくれて、世におこなはれざるは、みるによしなし。「あつさにのする卷々は、たしかなる文とも見えず云々」今云、儒道は聖人の經によりて賢者傳を造り、後の人其傳によりて、註疏撰す。佛法は佛の經によりて、菩薩論を造る。

後の人師經論を證として註疏を造る。もし聖賢によらず、經論を證とせざれば、臆説妄談のみにして人これを信ぜず。徒にあたら紙墨を費す。しかのみならず、もし愚蒙ありてこれを用る時は却て迷を増し、益なくして損ある事、譬へば病者ありて醫に遇ふに、其人庸醫にて藥をあたるに、補瀉温涼をたがへつれば、たゞ舊痼を除かざるのみにあらず。更に新疾を生ずるがごとし。本朝にして假名の事においては、日本紀古事記萬葉集等は聖經のごとし。其他の諸史菅家萬葉延喜式古今等は賢傳のごとし。和名抄等は漢儒以下の註疏のごとし。これらを除ては、和國に書なし。上天子より下庶人に至るまで、これによらずといふ事なきに、此先生一人のみ上のごとく只一鎚に打碎く。本朝古今の間に、今一人聞えぬ無双の高大慢の人にあらずや。せめても行阿の假名、或は其他にもよる所ありて、時に否泰ありて、昔の假名は今に叶ひがたし。かくのごとく、の理なる故に、これを用へしと證をたて、いはば、其理の當否によりて、あたる事あらばゆるすべし。行阿は誤おほしといひ、其他は見すといひて、たゞ自己の僻案をもて、可否をはからひて、後世までの法をたてんとするは、分涯を知らざる人にあらずや。字書に狂の字を注して、或自高稱^カ聖賢^ニ也。先生此類也。巾上

に青天あり。慎むべし。予十四五年來右の古書どもを見るに、假名一同にしてたがはず。古今集等の今の假名にかけは、後の人傳寫まち／＼に、本にも異おほかりければ、昔はまたくよかりけめど、後の人にそこなはれたる事あるべし。物名にさうびを、我はけさうびにぞみつるとよみ、をばなをうつせみのよをはなしとよみ、おきびを涙川おきひん時やとよめる類、拾遺集もおなじく證とすべし。先生がこれらの直本を見たる事なき證どもは、下に至りて百千も見ゆべし。今一二を出していはゞ、日本紀を見ざる證、玉城の下を讀て知べし。事長ければ、彼書に譲れり。萬葉を見ざる證は、瓜を廣葉の葛とよめりとして出す歌、藏玉集藻鹽草などにて見たるべし。和名を見ざるは、棟の下に、くもみくさとあるよしに引けり。古今を見ざるは、彼集にわれもかうをよめりといふにて知べし。たとひ見たる歟とおぼしき事も魚躍第一の人にて、前後を見たがへて、假令和名に鴿イハト、斑鳩イカルカとあるを、斑鳩イハトといへる類數しらす。胡籙の下に、鞆ほんたも同じ物よし注せるは、武士などにも聞合はされぬ故也。ほんたは鞆の古語、應神紀に見えたり。鞆は俗字、但諸書に用たり。正字は鞆にて在臂避弦具也と注す。延喜式に鞆料の革糸などの注文あり。今

も初て射を學ぶ人は、弦にて左の腕の内をすらしとて、鯨の鰭などにて細くしてあつるとぞ申す。項を頂に作り、假名をうなぢ・又をなぢといひ、項のあり所を額中也といひ、又顛ともと注す。高慢をやめ、志を降して醫師などに尋ねらるれば、いかなる庸醫なりとも、項のあり所知らざるものあらんや。よろづ心を師として、問も合せられぬ故に、不可思議の事どもあり。面の背に向たる人なれば、天下の人と、誠に見らるゝ所、替るべき理なり。歌とも引かるれば、句を違へ、てにをはを違へらるゝこと、十に六七に及ぶべし。禮記莊子などひかれたるにも、終に見られぬにやとおぼしき事數しらす。つれづれならん日、此通妨抄を取出して、彼おかしき誤どもを擧たるをよまば、愁人も眉鎖開けて、獨り咲せらるべし。

一「近年かなつかひの書あまた出たり。或は雜淆し、あまた出たる假名つかひの書、一部もいまだ見ず。出たるもきかず」

或古書を證據にたてといふより、予が正濫抄を破する也。日本紀作り給へる崇道盡敬皇帝、新撰萬葉集撰たまへる北野聖曆だにも、一鎚にあたり給へば、余がごとき者、其清塵を逐ふに付て、同じ鎚をかうふる事は、かへりて面目なりとも申すべき歟。但我涯分をはからぬ事

をして、正濫抄を出せるが、先生が心に逆ふ事ありて、一鎚をあつるか、誤てほとばしりて、かけまくもかしこき神までにけがされ給ふ歟。これに付て余一首を詠じて云

立かへりさかさま川のいはなみの

昔の人にきするぬれきぬ

愚昧のたしかにおもふやうにしなせりといへるこそ、老法師が木枕にて耳いたけれ。卷のおほくならん事を恐るゝ故に、此眞名此假名は某書々にありとのみ指て、委出さねば、愚昧に信ぜさせんとて考も見ず。さあらん物のやうに、作りことにしなしたりといへるか。又古書の假名は違ひて用にあたらぬを知らで、人のたしかに思ふやうにとてひけるを、あさましといふ心にや。初の意ならば大かたあり所を記したれば、今やがて一々に出して、言をはまぬ瘦法師のほどを見すべし。もし後の意ならば、其こたへは上にいふごとく、古書を捨て何をか證せん。

徴とするに足れりと思ふらめとは、これ孔子の夏殷の裔をのたまへる言を反していへり。たれりところそといはずして、おもふらめといへるは、これとゞなり。これに付て、俳優の

利口をいはず誠に呵々大笑すべし。

「一向かなを知らぬ故なり」

今云、我たとひ知らずとも、古人の跡につけば、汝大高慢の傍若無人ならんよりは、すこしはまさるべき事、見にくき事、又なき法師なれど、額中に項あらんかたは者に、まさるがごとくなるべし。碁うちの言に、あひての助言にもよくはつけといふぞかし。先生いかゞおもふや。

「四卷の字例校正をつくさねば、しちすつの文字も地をかへ、たしかならざる事も侍りぬ」
今云、高慢の人自降の言を吐れたるは、よく／＼おかしう興ある物ならんと、却てゆかしきなり。今だにたがひたる事あれば、初地をかへたらんは、千株の木奴を、江北につかはしたらんがごとくにこそ。

以上は通妨抄における序および總評に對する反駁や攻撃の大要であるが、なほ各卷の表紙の裏表に成員を罵倒する狂歌等が、いろいろ書きつけられてをります。その重なるものを拾上げて見ますと、卷一序並總評の表紙表面に、

直拗ヲ不知ニ付

はた物のたてぬき知らで言の葉の錦の沙汰は無用なりけり。

序ニ蒼頡事もなく、俄ニ天粟玉篇字全——と云ニ付テ

やふから棒つき出したる此粟は天の賜ひか人の嘔吐か

古書ヲ證據ニタテ、愚昧ノタシカニ思フヤウニシナセリ

天ヘハク唾ハ還著於本人シナセリト云人ソシナセル

言はまぬ此やせ法師木枕の耳いたくしてえこそしなさね。

卷の一の表紙の表面に

啾 歌

菽麥もわかつて作れるはたけかさ恥にかきあく假名さらひかな

橘のこのかみにふく横風にたふれておきぬやせ薄かな

うしろ指させと知らぬはえり高み項の下の目やおほふらん

腹黒に學問青き白人は假名をたかへて赤はちをか

からたちの物にかゝりとなりけりかくのこのみもたねかへりして

卷の二の表紙の表面に

橘のこのかみよりもよこ風の吹ふきなひかせるやせすゝきかな

假名字例それたにあるを畠瘡

かなつかひまたうちかへしつくれるは畠瘡より恥のかきあき

卷の三の表紙の表面に

背面先生日本紀等の國史萬葉古今等の歌書見たる事もなくて、皆假名亂れたりといふ。もししからば本亂て末治まらず。今誰か知らん。おのれひとり知といふ古今無双の大慢他の善助る事あらば、墮獄をまぬかれて、羅睺阿修羅王となるべし。羅睺此には覆障と譯す。欲知未來果見其現在因の理しるく、他の善を障る事を好むかな

たちかへりさかさま川のいは浪の

むかしの人にきするぬれきぬ。

卷の四の表紙の表面に

大慢先生貳過集

用來ル字を捨別ニみつから考て當ル字過半違ふ事

和語本理不知事

四聲不知事

拗音直音不知事

てにをは不知事

カナツカヒニ餘字ツクシニ不足事

兩種いろは字體不知事

書を引に本理に多くたかふ事

引所の歌過半誤る事

禮記不見事

莊子ニ付誤事

日本紀不見事

正濫抄に余かいへる事を誤て萬葉にとて引事

萬葉不見事

古事記不見事

延喜式不見事

詩經不見事

和名抄不見事

方丈記見損事

音訓不知事

古今集不見事

武具不見事

醫道不知事

自語相違事

兄弟ノ口違事

歌道一向不知事

てにをは不知事

恥壽集

慢懂集

本朝文粹不見事

行阿假名遣見損事

拾遺不見事

佛書不見事

文字正俗不知事

訛謬集 偽堆集

千誤集

廿一代集不見事

つぎにその表紙の裏面に

正風にあはぬ慢懂たはまねと

ゆかむ心に名を折ぬへし

雷となむ音を合せてふる家は

無理くいひて肝そつふる

なま／＼に眞名まなひたる餘力には

なか／＼假名はかなはさるへし

眞茶たにも白頭蚯蚓カララの力なき

せり學問根へいらぬかな

資朝の昔見られしかたはにも

うなしの下に目ある有きや

おほとちの下にとちめく猿智恵は

草木も知らて何をかくらん

おほつかないかなる靈かかんなきの

あつさのりて口はきくらん

以上は倭字古今通例全書の序および總評に對し、逐條的にあるひは反駁し、あるひは攻撃して、完膚なきまでにたたきのめし、これでいささか溜飲を下げたことと思ひます。つぎに通例全書に掲出してある語中、假名遣の混亂してゐるものや、前後統一を失してゐるものを一々取上げて、辯駁して居りますが、これを一々取出してここに説明することは煩に堪へませんから、その中の若干を掲げて、その一端を窺ふことにいたします。

「あめのやへくも 天八重雲」

今云、上に重の字に付て、ひとへの外は二重三重以上、八重も百重千重皆之を用べきやうにいはれたるは、他竅より出て、これまさしく口より出る歟。よくも知らぬ事知がほにいふ人、前後相違かくのごとし。

「あふち 棟 又順倭ニ云雲見草」

今云、和名棟の下に雲見草といふ事全くなし。俗書をのみ見て、彼俗書に自義を證せんといへるつくりごとを知らずして、打任せて正本を見られぬ故、大形かくのごとし。聰明なりと自慢する人、文盲の導者に任せらるゝは、海月の蝦を目として食を得るには劣らずや。

「あをのり 陡齧 古書ニあお不用之」

今云、古書にあおといはれたるは、行阿假名遣なり。これのみならず、青羽山・蔓菁などを、おの下に入たるは、み山をろし・山おろしと分ちたる心也。行阿の心ならば、青葉もおの下に置くべし。これら行阿の誤なり。然れども、山おろしに准せば、無理の中に理なり。盗人の五常のごとし。青は平上去の三聲にわたれども、皆假名あをなりと知らば、他の假名も同字に付、その時はを、その時はおと分つべからず。若聲の輕重によりて、を・おをわかたば、あおもゆるすべし。又い・ぬ・え・ゑも輕重あれば、書かふべしや。

「あさかれぬ 朝餉」

今云、ぬはわろし、ひを用。

「ゆくする 行末 中略してゆくゑとも」

今云、行末と行方と別の詞にて、假名ことなり。中略してといへるは誤なり。萬葉に往邊などもかき假名にかける事も數しらず。第五に令反感情歌に、由久弊斯良稱婆などこれなり。菅家萬葉にも濱千鳥往邊裳なしとねをのみぞなく。道理をだに聞わくれば、盲目も迷はぬを、目にみすくゝえぬぬ人は心眼に付て、うはひとやいはん、そこひとやいはん。

「めしぬ 瞽 古書不詳」

今云、ぬはわろし、ひなり。和名に盲阿岐之比古書不詳は誠に盲瞽の字に叶へり。

「よゐつき 宵月 おひノ差別用所ニ習アリ附よは夜半」

今云、允恭紀に衣通姫の御歌に豫臂又虚豫比とかゝる。萬葉第十四にいにし與比より、又ゆふけにも許餘比とのらる、又六帖にあかねさすひるはこちたしあちさぬの花のよひらにあひみてしかな。これ四出の花によせて、よひをよひらとよめり。おひの習など笑ふべし。何の然るべき書によるとはかけるや。物語夜居をよるとかけるは、ふさすして起てあるほとをいひて、別義なり。又よはは宵の字、夜の字等をよみて只よるの事也。それを夜半々夜などい

ふ言に迷ひて、夜半とかくは、湯桶とやらんいふ物也。

「たい 鯛 訓ノ心少口傳アリ」

今云、和名太比。老魚は久呂太比、先賢にそむきてたいと書くは誤事也。延喜式第一にはあまた所平魚とかゝれたり。これひらなる魚なるによりて、たひらの略語をもて名とせり。又拾芥抄上宮祥祭文に鯛の平らかに鱒の彌益々になといへり。神代紀上に在平處の注に、陀毗邏。萬葉十七に暮庭爾敷美多比良氣受。又廿に多比良氣久おやはいまさね。又類聚國史に右大臣園人の歌に、平安城をたひらと詠たまへるに、多比良とかけり。平の義をもて名付たれば魚の中に殊に祝ひて用るなるべし。六帖第三鯛の歌にあふことをあこきの嶋にひくたひのたひかさならは人も知なんとよめるも、たひの假名なれば、それを承けて度重ならはとつゝけたり。但背面が輩のごとく、歌の事一圓知らぬ人はかくいふとも、猶え聞しらず、諺にいふ、あたら口に風ひかするたぐひにやあらん。訓の心少口傳ありとは又童蒙の迷をますなり。妙樂大師の釋に依憑佛説莫信ニ口傳これ公論なり。密教のごとく、佛より隱密したまふは、面授口訣もまた佛祖相承の事にて、紙墨にあらはさるゝ證、大疏等に見えたり。それだに澆季

に及びて、末師の誤たる事も交はれり。一向の口傳といふ事は、大形妙樂大師のたまへるがごとし。中華の人は口傳といふ事はせず。此國の人の一癖にや。

一 「つえ 杖 古書つゝ今不用之」

今云、萬葉第五に多都可豆惠、和名杖 都惠 加世都惠 鹿杖 加世都惠 以上考ふる所かくのごとし。これらを用ず。みつから古今にもつゝとかけりといひながら、今不用之とは、いかなる先達のいかなる道理にて用られざるや。私に古賢に背きて用られずは、假名において大邪魔なり。

一 「つをし 強 我ころもてのひつをからなんをとよと拗音に通」

今云、つよしをつをしといふは、俗語中の大俗語なり。古今の歌は郭公はなく聲のみして、涙は見えず、我は物思ふになくねはたてねど、涙のおほければ、我袖のひつるをかれといへるを、これはひづをからなむと心得られたるは、いかなる祕傳を何方にてうけられたるにか。厚顔なるを以、心とせば、ならびなき君子にてぞおはせまし。

一 「うなぢ 頂 額中也又 トモ訓をなちトモ」

今云、注をかけて廿字にたらぬ中に、あまたのおかしき誤あり。先和名の假名字奈之なるを違たる一ツ也。行阿もうなぢと出さる。和名に同じ。次に項を頂に作れる二ツなり。和名に項 胡講反次に注に額中也といへる三ツ也。これ殊に無類のおかしき事なる故に、背面先生とは名付たるなり。和名云頸後也。うなぢの頸後なる事は、兒童走卒も知れる事なるを、此先生は知らざりけるなり。又顛といへる四ツなり。和名云頂顛陸詞曰顛天反訓伊太々岐頂也 顛音 寧 頭上也。顛は顛と同じ。初は余みつから救はゞ、頂は例の輕躁なる人項を誤て頂とかけるか。然れども顛もいへるにて、しんじちに頂の字をうなぢと心得たる事明らかなり、孟賁が力をくはへても救ひがたし。然れば、項は額中にもあたらすして、又いたゞきなれば、これ五ツなり。訓をなぢとも行阿はをなぢともいへり。和名にはなし。何に見えたる事にか。されどもうとを通ず。しとちと相違。是六ツ。

一 「けふ 狭布 奥州ノ名所」

今云、奥州に狭布といふ所なし。廣布に對して、せばき布なり。狭布彼國より多く出る故、みちのくの狭布といふ。正濫抄に證を引て委しく辯じたるを見ながら、猶かくいふは、知過

必改に背き、守柙の見をやめぬなり。我いまだこれに名つくるかたしらす。上智とやいはん、下愚とやいはん。

その他通例全書中の假名遣が、古典におけるものと違つてゐるものを、一々訂正してゐますが、その數はなかなか多いのであります。また註釋等の誤つてゐるところも少くないので、これに對しても、典據を擧げて注意を促して居ります。なほ跋文中に不可牧擧とある「牧」は枚の誤であることは申すまでもないので、これに對して

今云、枚を牧に作るは諺にたふとき寺は、門から見ゆるといへるに、これはかへりて淺學なる事、奥まで口から見とほさるゝなり。此の牛巷の角を折ることは、朱雲が手ならずともやすかるべし。三黒點あるを反して、三白草と名づく。此跋者の名似たる事あり。よりてわれ此人を呼んで三白先生とす。伴は伴侶の伴か。友生を助くべきに似たり。然るに吠聲の阿黨、却てこれをそこなへる事は何ぞや。いな、伴奥の伴、跋は跋扈の義なりと、むべなるかな、半人なる事。嗚呼幽谷の陳鶯、いかでか詞林に喬灌の木あることを知らんや。

と陳べ、

元祿十年八月朔畢功又

と筆をおいて居ります。先に述べました通、和字正濫妨抄はきはめて短日月の間に、一氣に書きおろされたものと思はれます。元祿十年八月朔に功畢つたことになつて居りますが、實は未定稿で書入れも澤山あり、十分な整理が出来てゐないのであります。和字正濫抄に對して、成員から思の外の非難を受け、しかもその非難は契沖から見ますと、あやまりだらけなものでありますので、これを見て非常に憤慨し、契沖としてはすこしく常軌を逸した態度を取るやうになりました。通例全書が古典の假名遣は證據とするに足らぬといつて居りますが、しかし和字正濫抄といふ書名は、どこにも出して居りません。ただ正濫抄における假名遣の方針に反對してゐるだけで、あからさまには契沖に對する人身攻撃はいたして居りませぬ。當時はあだかも定家假名遣萬能の時代で、現に契沖すらはじめは忠實にこれを守つてゐたのでありますから、これに異を樹てることは、當時の歌人としては夢にも考へぬことであつたらうと思ひます。しかるに正濫抄が卷頭において定家假名遣の序を掲げ、これにつきのやうな批判を下して居ります。

此序によるに、行阿は親行の抄を披見せられたりと見えたり。其後失たる歟、世に聞えず。行阿の抄の中に定て皆載らるべし。然るに混亂猶多きは親行も世俗流布の假名にまかせられるか。又行阿の添られたる中にあやまり出来たるか。又行阿の勘そへられたるほ・わ・は等にも混亂あり。無用の事もなきにあらず。

かやうに思切つた批判を與へたものは、これまでの歌人には見られないことで、定家假名遣派の歌人等は定めし憤慨したに相違ありません。そこで橋成員が飛び出して來たのであります。が、しかるに成員は和學ことに古典の素養がきはめて乏しかったやうであります。通例全書には誤が非常に多いことは、和字正濫通妨抄によつて遺憾なく摘發されて居ります。何にしる、古典の泰斗たる契沖を向うにまはして、戦をいどむには、あまりに微力な成員でありました。もつとも古典の素養が乏しかったからこそ、臆面もなく契沖に食つてかかることが出来たので、それでなければ古典を基礎として組立てられた和字正濫抄に楯突くことが出来ないはずであります。契沖は元來温厚篤實な學僧でありまして、みだりに人と争ふやうなことは好みません。しかし歌人でありますから、事にあたつて激し易い一面を有して居つたらうと思はれ

ます。でありますから、思はぬ攻撃に出あつて、たちまち興奮し、あだかも奔流の岩に激するやうな勢を以て、通妨抄を起稿したのであります。温厚篤實な契沖がいかにも激したかは、成員兄弟に對する人身攻撃の實に激しいのを見てもわかります。成員を背面先生、かれの著、假名字例を千歳笑、倭字古今通例全書を貳過集と呼び、あるひは「兄慢にして弟亦痴なり」といふがごとき悪罵をさかんに飛ばしてゐるのを見ますと、契沖もまつたく別人のやうに感じられます。しかし稿を終へてから、しばらく時日のたつに従ひまして、かれはふたたび冷靜を取りもどすことが出来ました。冷靜なものと姿に立ちかへつて、通妨抄をながめて見ますと、あまりに大人氣がないやうに感じたらしく思はれます。あるひはあさましいとさへ考へたかも知れません。この通妨抄はそのままふかく藏してつひに世に公に致しませんでした。契沖自筆の草稿本は今京都北野神社の寶藏に收められて居りますが、先年大阪朝日新聞社から契沖全集が出版され、その中にこの通妨抄が收められて居りますことは、學界のため、まことによるこばしい次第であります。

さて契沖は冷靜に立ちかへりましてから、通妨抄中における成員兄弟に對する人身攻撃や、

假名遣の誤に加へた悪どい批判等を削りまして、かれの古典的假名遣の根據を立證するに、必要部分のみを残しまして、和字正濫要略二卷と名づけました。これが元祿十一年五月に出来上つて居ります。和字正濫通妨抄五卷から、成員兄弟に對する攻撃を削除して、學術的部分のみを残しましたのが、和字正濫要略二卷でありますから、つまり通妨抄の五卷中三卷は人身攻撃や假名遣の誤に對する悪罵になるわけで、かやうな著書は學界にもきはめて稀なものであります。契沖がいかにして人身攻撃を敢行するかに、よほど苦心したと見えまして、先に掲げたごとく通妨抄五卷の表紙における表裏兩面に、攻撃に使用する狂歌やいろいろな語句を書集め、これを書中にしかるべく利用して居ります。とにかく和字正濫通妨抄は契沖の人格側面觀に、もつとも貴重な資料を與へるものと存じます。

つぎに、和字正濫要略二卷は先に述べました通、和字正濫通妨抄を補改したものであります。成員兄弟に對する痛罵悪評は一切削除して、きはめて忠實にかれの假名遣が古典に立脚するものであることを、それぞれ典據を擧げて説明して居ります。従つてその根柢が一層強固になつたことは申すまでもありません。要略の序を見ますと、

いにしへの人のいはく、限あるをもて、かぎりなきにつかば、あやうからんのみと、人の世にある、おのおのしわざ有。皆その要につかすば、まことにあやうかるべし。かなづかひは俗にも渡ることながら、まさしくは和歌をもてあそぶ人の事なり。神珙が反紐圖序に、詩人の鈴鍵といへるに同じ。これによりて今歌書に用言の中について、人のまがへぬをばおきて、あるひは昔よりあやまり、あるひは今のひとのまどひやすきをえりて、和字正濫要略となづく。古書を引て證とすることは、私なきことを顯はせり。昔明巍法師と云人はかなもじづかひをやぶりて、い・ぬ・を・お・江・ゑの類皆ひとつにかくべしと申されけるよし、或ものに言り。新勅撰に同じもじなき歌。

逢ことよ今はかぎりのたびなれや

行すゑしらでむねぞもえける

江・ゑを混ぜば、此うたおなじもじ有歌となるべし。また古今には世のうきめ見えぬ山ぢへいらんにはといふを、同じもじなき歌とす。江とへと音便おなじ。書きたがへたらば、かたはなることも出来べし。億計弘計は兄弟にておはします。億計王は兄なれども、後に位につ

かせ給ひて仁賢天皇と申す。弘計王は顯宗天皇也。古事記には意祁王袁祁王とかゝれり。億・意は共に假名お、弘・袁は共にをなり。億は大の義、弘は小なるべし。計は何の義といふ事いまだしらず。もしお・を混ぜば、此御中いづれ御兄、いづれ御弟ともわかつことあたはざるべし。黄口さきだちて飛べば、群雀しげきあみにかゝり、清盲、みみてみちびけば、衆盲ふかきあなにおつ、明巍はめしひのみちしるべすることならず。また近頃の人かなの事はつかきあなぬが、しひて眞名の四聲に寄るべしといふあり。これはいはれなきこと也。凡此國は其かみは和語のみありて、眞名もなく、音もなし。五十音は自然の音なれば、神世は更にもいはず、人の世となりても、面くにおのづから知てこそいひけめ。其後文字わたりて後、和語の義にしたがひて、伊爲等の音をつかひわけ、眞名をもこれかれと配當せる也。たとへば、大の字の假名遠々とも遠保・遠於とも、於々・於遠ともかき來たるとも、いにしへに隨てさこそかくべきに、於保とのみかける故有べけれど、誰か今其故をしらん。知らねども、昔に隨て書來れり。神武天皇の御歌に於費異之とあるを、古事記には於斐之とあり。日本紀の自注には大石とあれば、いにしへより、ほとひとをかよはせる也。よろづのかきやうこれ

になすらふべし。おほつといふときは平聲、おほ山といふときは上聲、おほ野といふ時は去聲也。さりとおの字をかへて、をとは書く事なし。をる居といふは平聲の輕也。但常に輕といふは當りて、重くいへば、却て重なり。和名菊の下に本音之重、これつよく押ていふ故なり。これは入聲。入聲にも輕あれば、平聲に引て准ふべし。かくのごとく三聲あり。入聲はすべてなし。以呂波と云もの出來て後、四十七字をもて、和語は云に及ばず、音をも無窮に書にさはる事なし。音をからば假名は同じくて、字のかたにて、平上去入を分つなり。かなたの四聲の字をかり、こなたの和訓の字にあはせて、無窮に轉更して用る也。まさしく假名のまぎるゝは、五十音の中にあいうえを、やいゆえよ、わぬうゑおこの三行の内を出す。いろはには、此中にい・え・うの三音をはぶかれて、残る十二字のい・ゐ・え・ゑ・を・おの三對六字、これ用ゐわくべき字なり。其外はひふへほの中にありて、わいう江をと聞ゆる音便、又あふり障泥あふひ葵等のふのをのやうに聞え、うまれ生うもれ埋等のうのむにまぎるゝ様、すこし心をつくれれば知りやすきなり以下略

のごとく、通妨抄における場合に比して、まったく見違へるばかり穩健になつて居ります。倭

字古今通例全書をこの要略では俗書と申して居りますが、その俗書中の假名のあやまりを、それぞれ丹念に訂正して居ります。しかし別に悪罵は加へて居りません。たとへば、

一 瑞籬 いがき 和名云美豆加岐、一云以賀岐。萬葉十一に伊垣。俗書にゐがきと書べし。井の字のやうにする垣なればと云。神代より有、いがきに文字わたりて後の名あらんや。よりにこゝへ辨へて出す。

一 印南野 いなみの 和名播磨の國印南郡を伊奈美と註す。景行天皇紀には、イナヒ稲日、萬葉には印南稻日不イナミ欲見野將行又假名に伊奈美とも書けり。此中に稲日とかけるは、いなびにてびみ同韻通ぜり。これも又俗書印の字に付て、いなみと書くべきよしへるによりて、わきまへ侍りぬ。印伊又切たしかにいんにしてゐんにあらず。日本紀に御間城入彦イニ五十瓊殖天皇は崇神天皇の御名、これを古事記には御眞木入日古印惠命とかきて、印惠の二字以音と註す。又日本紀に垂仁天皇の皇子五十瓊敷入彦命これを古事記には、イニ印色之入日子命とかく。印色二字以音と註す。五十の訓のいなる故に、萬葉第十一に筏を五十日太と書けり。既に伊又切にて事切れたれども、いよく疑ひを残さざらしめんために、外にも印の字を用ひたるやう

を出して證する也。物語にいんを結ぶなど云時の假名も、是によりて迷ふべからず。初學の迷をとかで、かへりてやすき事かたくするは、和語の邪魔也。たゞ和語にくらきのみにあらず、ふつと韻學もなき人なり。幸に武城に住ては、言僊が絃歌を樂てこそ有べきに、かへりて鶏の刀を操て、牛を割むとするかな。孔子も戯タヘテの口を箝ツツミて、愁の眉を顰め給ふべし。

一 忌部 いむべ 和名に阿波國麻殖アハ乎惠郡の郷名也。伊無倍と註す。これ又誰もしれる假名なれど、彼俗書にいむと云詞、今案むと書べしといへり。故にいの假名を用る證を出す。ぬを用べしといへる意をいひあらはさざれば、知がたけれど推量する處あり。彼れ本より音訓ともにしらぬ人なれば、爲をやりゆえよの所におけり。于僊切なれば、わゐのゐにして、やいのいに叶はぬ事を知らず。これによりてゆまはると云詞に通ずるは、ゐまはるなり。物をいむといふも、ゆまはることなれば、ゆに通ふるにてゐんと書くべしといふ意成べし。爲は和に屬すとだにしらば、堅凍春到て狐疑さらに結ぶ事なかるべし。

一 櫟 いちひ 和名に櫟子 以知比 恭紀到倭春日、食于櫟井上、古事記中卷孝昭天皇段に、壹比草臣これ上の櫟井を氏とする也。同卷應神天皇の御歌に伊知草能和邇佐能邇袁云々櫟

井の和珥挾野土をなり。用明紀云、赤檮此云伊知比。萬葉第十六乞食者歌に伊知比。已上皆いちひ也。久しくいちひとかける歟。俗書にも是を執する故に明證を出す。

一 甥 をひ 和名乎比附姪米比 俗書にをいめいと書くべしと執す。上にをといひ、めといふ男女のわかち有。下にともにひと云その意有べし。名付る故をしらずして、何ぞみだりに改めん。又和名に甥之子爲離孫男 無方古乎比 といへり。金葉集に甲斐よりのぼりてをばのものと有けるに、はかなきことにつけて、おひ出されたる人のよめる歌に、

鳥の子のまだかひながらあらせば

をばといふものはおひ出ざらまし

此落句生に追をそへたり。猶假名こそたがひたれど、甥は出ていなざらましといふころも侍るかとぞみゆる。

一 宵 よひ これも俗書によると書くべしといふ故に、重て證を引てたゞす也。允恭紀に衣通姫の御歌にわがせこがくべき豫臂なりさゝがにのくものおこなひ虚豫比しるしも。萬葉第十四にいにし與比欲利又ゆふけにも許餘比とのしろ。又六帖の歌に、あかねさすひるはこち

たしあぢさゐの花のよひらにあひみてしがな。紫陽花は四葉に咲はななれば、よひの假名なる故に、よひらとよせたり。

一 椎 しひ 和名に之比。日本紀に椎此云辭毗古事記宣化天皇段に火穗王者志比陀君之祖といへるを、日本紀には椎田とあり。又古事記應神天皇の御歌に、志比々斯那須伊知比章能、これ椎のごとくなる櫟とつゞけさせ給へるなり。志比比とは、久比を倭建尊の久毗比とよませ給へるがごとし。古語なるべし。那須とは如五月蠅を日本紀にさばへなすとよめるなすに同じ。萬葉第十四に四比乃故夜提又思比乃佐要太。延喜式第七大嘗會式云柱將椎枝古語所謂志比乃和惠兼輔卿家集に十干を隱題によまれたる中に、ひのえをよめる歌、はし鷹のとがへる山のしひのえはときはにかれぬ中を頼まん。又上の香椎の宮をさまざまに書る眞名・假名たがひに證據也。俗にしむとのみ書きなれ、俗書にこれを執する故に、見及ぶにまかせてしげきをいはず證を引也。見む人心あるべし。

一 折 をる 俗書に只折といふ時はある、手折と云時はをると云といへるは臆説也。用るにたらず。折も手折も、上に置ても下に置ても、平上去の三聲かはりても、皆をを用て、すべ

ておを用る事なし。萬葉第五に梅の花三十餘首有所に、此詞多し。少々を出さば、うめを乎利都々たのしきをへめ。

又あをやぎとうめとの花を遠利可射之。又人ごとに乎利加射之つゝ。又梅の花乎利てかざせるもろ人は、又うめの花多乎利かざして。又かづらに乎利志うめの花、又うめの花乎利かざしつゝ。又十七に布佐多乎理ける。類聚國史に嵯峨天皇まだ坊にましくて、平城天皇に奉らせ給ふ御歌に

みな人のその香にめづるふちばかま

きみの於保母能多乎利大流祢布

御返し

袁利比度能こゝろのまにまふぢばかま

宇倍いろふかくにほひたりけり

萬葉に猶數しらす見えたり

一 棹篙竿 さを 和名に佐乎 日本紀に大山守命の御歌にうちのわたりに佐烏刀利耳竿取な

り。これを古事記には佐遠斗利邇。萬葉第十七に佐乎左指のほれ、同二十にゆふしほに佐乎さしくだり。久しく誤りてさほと書なして西行上人なども佐保川によせてよまれたるほどの事なれば、まして俗書にそれを執する故に、ふたゝびこれをたゞす。

一 音 おと 世におほくを書ならへり。俗書にますゝ、執する故に、かさねて證據どもをいさす。神代紀下に喧響此云淤等娜比。萬葉第五うぐひすの於登企久なべに、又於登爾きゝめにはいまだ見ず。同十四に安能於登世受ゆかんこまもが。あの音は足の音なり。またすゝが於等きこゆ。又かゝかちの於登たかしか。同十五にかちの於登するは、又うらまこぐらしかちの於登きこゆ。同十七になく於登はまけじ。同十八に於登のみに聞てめにみぬふせの浦を、是等也。

一 惜 をしむ 雄略紀に嗚思。萬葉第五にいのち遠志家騰命惜けれどもなり又うめの花ちらまく怨之美、又驚なくもちらまく乎之美。第六に短き命も乎之けくもなし。第九にあけまく鶯視、第十四にあなゆくこまの乎之家口もなし。又あはずしてゆかは乎思家牟。又手ばなれ乎思美。又第十七に咲のさかりは乎思吉もの也。又たまきはるいのち乎之家騰。又於伎ていか

ば乎思。又第二十に乎之どりの乎之伎あがみは。古今に池にそむ名ををし鳥。又六帖に君が名もわが名もをしのひとつがひおなじえにこそすまゝほしけれ。か鶯鷺によせたる歌なおほし。此鳥の名は世にもをしと書を、惜はおを書き、俗書はいとゞことちをつくる故に、更に證どもを引くはふる也

以上和字正濫要略の大意であります、これに掲出してある假名遣には、一々出典や證例を挙げ、假名遣の正當な證據を示し、俗書すなはち倭字古今通例全書のあやまりを指摘して居りますので、これによつて契沖の假名遣は、益々強固に築き上げられたのであります。和字正濫抄では、約三分の一がその根據を示して居りませんし、また先に述べましたごとく、契沖の私見臆測による語源説によつて説明したのもありましたが、和字正濫要略ではさらに引用要目を増加し、いかがはしい語源説のごとき、まづたくその陰をひそめて居ります。和字正濫通抄を改補したものであります、その改補は成員兄弟に對する人身攻撃を削除し、學説の部分のみを残したのでありまして、いはゆる俗書のあやまりを是正して居りますが、惡罵を加へることは、一切差控へて居ります。なほ正濫抄における自説のあやまりを正し、その足らざる

ところを補つて居ります。今井似閑の跋文が載つて居りますが、それは

此書は密乘沙門契沖師所述作也。往昔著和字正濫抄五卷、いはゆる古書を引證して、歌道の便りとす。しかるに、武江の住橋成員といへる人、和字通例書八卷をあらはして、新古の假名をまじへ、正濫を誹謗せる事甚し。さるによりて、師古書により書くべき旨を、此書に具にのべ給ひ、正濫にも添がきし給へり。すべて古人のさだめおきける假名をたがへて、みだりに俗にしたがふべからざる事、此書の中に見えたるごとし。

于時寶永己丑正月於六波羅密寺一校書入畢

洛東隱士 似 閑

契沖の假名遣は、古典を根據として組立てられたもので、かれは主として古典を研究する場合の標準としようと考えたのであります。それは和字正濫要略の序文の中に、

かなづかひは俗にもわたることながら、まさしくは和歌をもてあそぶ人の事なり。と言つてゐるのであきらかに知られます。現代の文章にまで、これを強要しようとしたのでなく、古典的な和歌の上に、主としてこれを用ゐようといはしましたので、そもそも假名遣が問

題になりました動機から見ても、さうあるのが當然でありませう。契沖のこの考があまりよく知られてゐないやうでありますから、一言申添へておきます。

第六章 古典假名遣の普及

契沖の和字正濫抄および要略によつて、古典の假名遣が、ほぼ整理されたのでありますが、しかしその後しばらくは、やはり定家假名遣の勢力が、依然として衰へなかつたことが注目されます。すなはち、契沖の以上の兩書があらはれてから後も、定家假名遣の系統に屬する。

和字解 一卷	貝原 益軒	元祿十二年刊
假名遣拾芥抄 一卷	佐々井祐清	寶永五年刊
假名遣祕解 二卷	水溪 居秀	享保五年刊
假名遣問答抄 五卷	服部 吟照	寛保元年刊
萬葉假名遣 一卷	青木 鷺水	寶曆四年刊

等が續出致しました。

一體定家假名遣は歌人の間にながく行はれて來たものでありますから、傳統繼承の觀念の強い歌人等は、容易にこれを捨てなかつたのは當然で、むしろその多くは契沖の假名遣説に反感を有つてゐたことは、想像にかたくありません。しかるに契沖の後約七十年にして、揖取魚彦の古言梯一卷があらはれました。これは明和元年八月に成り、その翌二年五月に出版されたので、一千八百八十三語を収め、これを五十音順に配列して、ことごとくその出典を示して居ります。その總説に、

言の上中下に、い・ぬ・ゑ・を・おなどのたぐひ、又言の下に云波を和の如く、比を伊爲の如く、倍を延惠の如く、保を乎於の如く唱へ、或は治自頭受などの分ちまで、古の書てふ書すべて違ふことなく、正しくなんありける。こゝに近き時和字正濫抄とて、さる言ども書つめてあり。まことにその心ざせるさまめでたくして、古の書らひろく相對へ記せし事、後の人の私に思ひはかりていへるものゝ類にあらず。よるべき事も多かり。しかるに、なほ思ひはりの少き事、且いまだ考たらはざる事の多かるをいぶかりて、その方人に問へば、彼抄はいまだわたりの案なるものを、或人しひて世に弘たるなりとぞいへりける。さこそあり

なめ。其言の出る所ゆゑよしなどを記せしは、十が三つ四つなり。此度考とれる言はすべて千八百八十三言、悉く故よしを擧たり。又古書に假字の見えざるも、彼是通はして知らるゝはそのよしを記しつ。さてもなほ古に考るよしを得ざる、一つ二つはもらせるもあり。しかはあれど、かの故よしをしるせしにも、たがへるもあらんにや。且ひろくおもひはかれども、もれたるもあるべし。これらは後に問も得考もしつべし。すべてあながちにせば、私の意に引れん事を恐るめり。

或人吾友藤原字乃伎に問。假字づかひてふものの、いとしも上つ代にはあるべきにあらず、文字渡りて後、音韻四聲により、又は悉曇によりて、ことわりを定たるなるべし。いづれにも、文字の上のさだなれば、吾國の事とは云がたかるべしと。字乃伎答、吾縣主のいへらく、から天竺にも、本字てふ物はなくして、たゞ言のみあり。後に日月鳥獸千萬の物の形を書て、その昔のしるしとせしなり。その形に音ありとおもふは、いと後の世のならばしぞと、かくて皇朝の言の事をいさゝかいはゞ、いゝなどの假字を用わけたるは、他の國の音韻四聲にもよれるにあらず。文字は後にそへたるものにして、もとは言の意より出づれば、その言をいふ

まゝに、音韻即口の内にわかるめり。いはまくもかしこけれども、億計・弘計王と申すは、御兄弟ヘラカラにおはして、しかも同じみあらかにおはしつれば、億と弘と交へ用とならば、いづれ御兄、いづれ御弟ともわかつかからず。そのみにもあらず、上つ代よりいひ出る言の上を下へいひかけたること、冠カウリコト辭コトに多かれど、いぬなどの言一つだにまぎるゝ事なし。是らに文字をつたへぬさきの事、吾國の言の多かるを見よ。かみ風の伊勢といひ、はるがすみ井上のへといひ、みなそこふをみのをとめといひ、そらかぞふおほつの子がなどいひかけし言に、いぬをおなどまじへ用るものならば、たとひ後に理をまうけて、字を書わくとも、わかつよしなからん。且東國の男女の、おのづからうたひ出せし國風を、多く萬葉集に載せしに、いぬウえエをオの言のけぢめたがふ事なし。文字によらでわかれし事知べし。古の東人は文字の音韻を知ほどの事はなかりと見ゆるを、まして女は今だにしかれば、古を思ひはかるべし。かくの如く、上つ代の言はおのづから正しかりける事、あやしきまでになんある。その正しき言のまゝをうつし傳へし假字なれば、必古き書によりてたゞすべきものなり。假字の違へるは、即言のたがへるなり。古書は古事記よりはじめて、延喜承平のころに至るまでの書ど

もなり。それより後の書は、やうくよこなまれる事あれば、とるべからずと、此言しかなり。後の世にたま〜假字の事いふ人あるも、皇朝の古書をばよみも得ずして、あるは文字の反四聲カヘシにより、あるは悉曇にもとづきて云は、みな古へにたがひて、私のわざなれば、論ふにたらず。たゞ古き書にしるしたるに依て、五十連イソツラの音をもてことわりをもとむるに、たがふ事なくして明らけし。此事心得がてにする人、こゝろみに私を止トて古書を見れば、終ツにうべなふべし。間にいへる悉曇は、いと後に此國に渡りしものなれば、いふにたらず。

と論じてゐるところを見ますと、古典における假名遣は、男女を問はず、智愚を論ぜず、みなよく統一してゐたのは、つまり發音がよく統一してゐたからである、自然と口から發する音を文字にうつしてゐたから、すこしも間違がなかつたのである。ゆゑに、これを標準としていけば、決してあやまりがないと申して居りますので、契沖の假名遣説を力づよく支持してゐることがわかります。本書に掲出してある一千八百八十三語には、ことごとく出典を示して居りますので、これによつて古典假名遣が一層強化されたのであります。その後この古語梯に村田春海と清水濱臣が標注を加へて居りますし、文化四年に出板された市岡猛彦の雅言假字格二卷、同

十四年に出版された雅言假字格拾遺一卷は、古言梯を増補したものであります。又弘化四年に出版された山田常典の増補古言梯標注といふものもありまして、古言梯がだんだん増補されたのでありますが、これらの増補によつて、契沖の假名遣の基礎がいよいよ強固になり、漸次國學者の間に普及するやうになりました。古言梯があらはれてから後、古典假名遣の系統に屬する假名遣として世に出たものを舉げて見ますと、

正誤假名遣一卷	加茂 季鷹	天明八年六月成
若柱二卷	村田 春海	寛政八年七月成
假字遣奥の山路三卷	石塚 龍麿	寛政十年成
假字大意抄一卷	村田 春海	享保元年八月成
假字拾要一卷	村田 春海	成年月不明
假名音便攝要一卷	釋 春登	文化十四年十一月成
今古假字遣一帖	高井 八穂	文化十五年三月成
尙古假字格一帖	山本 明清	文政五年十二月成

等がその重なるものでありまして、國學者の間には契沖の假名遣に異を樹てたものがほとんどありません。ただ一人上田秋成が古典の假名遣に反對してゐるのみであります。秋成の意見は靈語通にあらはれて居りますが、元來本書は神名・國號・名物・詠歌・用語および假字の六篇より成るものであります。右の中假字篇のみが一卷、寛政九年二月に出版されて居ります。

これは或御説といふものを舉げて、これを敷衍したものであります。靈語通硜録にこのある御説は田安中納言宗武の意見であらうといつてゐます。その御説の中に假字は言語を聞く通に書き、その假字のままに讀むのが本則である。粟をあはと書くのは古くはあわといはないで、あはといつてゐたからである。しかし、元來假字は言語に使用するためのものであるから、あはと書いてもあわとよみ、あわといつてもあはと書くことを以て、あわと書いてあわと讀むたぐひを笑つてはいけない。しちすつの濁音は同音である。物の名などには、いづれと分けることの出来ないものがある。ゆるゑに古へは假字に意を用ゐなかつた。いゝるを江おをは言葉に言ひ分ける術もなく、字音にも分たすにあつたのである。されば假名遣といふ法則は、後に未熟者の私に立てた者で、御國の言語の妙用をゆがめるものであると論じて居ります。秋成はこの御

説に共鳴して、い・ゐ・ひ・は・わ・え・ゑ・へ等の假名を書き分けるに及ばない。書き分けなくとも、同音であるから、それで十分に意が通ずると説き、さらに

御説のごとく、物と文義をだに得ては、まどひなく意得らるゝ也き。然而世移り人の才識すゝみては、彼のことわりなき例を所證として法則となしけん。是を論定せし書、元祿年來家々に競ひ出で、今は大成の所業の如く、古則今法の二岐に各安んずる時世也けり。竊に思へらく、何等の道にも、技藝にも法則なくては有べからず。其法則一旦成て後は、是に由を識者とするから、その識者は此法則の局中に在りて論議すれば、いかほど眼識を博むるとも、自然の妙用には違ふべし。凡天地内の事機は運旋動靜して常なきものなるを、學者力めて義論をまうけ、後進をまどはすにいたる。すべて法則は其國々の便宜につきて立たる人巧の私物なるを、他邦に渡しては、又その國の便につきて用ふるも、悉くは相叶はざる事、是亦常理なり。殊に音韻言語は太古より毎國にとなへ來たりし者なるを、我國には、西土の字を假て音を習ふには一旦彼土の音聲に轉るが如くすれど、はた年を歴ては、我音聲に歸るべき事、自然の理也。或人云、鸚鵡吉了西土によく言へども、我言語はわづかに一二を轉るに過ず

と、しかりといへども、毎國に出る萬物の中には、十の六七は相同じきを見れば、音聲亦自然にかよふ由あればこそ、五十字文の法則をも取はやすなれ。儒教・佛説・曆算・醫技ことごとく御國の書にあらざれば、其讀誦の爲に習ひ得し、吳漢の音と云も、漸々に御國の音にうつり歸るによりて、吳漢の音は前に習ひ得しを、又漢音を習ふべくの宣旨の、度々國史に見ゆるにて知らるゝ也。唯假字の法則におきては、朝家の定議なく、世々に才學の士の立たる私物にてこそありけれ。

と論じて居ります。要するに、秋成の考では假名遣といふがごとき法則は、人が勝手にこしらへたもので、本來自然に存在するものでない。上古においては假名の法則といふものがなかつた。い・ゐ・ひ・え・ゑ・へ・を・お・は・わ等自由に使用して、別にけぢめはつけなかつたが、それですこしも紛れることがなかつた。であるから、假名の用法は、自由にして差支ないといふ建前のやうであります。假名は書いてある通に讀み、言ふ通に書けばよろしいといふので、表音的假名遣を主張してゐるやうにも見えますが、しかしい・ゐ・ひ・え・ゑ・へ等別に使ひ分ける必要はない、自由勝手に使用してよろしいといふのは、まったく暴論でありまし

て、しかも靈語通は表音的假名遣といふやうな體系を備へたものではありません。ゆゑに、弘化四年九月には、寺田長興の大豆可豆衛三卷明治六年十二月には、岡本保孝の靈語通砭鍼一卷があらはれ、それぞれ秋成のあやまつた考を是正して居ります。靈語通砭鍼における卷頭言を見るに、

縣居の門に藤原美樹といふあり、その弟子に難波人上田秋成といふあり。此人靈語通といふ一卷をかく、その大意假字づかひは人爲に出で、天然の物ならねば、こゝによしとおもふも、かしこにさはることの有て、ゆき通らざるものなれば、かゝる法則をすて、活眼もて古書をよまざれば、うまく古意たどりえぬもの也。是はもと百濟人より字音をうけて、わが國の人のしたがひたるに、百濟人の語路と、こゝの語路とひとしからねば、ゆきちがふことあればなりけり。たとへば、東トヲ塔タアと此國の人ならばいはんを、東トウ塔タフといふやうに、ゆきちがふ故也。されば今日假字をからんには、いはゆる古假字・今假字たよりにまかせてよし。眞實にはいづれもそむくなれば、古假字・近假字におとりまさりなしと定めて、古事記・日本紀・萬葉彼と此と矛盾するをちゝを、あまた書いでてあかししたり。され

ど縣居以來たれも心得居て、おのゝその會釋は有ことなるに、秋成ふかくもたどらで打みたる所の、一わたりによりていふことなれば、固より辯駁するまでもなきことにて、打捨おきたる也。この頃朝田弓弦の弟子井上文雄といふ者有て、假字一新といふもの書出で、刊本にて一卷人間に流布す。此書に靈語通の説よしといへり。弓弦は村田春海の門に出で、おなじ縣居の手ぶりまなぶものの弟子にして、かゝる師説にそむきたることをいふは、いともゝあるまじき事なり。文雄歌人のつらにかすまへられたれば、うひまなびのものども、おもひまどふことのあらんとて、木城の花野是を辯駁したりとみせらる。さればおのれも、文雄の本尊とする靈語通を、そこゝひとつふたつ點うつ也。是併春まぢ酒の酔のまぎれになん。みん人いひもらしたるは、よろしとなおもひそ。大かたは皆わろければ、しらまくおもはば、まのあたりにとへかし。あまさずもらさずことはりすべし。明治六年十二月廿五日までのやあるじしるす。

と述べて、本書を著すに至つた所以を明かにし、それより靈語通の所説を逐條的に辯駁して居ります。その二三の例を擧げて見ますと、

「やいのゑよのゑとわいうゑをのいとを、あいうゑをの 字を異にしてもぞある。是は意有てかく爲るにあらで、同じ音ながら、ふと筆に随せたらんを」

私意にかくおもひよせたるにて、此初一念此編の僻説の起り也。そもくあいうえお、やいのえよ、わぬうゑをとかくべき事をわきまへず。みだりに書き傳へたるもの多きを、それたゞさずして、あいうゑを、やいのゑよ、わいうゑを、かようにかくべきを○の印のいをぬ、○の印のをを○に世にかけるとて、説をたつる故に、牽強附會つきく出来るなり。此位地本於袁所屬辯をはじめとし、村田翁の五十音辯誤に古くあいうえおといへる證どもを據にせば、かゝる不根の説は出来まじきに、勞而無效とやいふべき。されど本居氏村田氏世に出ざる頃の説なれば憐むべし。

「假字用ひと云法則は後に未熟者の私に立し者にて」

未熟のもののために、達練のもの立たる也。うらうへの心得たがひ也。

「古則今法いづれによとも、人工のはたくし物なるに、何の是非をかいふべき」

一部の大意かゝる見識なれば、固より辯駁するに至らねど、文雄が假字一新を花野がいさ

さか料謬するに、われまた一杯のまぎれに、みつよつふたつ花野にやらんとて

老の波かさなることもわすれつゝ

かきあつめたる藻屑なりけり

以上は靈語通の大要であります。秋成は本居宣長と假名遣について論争してゐることが、呵刈葭によつて知られます。契沖の假名遣は國語に關するもので、字音についてはまだ手を觸れて居りません。しかるに宣長は釋文雄の字音の研究から多大の影響を受まして、字音の研究を進めた結果、字音の假名遣を整理するやうになつたのであります。それは字音假字用格一卷と申しまして、安永五年春刊行されて居ります。しかるに、宣長はこの假字用格において、千慮の一失をいたして居ります。それは何かと申しますと、字音の臻山所攝のものは、尾音が「ヌ」深成所攝のものは、尾音が「ム」でありまして、この區別がきはめて嚴重に存して居ります。上古における我國の人々も、これを嚴重に區別して、決して誤らなかつたのであります。宣長はこの區別を無視して、すべてこれを「ム」で統一致しました。すなはち臻山所攝の字音ならば、信シヌ、雲ウヌ、丹タヌ、因イヌ、讚サヌ、深成所攝のものならば、深シム、南ナム、

曇トム、男ナム、談タムといふ假名遣になるのでありますが、宣長は珠山所攝の字音もすべて「ム」の假名遣に致しました。これはたしかに宣長の考へあやまりでありまして、その後東條義門「奈萬之奈（男信）、關政方は傭字例、白井寛蔭は音韻假字用例において、それぞれ宣長のあやまりを是正して居ります。宣長は「ン」とはねえ音は不正なもので、上古においては存在しなかつたことを力説して居りますが、秋成はこれに反対し、宣長と一問一答で論争してゐることが呵刈葭において見られます。その一問一答を左に掲げて見ますと、

(秋) 古の人の言語にんの音なしといふは、私の甚しき物なり。神風を加牟加是と讀むべしと教へむに云々。

(宣) 私の甚しきとは何事ぞや。古の例證にもよらず理りもなき事を、己が思ふまゝに定めていはむこそ私ならぬ。古言のん音なかりしことは、明らかなる證據ども有て、既に本書にいへるが如し。然るを音便にくづれたる後世の證例になづみて、古へも必かくの如くなりけむと思ふは、甚しきひがごとなり。今を以て古への證とすることもなきにあらざれども、それは事のさまによることなり。此んの音のこと、もし今を以て證とせば、唯一を今はたつた一つ

といへば、古書にたゞひとつと書るをも、今を證として、古人とても口語にはたつたひとつといひつらめども、つまる音の假字なかりし故に、略きてたゞひとつは書るなりといひて、よむときはたつたひとつとよむをよしとすべきにや。中略然るをたとひ書にむかひて加牟加是とよむとも、書をはなれては、かん風かみ風とならではいひがたし、かむかぜとは唱へぐるしかるべしと思ふは、後世の訛に馴たるが故なり。中略但し古語にても右の類のむは、後世の如く古へもんと唱へし證據ありや、きかまほし。證例もなきことを、己が心もていひまぐるぞ、私の甚しきには有ける。

(秋) 音勻を主とする西の國々すら、んと呼ぶ一定の字なきは、んは音にあらず、勻なればなり。然れば御國の單に出たる言には、んの音有べきにあらずといはむに、御國にも上よりの連聲に隨ひて、自然にんの音あるを、それに然るべき字を假わづらひて、牟爾毛等の方弗たるを用ひて、其唱るには活用して咏歌せしならむとは、ひたすらに思はるゝなり。

(宣) 西の國々にても、んは音にあらず、勻なること勿論なり。然ども、御國の音は難者もいへる如く、單直なる故に勻といふ物なし。長く引ていふは、別のことなりさて連聲に隨ひて、自然にんの音あ

るは、中古以來音便にくづれたる訛言にして、本の正しき言にはあらず。抑自然の音に古今の異はなければ、今の人にんの音あれば、古の人とても、んの音も有つらめども、それは不正の音なる故に、古へは言語に用ふることなかりしなり。自然にある音をいはば、つまる音はひふへほの半濁の音、これらも今の人にある音なれば、古への人にも有りしこと知るべし。然れども甚不正の音なる故に、これらは中古までも言語にはをさく用ひざりしにあらすや。これに准へてんの音をも思ふべし。自然にあると、言語に用ると用ひざるとのけぢめあるなり。もし自然にあるを以て、古への言語にも用ひし證とせば、つまる音はひふへほの半濁の音なども、古への言にもあるべきに、これら一つもなきはいかに。

(秋) 上古にんの聲ありといふは、其證まづ漢字にんの勻あること、叟も元來しか聞えらるゝを、其字を假りて書るが、萬葉集に許多見えたり。見點・告兼・行覽・別南・亂今・可聞・戀也久良三。これらの漢字はんの勻なること明白なり。さるを一字にては、一定の字なき故に、武牟無舞等の音を假て、其活用には、上よりの連聲にて、自然の開口に隨ひ、むともんとも呼べきなり。それを悉くにむとのみ唱へむには開口の妙用、文字のために活動すること

あたはず。

(宣) 古へは右のてん・けん・らん・なんの類をも、てむ・けむ・らむ・なむとむをさだかに呼しを、それに點・兼・覽・南等のんの勻の字を書るは、んがむに近き聲なるに依て借りたる物なり。然借りたる例は、集中にも他書にも多き中に、地名の神なみを甘南と書る類を思へ。もしんの勻の字を書るを以て、必んと呼し證とせば、神なみをも古へはかんなんと呼りとせんか、又右の別れなむなどのなむに、嘗の字を借りても書り。嘗は今とてもなむとさへいへ、なんとはいはず。又國名の多爾波に丹波と書れども、和名抄其外の古書には、太邇波とこそあれ、たんばといへることは見えす、これらにても、んの勻の字は近き聲を借りたる物なることを知るべし。さて右のたにはも、中古以來はたんばと呼ぶ。是にてんと呼ぶは、皆音便に類れたる訛なることを知るべし。猶此類いと多し。古書をひらき見て、みづからさとのべし。又語の定格上をこそといへば、下を第四の音にて結び、上をぞなどといへば、下を第三の音にて結ぶ。たとへば見む・聞むなど上にこそといへば見め・聞めといふ類なり。これむとめとは同行の通音にて、第三と第四と轉用するなり。然るにもし見ん・聞んなどいふ

ときは、んはめと同行の音にあらず、他の例に違ふをや。又開口の妙用文字のために活用することあたはずといへども、今の世馴たる所になづみて、古への正しきを思はざるものなり。

(秋) 三郎をさむらうとよぶは、字音の上ながら、御國の言語の連聲にて、即むとんと互に相通はせて唱べき證の且字はむを假れる由なり。然れども悉くにか唱ふるにもあらず。唐玄宗を楊妃の李三郎と書たりしを、儒士はりさんらうと讀て、りさむらうとはいはず。又俗の呼名に源三郎といふをげんさぶらうと唱へて。げんさむらうと呼ぶ人なし。謡曲家の三老女をさんらうぢよと唱ふるも、皆自然の連聲なり。昔の金明軍もこんみやうぐんとは唱ふべし。こむみやうぐむは連聲せず。叟が春庵もしゆんあむは連聲すべし、しゆむあむは音聲調ふべからず。

(宣) これ返て此方より證例に出すべき事どもなるを、難文に出せるは、笑ふべきことなり。難者今一度よく思ひて心づかば、みづから愧て赤面すべし。いかにといふに、此論はもと神風の類をかむと呼びては唱へぐるしと難じたるを、余が返答に然思ふは、今んとのみ唱へな

れたる故なり。凡て馴れたることは、唱へよく聞よく、馴れざることは、唱へぐるしく、聞ぐるしく、思ふ物なりといひて、其例に三郎をば、今もさむらうと呼べども、さらに唱へぐるしからざるにあらずや。是又然唱へなれたる故なりといひしなれば、同じ三字をか李三郎・三老女などの時はさん、夷三郎・朝比奈三郎などの時はさむ、源三郎・平三郎などの時はさぶと唱ふ。是皆唱へなれ聞なれたる故に、いづれも唱へぐるしからず聞ぐるしからざるにあらずや。右の中にさぶとさむと呼むよりは、聞ぐるしかるべき物なるに、それすら聞ぐるしからざるは、馴れたる故なり。かくの如くなる故に、これらは返て此方より證に出すべき事なりといふなり。されば上古には、神風などの神をかむと唱へたらむも、其世に唱へなれ聞なれては、何か唱へぐるしく聞ぐるしきことあらむ。今の世にてもしばらく一兩年がほど、假字のまゝに、加牟加是と唱へならひて試よ、然して後には返てかんと唱へるが聞ぐるしかるべきぞ。こは余みづから試て思ひしれることあるなり。さてかむをかんと唱へ、右三郎をさんともさむともさぶとも唱へなれたるは、いかに自然の音便にして、おのづから然唱へなれたる物なり。凡て音を訛り言を訛るも、皆自然の事にて、然訛るべき理有ておの

づから訛るなり。然りといへども、自然の理なればとて、その類れ訛りたるを正しと心得るは大なるひが事なり。たとへば、今の世に大事無といふことをだんないといひ、其様なといふことをそんないふ類、これらも皆然訛り類るべき自然の音聲の理有て、おのづからかくいふことなり。然れどもそれを正しき唱へとはいかでいふべき。又南無阿彌陀佛を俗にはたゞなんまみ陀佛と唱へ、又かけ念佛とて早く唱へるときは、なまいたと唱ふ。これらも自然の事なり。今此難者の説の如くば、此なんまみだ・なまいたをも自然の連聲として正しとするにや、神風をかんかぜと唱へる類は、南無阿彌をなんまみと唱る類と心得べし。然になんまみは今とても正しく唱へる時は、なむあみといひて、それをも聞馴れたる故、なんまみは訛りなりと誰も知るを、神風は後世にかむ風と正しく唱へる人なき故に、かん風を正しと心得るなり。猶いはばねもころといふ詞を中古以來はねんごろといひ、なみだを漢籍讀にはなんだと讀む。もしかの神風の類のんを正しとせば、これらもねんごろ・なんだを正しとして、ねもころ・なみだは唱へぐるしく連聲せずといはんか。然ればも・みなどは、んと唱ふることあたはざる故に、ねもころと書るをば、假字のまゝに、ねもころとよみ、なみだとよむにあらす

や。然るにたゞむをのみ唱へぐるしとて、假字にそむきて、んを正しとすべきいはれなし。凡てむ・み・も・ぬ・になど、いづれも中古以來音便にくづれて、んとよぶ語甚多し。そは皆右のねもごろの類にて、んとよぶは本語にあらす。類れたる音なるに、其中にたゞむをのみ本よりんと唱へしといふは、み・も・ぬ・に等の例にかなはず。此例のいと多きことをよく思はば、むをんと唱へるも同じく訛音なることをさとるべし。凡て此難者は音便よくしく唱へやすきを、自然の連聲和偕の音と心得たる、これ大にひがごとなり。そはたゞ音便のよろしきに引れて、自然と類れたる物にこそあれ。いかでかそれを正しとはせん。但し悉曇家に音便不音便といふこと有りて、音便のよろしきかたを取てよぶことあり。難者これらを思へるにや。外國の語には、さることもあらめども皇國の古言には、さる例なし。ねもころは不音便なりとて、ねんごろとは唱へざりき。もし音便なる方をよしとせば、源ゑもんを源によむ、平ひやうゑを平べと唱ふる方正しきにや。

なほこの論争は續いて居りますが、んといふ音は音便の場合ばかりでなく、金石糸竹を鳴らす場合にも發生するのでありますが、しかし宣長は自然に存する音であるから、不正なもので

ある。人間の發する場合も音便にくづれたときにこの音が發せられる。かやうに不正な音は上古にはまつたく存在しなかつたといふのが、宣長の主張であります。んといふ音が不正であるといふのは、音便にくづれたときに發せられるからといふのでありますが、右のやうな理由で、音の正否を判断することは無理であります。宣長は元來この音を不正なものときめこんで居りますので、字音における語尾の「ヌ」を認めないのであります。漢字の尾音に「ヌ」と「ム」の區別があり、上代の我が國の人々もよくこれを言ひ分けてゐたことは、宣長もよく知つてゐるはずであります。それは宣長が地名字音轉用例一卷といふものを著して居りますが、和銅六年五月の詔に「畿内七道諸國郡郷名著好字」と見え、又延喜民部式に「凡諸國部内、郡里等名並用二字必取嘉名」と有る如く、諸國の地名を二字に整理統一されたのでありますが、その整理統一の方法を詳細に研究したのが、地名字音轉用例でありまして、寛政十二年に刊行されて居ります。しかるにこの轉用例を見ますと、漢字音をたくみに轉用して、二字名に統一して居りますが、これを轉用する場合に、ナ行やラ行に轉用したものと、マ行に轉用したものとありまして、これをすこしも間違つて居りません。たとへば、ナ行に轉用したものは、

信濃	囚幡	員弁	雲梯	丹波
乙訓	難波	讚岐	敏馬	民太
讚良	播磨	平群	駿河	群馬
敦賀	訓霸			

ラ行に轉用したものは、
 等であり、マ行に轉用したものは、
 伊參 男信 伊甚 安曇 美談 志深 印南 南佐 惠曇 美舍
 等であります。しかるに、右の中ナ行とラ行に轉じたものは、韻鏡の臻山所攝に屬するものでありますから、假名遣から申しますと、

信シヌ	囚イヌ	員イヌ	雲ウヌ	丹タヌ
訓クヌ	難ナヌ	讚サヌ	敏ヒヌ	民ミヌ
播ハヌ	群クヌ	駿スヌ	敦トヌ	

といふやうに、その尾音を「ヌ」であらすべきものであります。またマ行に轉用したものは、韻鏡の深山所攝に屬するものでありますから、

參サム 男ナム 甚シム 疊トム 含カム

談タム 深シム 南ナム

といふやうに、その尾音を「ム」であらすべきものであります。つまり尾音の「ヌ」である字音は、ナ行カラ行に、その「ム」であるものは、マ行に轉用して、各種の地名を書きあらはして居りまして、その轉用を一つとしてあやまつてゐるものはありません。これを見ましても、上代の人々は、字音の語尾の「ヌ」のものと、「ム」のものとを、嚴重に言ひわけてゐたことがわかります。もしこの區別を混同して居りましたならば、地名に轉用する場合に、臻山所攝のものをマ行に、深威所攝のものをナ行、またはラ行に轉用した例が、かならず多少あるべきはずであります。それが一つも見出すことが出来ませんのは、その區別が嚴重に言ひわけられてゐたからであります。宣長も地名字音轉用例において、この事實を精細に認めてゐるのでありますから、字音假字用格においても、これを區別して假名遣を整理すべきはすであつたと思

ひます。宣長のごとく、物の奥底まで見抜く鋭利な眼光を有する人が、この區別の存在を見のがすはありません。しかも、この區別の存在をあくまで否定して、臻山所攝の字音も、深威所攝の字音と同様にすべて「ム」で書きあらはすことに致しましたのは、秋成との論争においても見られる通、宣長は「ン」は音便にくづれた不正な音であるから、音便のまだ起らない上代においては、我が國の人々は決してこれを口にしなかつたと、かたく信じたやうであります。しかしこれは宣長の千慮の一失であつたことは、先に述べた通であります。

上田秋成は境遇の然らしめたためでもありませんが、狷介峭直放縱不拘、容易に人と和することが出来ない人であつたやうであります。ことに宣長に對して、あまりよい感情を持たなかつたやうで、いはば虫が好かないといふ風がありまして、大分ひどい悪口を申して居ります。かれの隨筆瞻大小心錄に、

又此古言をしいてとく人あり。門人を教の子と云て、ひろくきたるをあつめられし人あり。やはり此人も私の意多かりし也。伊勢の國の人也。古事記を宗として、太古をとくとせられしとぞ。翁口あしくて、

ひが言をいふてなりとも弟子ほしや

古事記傳兵エと人はいふとも

獨學孤陋といへど、其始は師の教へにつきて、後に獨學でなければと思ふなり。私ともいへ何ともいへ、獨窓のもとに眼をいたためて考て見れば、どうやらしれぬ事も、六七分はしれたぞ。

と申して居ります。あからさまに宣長の名は出して居りませんが、見る人が見れば、すぐ宣長に對する悪口であることがわかります。また同書に、

月も日も目・鼻・口もあつて、人體にときなしたる古傳也。ソングラスと云千里鏡で見たれば、日炎々たり、月は沸々たり、そんな物ではござらしやらぬ。お中人のふところ、おやじの説も、又おなか者の聞ては信すべし。京の者の聞は王様の不面目也。やまとだましひと云事を、とかくにいふよ。どこの國でも、其國のたましひが、國の臭氣なり。おのれが像の上に書しとぞ。

敷島のやまと心の道とへば

朝日にてらす山ざくら花

とはいかにく。おのが像の上に尊大のおや玉也。そこで

しき島のやまと心のなんのかの

うろんなことを又櫻ばな

とこたへた。いまからかといふて笑ひし也。馭我慨言と云物、かつてだらけに書た終に、總見院右大臣殿豐國の大神ともに、尾張の國より出で、天下をはらひきよめたまふ。是熱田の神草薙の劔の御徳也とやられた。三河の國には、何ぞ其神寶のとゞまりたまひて、今や二百年の治に入事ぞ。賣僧の談義辯、さして雄辯にも聞えず。

とも言つて居ります。あるひはまた呵刈葭の中にも、

大人の著述は、馭我慨言も何も、他國に聞ゆるにはあらで、こゝの漢籍に泥める者のために、説示すべき用意なれば、國內の鼻缺狙が金軀を啖ふの談は事ともあらじをや。やゝもすれば言を過して彼立言家の弊とぞ聞ゆ。こゝに至りては、狂人却て己が罪に伏せず、刑具を採て立對はば如何。言を過すをは、いつしか禍津日の狂言にまじこられて、神直毘大直毘の

御靈には、違ふべし。あなかしこ、恐るべし、謹むべし。

一夜鉗狂人といふ書を読んで、いとめづるあまりに、をりくおのが思ふにたがへること等を、ひとつふたつかいそへたれば、あやしうたてある物に成にたるが、かへりてはうれたくてなむ。

さみたれのふるやのかへのかたつふり

つめて何をあらそひやむ

いせ人は國に忠あるものなり、吾はいせ人に忠ならむものぞ。

上 田 秋 成

これに對して、宣長も黙して止むことが出来ませんから、左のごとく辯駁して居ります。

伊勢人は國に忠あるものなり云々國に忠ありと思ふもの、何故に其人を難破せるぞ。但し吾はいせ人に忠ならんものぞといへる、いせ人皇國を尊稱するは忠なれども、尊稱し過て非なること多きを告げて、これをいふは、諫なれば忠なりといふならん。かくいふは、よさまにつくろひていへるにて、實は其心にあらず。何をがな、非を見付出して、余が立説をくじ

かんとする物なり。其心のみすゝみてさかんなる故に、余を破すると思ひて、すなはち皇國をいひおとせること多くして、おぼえずかの狂人のたぐひとなれるは、いとくあはれむべきことなり。

上件上田氏が論、いたく道の害となる物なれば、いさゝかこれを辯ずるなり。見む人あらそひを好むとなおもひそ。

清めおく道さまたげて難波人

あしかる物をとゞめさらめや上田秋成は大阪の人なり

宣 長

以上の論争を見ても、兩人の間が感情的にもつれあつてゐたことがわかります。靈語通は契沖の假名遣に反對してゐるのでありますけれども、實は契沖の假名遣を支持してゐる宣長に反對したものと見る方が、當つてゐるやうに思はれます。「國學者とは神道者に毛三筋多きまでの學業なり」なども申して居ります。放縱不拘の生活にふけつてゐた秋成から見ると、國學者や神道家は虫が好かぬところがあつたので、反對せんがために、しひて反對してゐるやうな傾

定家假名遣は先に述べました通、その標準が不明でありまして、古典の假名遣と、時代の假名遣とが、無方針に相混じてゐる節もあるやうに見受けられます。四聲によつて定められたものであらうといふ見方もありますが、しかし「をそれ」のときは「を」で、「おそる」のときは「お」といふやうな區別が、四聲によつてわかるものでないことは、契沖もくはしく論じて居りまして、まつたくその通に違ひありません。つまり定家假名遣は、その標準が不明で、しかも古典の假名遣と一致しないところが多いから、これによつて古典の研究をすすめることは危険であると、感づいたのが權少僧都成俊であり、ついで契沖阿奢梨であります。契沖は萬葉集をはじめ、ひろく古典の研究を進めるに従ひまして、古典の假名遣がよく統一し、一糸亂れない状態にあるのを見まして、假名遣は古典を根據として整理し、古典の研究の基準とすべき

第七章 歴史的假名遣と表音的假名遣

向も、多分に見受られるのであります。以上上田秋成が契沖の假名遣に反對した外、この時代になりますと、國學者はすべて古典の假名遣を尊奉し、定家假名遣に心をよせるものがないやうになりました。一體國學者は古典の研究に精進いたしましたので、契沖の和字正濫抄や要略に對しては、ふかく共鳴してなんらの異存もなかつたのであります。古典の研究には、古典の假名遣を遵奉すべきは、もとより當然なことでありまして。それに物徂徠の復古學が勢力を得るに従ひまして、國學者のみならず漢學者も古典に對する理解を有つやうになりました。契沖の假名遣が一層その基礎が固定するやうになつたのであります。でありますから、眞淵や宣長以後にあらはれた假名遣書はほとんどすべて歴史的假名遣を支持して居りまして、定家假名遣の系統に屬するものは、もはやその跡を絶つやうになりました。

であることを覺りまして、和字正濫抄及び要略を著すに至つたのであります。ゆゑに、契沖は「かなづかひは俗にもわたることながら、まさしくは和歌をもてあそぶ人の事なり」と申して居りまして、かれはこの假名遣觀に立つて、假名遣を論じて居ります。この假名遣觀はもつとも正しいもので、古典の假名遣は古典研究の基準とすべきものなりといふ建前には、ふかく敬意を表します。

いづれの國語について見ましても、はじめは大體一音一字の體制によつて居りますから、假名遣といふ問題は生じて参りません。ところが、一旦文字に寫取られるやうになりますと、年とともに固定して容易に動かないのでありますが、口で言ひあらはす方は年に月に變つて來るといふ、すこぶる浮動性に富んだものであります。音便やその他いろいろな現象によつて、發音や語形が自然に變ることは、言語の發達における常道と見るべきでありませう。實際口に言ひあらはすものは浮動性に富み、文字に書きあらはされてゐるものは、固定性を有するものでありますから、年所を経るに従つて、その兩者の間に、大きな隔りが生じて來るので、その結果一音一字の原則にひびがはひるやうになります。粟を「あは」と書いて、口では「あわ」と

言ひあらはすのでありますから、假名と發音とは、一致しないといふことになります。さうした例が、年とともにだんだん増加して非常に煩雜なものになります。古典の假名遣も、延喜、天曆のころまでは、大體よく統一してゐたのですが、それは假名と發音とが、よく一致してゐたからであります。假名と發音とがよく一致してゐる間は、同じ語源のものなら、みな同じやうに、書きあらはされるのは當然でありませう。かやうに假名と發音とが一致を缺くやうになりますと、一字にして數種の音を代表し、一音にして數種の文字で代表されることになり、また假名の用法がすこぶる複雑になつて來るのは、また已むを得ないわけであります。たとへば、「ふ」といふ假名は

あふぐ仰 たふれる倒 ふる降る あらふ洗

といふやうに、語の上中下のありどころによつて、その音價が異つて來ます。また「ほ」にしても

ほたる螢 おほかみ狼 しほ鹽

のごとく、その用方によつて、音價がちがひます。つぎに「オ」といふ音を見ますと、

ア	○送聲	クワ	キヤ	ウワ	イヤ
イ	○發聲	クイ	キキ	ウイ	イキ
ウ		クウ	キユ	ウウ	イユ
エ		クエ	キエ	ウエ	イエ
ヲ		クオ	キヨ	ウオ	イヨ

送聲者送氣聲也不可混餘聲
本音不轉以送其氣即送聲也

○發聲 凡聲有發送餘收放合字之法亦皆做此發聲在字頭餘收並在字尾而送聲在其右傍發聲凡有一音一音者有二合者並見于前

○二合音

凡二合音與翻切法別舊譜俱用下行以便順讀而疑各字各音故今俱用橫行自左轉右以便合呼三合四合亦皆做此

音韻字母新譜

一音一字及二合音並見前圖今取第一二行字母以發其例他皆做此

たふれる倒 かほ顔 をとこ男 おび帯
のごとく、いろいろな假名で代表されてゐます。また「エ」といふ音にしても
ゑのぐ繪具 えだ枝 ゆくへ行方
のやうに、三種の假名で代表されてゐます。さう致しますと、机といふ語を假名で書きあらはすときに、「ツクエ」「ツクエ」「ツクヘ」といふ三通の書き方があり得るわけでありますから、そのいづれに據るべきかに迷ふやうになります。右のやうな場合に、その據るべき標準を示すのがいはゆる假名遣であります。つまり假名遣は假名の用法の標準を示したもので、正字法(Orthography)とは違ひます。正字法は文字で言葉を寫し取る方法を定めたものでありますから、假名遣よりはズットとひろくなります。アメ・ツチ・ホン・ソラは一通の書き方しかありませんから、假名遣の問題は生じて参りませんが、しかし正字法の範圍には屬してゐます。我が國において、假名の正字法を發案したのが、新井白石の東音譜であります。その正字法を掲げて見ますと、

キヤ ン	ウワ ン	イヤ ン	カン ン	アン ン
キキ ン	ウイ ン	イキ ン	キン ン	イン ン
キユ ン	ウウ ン	イユ ン	クン ン	ウン ン
キエ ン	ウエ ン	イエ ン	ケン ン	エン ン
キヨ ン	ウオ ン	イヨ ン	コン ン	ヲン ン

○收聲

凡收皆喉音中間細分上去有唇舌喉之三聲而唇收如中國尾閉之音(侵鹽覃聲而外國之音有舌音轉爲半舌喉音者(寒山先及歡元之類)又入聲有唇舌(侵鹽覃聲)平上去入聲並同)

クワ ア	キヤ ア	ウワ ア
クイ イ	キキ イ	ウイ イ
クウ ウ	キユ ウ	ウウ ウ
クエ エ	キエ エ	ウエ エ
クオ ヲ	キヨ ヲ	ウオ ヲ

イヤ ア	カア ア	アア ア
イキ イ	キキ イ	イイ イ
イユ ウ	クユ ウ	ウウ ウ
イエ エ	ケエ エ	エエ エ
イヨ ヲ	コヲ ヲ	ヲヲ ヲ

○餘聲

烏阿之餘聲即本聲其餘如支開之餘聲爲意邪呼之餘聲爲邪即此

クワ	キヤ	ウワ	イヤ	カ
クイ	キキ	ウイ	イキ	キ
クウ	キユ	ウウ	イユ	ク
クエ	キエ	ウエ	イエ	ケ
クオ	キヨ	ウオ	イヨ	コ

キヤ イ	ウワ イ	イヤ イ	カイ イ	ア イ	クラ ヌ	キヤ ヌ	ウワ ヌ	イヤ ヌ
キヰ イ	ウイ イ	イヰ イ	キイ イ	イ イ	クイ ヌ	キヰ ヌ	ウイ ヌ	イヰ ヌ
キユ イ	ウウ イ	イユ イ	クイ イ	ウ イ	クウ ヌ	キユ ヌ	ウウ ヌ	イユ ヌ
キエ イ	ウエ イ	イエ イ	ケイ イ	エ イ	クエ ヌ	キエ ヌ	ウエ ヌ	イエ ヌ
キヨ イ	ウオ イ	イヨ イ	コイ イ	ヲ イ	クオ ヌ	キヨ ヌ	ウオ ヌ	イヨ ヌ

已上舌收之合

カヌ ヌ	ア ヌ	クラ ム	キヤ ム	ウワ ム	イヤ ム	カム ム	ア ム	クワ ン
キヌ ヌ	イ ヌ	クイ ム	キヰ ム	ウイ ム	イヰ ム	キム ム	イム ム	クイン ン
クヌ ヌ	ウ ヌ	クウ ム	キユ ム	ウウ ム	イユ ム	クム ム	ウム ム	クウン ン
ケヌ ヌ	エ ヌ	クエ ム	キエ ム	ウエ ム	イエ ム	ケム ム	エム ム	クエン ン
コヌ ヌ	ヲ ヌ	クオ ム	キヨ ム	ウオ ム	イヨ ム	コム ム	ヲム ム	クオン ン

已上唇收之合

已上唇收之開

イヤ ツ	カ ツ	ア ツ	クワ フ	キヤ フ	ウワ フ	イヤ フ	カ フ	ア フ
イキ ツ	キ ツ	イ ツ	クイ フ	キキ フ	ウイ フ	イキ フ	キ フ	イ フ
イユ ツ	ク ツ	ウ ツ	クウ フ	キユ フ	ウウ フ	イユ フ	ク フ	ウ フ
イエ ツ	ケ ツ	エ ツ	クエ フ	キエ フ	ウエ フ	イエ フ	ケ フ	エ フ
イヨ ツ	コ ツ	ヲ ツ	クオ フ	キヨ フ	ウオ フ	イヨ フ	コ フ	ヲ フ

已上唇收之合

○入聲

クワ ウ	キヤ ウ	ウワ ウ	イヤ ウ	カ ウ	ア ウ	クワ イ
クイ ウ	キキ ウ	ウイ ウ	イキ ウ	キ ウ	イ ウ	クイ イ
クウ ウ	キユ ウ	ウウ ウ	イユ ウ	ク ウ	ウ ウ	クウ イ
クエ ウ	キエ ウ	ウエ ウ	イエ ウ	ケ ウ	エ ウ	クエ イ
クオ ウ	キヨ ウ	ウオ ウ	イヨ ウ	コ ウ	ヲ ウ	クオ イ

已上喉收之合

已上喉收之開

ガ	○清	クワ	キヤ	ウワ	イヤ	カク	アク
ギ	濁	クイ	キヰ	ウイ	イヰ	キク	イク
グ	舊譜清音如字濁音用二點凡有清音有濁音有清濁音今一皆從舊覽者擇焉	クウ	キユ	ウウ	イユ	クク	ウク
ゲ		クエ	キエ	ウエ	イエ	ケク	エク
ゴ		クオ	キヨ	ウオ	イヨ	コク	ヲク

已上牙收之合

已上牙收之開

クワ	キヤ	ウワ	イヤ	カキ	アキ	クワ	キヤ	ウワ
キ	キ	キ	キ	キ	キ	ツ	ツ	ツ
クイ	キヰ	ウイ	イヰ	キキ	イキ	クイ	キヰ	ウイ
キ	キ	キ	キ	キ	キ	ツ	ツ	ツ
クウ	キユ	ウウ	イユ	クキ	ウキ	クウ	キユ	ウウ
キ	キ	キ	キ	キ	キ	ツ	ツ	ツ
クエ	キエ	ウエ	イエ	ケキ	エキ	クエ	キエ	ウエ
キ	キ	キ	キ	キ	キ	ツ	ツ	ツ
クオ	キヨ	ウオ	イヨ	コキ	ヲキ	クオ	キヨ	ウオ
キ	キ	キ	キ	キ	キ	ツ	ツ	ツ

已上舌收之合

ザ ジ ズ ゼ ゾ
ダ チ ヅ デ ド
バ ビ ブ ベ ボ

已上濁音 清濁音又倣此

○輕 重

舊譜輕聲如字重聲
用一圏即今從舊

パ・ピ プ ペ ポ

已上重音

外國之音有牙喉聲重者亦倣此

白石はかねて蘭學に通じて居りましたので、蘭語における正字法から考へついで、假名の正字法を整理したものと思はれます。

これを要するに、假名遣の標準は古典によること、すなはち、いはゆる歴史的假名遣によるべきことは、國學者が一般に認めるやうになつて來たのでありますが、しかし國學者以外の人々

は、かならずしも歴史的假名遣を嚴重に守らなかつたことは、江戸文學などを見ても窺ひ知られます。つまり國學者以外の社會人は、假名遣にはあまり深い關心を有つてゐなかつたのであります。假名遣が多少誤つて居りましたが、意味が通じないこともなく、あるひは意味を取違へるやうなこともありませんが、概して無頓着であつたのであります。秋成の論じてゐるやうに、い・ゐ・ゑ・を・お・は・わ等の用法を誤つても、實際さほど支障を感じないから、社會人はあまりこれに氣にも留めてゐなかつたのであります。ただ國學者や歌人等は、これを誤ると、和歌においても、文章においても、不體裁でありますから、一定して古典の假名遣を嚴守したので、契沖が假名遣は俗にもわたることながら、まさしくは和歌をもてあそぶもの

のために必要なものであるといつてゐるのは、まことに至言であると存じます。

いはゆる歴史的假名遣は、古典に根據を置いてゐるものでありますが、この古典の範圍は、上代から平安時代に至るまでの文學や記録を網羅したものと見てよいと思ひます。この範圍内における文學や記録に典據を有するものによつたのが、和字正濫抄や古言梯等であります。ゆゑにこの假名遣派の人々は、その典據をすこぶる重視して居りまして、和字正濫抄には、掲出の語

右のやうな次第でありますから、古典の假名遣と現代の假名遣とは、それぞれ獨立に立てることが得策であると信じます。平安時代までの文學や記録等を研究しようといふ場合には、いはゆる歴史的假名遣、すなはち古典の假名遣に従ふべきであります。定家假名遣によつて、古典の研究をすすめることは、すこぶる危険であります。これについては、何人も異論はなからうと存じます。しかしこの假名遣によつて、現代の言語を律しようとすることは無理でありまして、現代の發音とはなほ大きく異つてゐる言葉を、むかしながらの假名遣で書きあらはすことは容易ではありません。たとへば葵をアオイと發音しながら、「あふひ」と書き、倒をタオレルと發音しながら、「たふれる」と書き、酔はヨウと發音するのに、「ゑふ」と書くといふことは、一貫した理論や法則では學んで行くことが出来ません。ただ一々機械的に記憶するより外ないのでありますから、學習上多大の時間と勞力を費さなければなりません。萬葉人の假名遣がよく統一して、人によつて區々であることがなかつたといふのも、結局は假名と發音とがよく一致して居りましたから、同一の語が人によつて區々に書きあらはされることがなかつたのであります。しかるに、鎌倉時代以後になりますと、發音がだだん變つて参りまして、書い

中約三分の一は出典を示して居りませんが、古言梯は掲出してある一千八百八十三語に ことごとく典據を掲げてあるために、自然重きをなしてゐるのであります。さう致しますと、以上の範圍内における文學や記録に見えるものは、それによつて假名遣を決定することが出来ますが、不幸にして典據を求めることが出来ない場合には、類例旁證によつて推定するか、もしくは、語源を採つて判断するより外に、方法がありません。國學者は鎌倉時代から後は、言語がはなはだしく崩れてしまつたから、これを典據とすることが出来ないといつて、これを斥けて居りますが、以上の範圍内における文學や記録に見えてゐる語彙で、鎌倉時代以後それと異つた假名遣のものは、一切これを斥け、古典の假名遣によらしめることとして差支ありませんが、鎌倉時代から後にあらはれて來た、新しい語彙の假名遣は、なにを典據として決定するかが、大きな問題であります。國學者は鎌倉時代以後の文學や記録にあらはれてゐるものは、一切採らないといふ建前でありますから、さうなりますと、新しい言葉の假名遣を決定することは出来ないわけであり、よし決定しましても、それは古典の假名遣とは、別の取扱をしなければならぬであらうと思はれます。

である通に読み、言ひあらはす通に書くことが、出来なくなつて来たのであります。すなはちアオイと發音して、その發音の通「あおい」と書く人もあり、むかしながらの傳統に従つて、「あふひ」と書く人もあるといふことになつて来たのであります。そこで、同じ言葉が幾通にも書きあらはされることになりまして、その結果假名遣の混亂を來すやうになりました。これは當然な成行と見るより外ありません。しかし當然の成行とは申しながら、これをそのまま放任するわけにはいきませんから、何とか整理しなければなりません。これがそもそも假名遣整理問題の起つて来た所以であります。

ところで、現在我が國の國民教育や國民文學はもちろんのこと、官廳の公文書にも、新聞雜誌等の振假名にも、大體歴史的假名遣が採用されて居りますが、中古時代の假名遣を基準として、現代の言語や文章を律していくことは無理な話でありまして、そこにいろいろな問題がわき起つて來るのであります。ゆゑに、もし古典の假名遣は、古典を研究する場合とか、和歌や古文などにのみ用ゐることに致しまして、現代の言語や文章には、これに即した新假名遣、すなはち表音的假名遣を採用するやうにすることが、もつとも策の得たものであらうと思ひます。

ここで表音的假名遣と申しますのは、現代語の發音を基準として制定したものとといふ意味であります。よく發音通の假名遣と申しますが、發音をいかに忠實に文字に寫し取らうと致しましても、それにはおのづから限度がありまして、レコードに取るやうに精密には参りません。これは特に詳説する必要もない自明のことでありまして、それについては、あまり多くを申しません。大體現代の發音と一致させるといふ方針で、制定されたものを表音的假名遣といふのであります。ある人は表音的假名遣では、九州の人は九州の發音により、東北の人は東北の發音によるといふことになつて、かへつて混亂するのではないかといつて居りますが、それは表音的假名遣といふものの實質をよく知らないために起る誤解であります。表音的假名遣は先に申述べました通、その國の標準語とせば我が國で申しますと、現在の東京語における純正な發音を、基準として制定したものをいふので、地方の方言をそのまま書取るといふ意味のものではありません。もちろん現在の東京語における發音にも、我が國の標準として認めることの出来ない、不正なものもあります。また不正とか、なまりとかいふ程度でなくとも、そのまま標準として見ることは、問題のあるものもありますから、それらのものは、一通よく整理し

なければなりません。國語の標準は中流以上の知識階級にひろく行はれるものといふことも、一般の條件になつて居ります。かくしてその標準を確定し、これを一音一字式に寫し取る方式を定めたものが、いはゆる表音的假名遣であります。しかも、この假名遣には種々の事情によつて、多少の除外例は認められなければなりません。臨時國語調査會が昭和六年五月に發表した假名遣改定案にも、つぎのやうな除外例がついて居ります。たとへば「ぢ」「づ」は「じ」「ず」に改めることになつて居りますが、これにはつぎのやうな除外例が設けられてゐます。

二語の連合によつて生じた「ぢ」「づ」はもとのまま

例

はなぢ。鼻血	もらいぢ。ちもらひ乳
ひぢりめん。緋縮緬	ちかぢ。か近々
たづな。手綱	みかづき。三日月
かなづち。鐵槌	つねづね。常々
まなづる。眞鶴	ぬまづ。沼津

同音の連呼によつて生じた「ぢ」「づ」はもとのまま

ちぢみ縮	ちぢむ縮む
ちぢに。千々に	
つづみ鼓	つづら葛籠
つづく續	

右は國語の假名遣における場合であります。字音の假名遣にも、やはり同じやうな除外例がついて居ります。すなはち、「ぢ」「づ」を「じ」「ず」に改めるものの除外例として、連聲によつて濁る「智」「茶」「中」「通」等はもとのまま、

例

さるぢえ。猿智慧	わるぢえ。悪智慧
はち。や。葉茶屋	ちやのみぢ。やわん。茶飲茶碗
れんぢ。ゆう。連中	くにぢ。ゆう。國中
ゆうづう。融通	じんづう。りき。神通力

吳音によつて濁る「地」「治」はもとのまま

例

ぢぬし地主

きぬち絹地

ぢろう治郎

せいぢ政治

右のやうな除外例が設けられましたのは、同じ語源のものを寫すのに、清音の假名と、濁音の假名と違ふのは、感じがわるい。鶴は「つる」と書くのに、鶴の濁つた眞鶴を「まなずる」と書いたり、津は「つ」であるのに、その津が濁ると「ぬます」と書いたり、血は「ち」であるのに、鼻血と濁るとき、「はなじ」と書いては、感じがわるい。つまり同じ語が清濁によつて假名遣が異つて来るのは面白くないから、その感情との衝突を避けて、舊のままにしておかうといふので、右のやうな除外例が設けられたのであります。また助詞の「を」「へ」「は」も舊のままとして、除外されて居りますが、もつとも頻繁に用ゐられる關係から、助詞の「を」「へ」「は」の字形が、一般の人々の眼底にふかく刻みこまれて居りますので、もしこれを「お」「え」「わ」と發音通に改めると、不快な感じを抱く人が多數あるやうでありますから、そこで、この

三個だけが除外されました。しかし、この除外例を設けたことに對しては、反對の意見を有つ急進派の人も少くありません。

以上のやうに、表音的假名遣と申しましても、口にいひあらはす通に寫し取る方式といふのではなく、大體現代の發音を標準として、これに近づけるやうに整理したもので、發音通といふ意味をあまり嚴重に取らぬがよいと思ひます。いづれに致しましても、現代の發音を基準として、その假名遣を制定するといふことにすれば、幾百幾千の語がありましても、別にたいした問題もなく、その假名遣を整理していくことが出來ます。なほその上、これを學ぶのにも容易であり、これを用ゐるにも、一々辭書をひいて見る必要もありません。ところが歴史的假名遣になりますと、檳榔はアジマサか、アヂマサか、これを決する然るべき典據がありません。鱈の假名遣も區々でありますし、ガンドウ提灯のガンドウの假名遣も不明であります。歴史的假名遣は、その出典を見出すことが出來なければ、假名遣としての信用も低下し、假名遣そのものの建前が崩れて來ます。もし出典を見出すことが出來なければ、語源を探ぐるか、類例旁證によるかしなければなりません。契沖の和字正監抄における語源説にはさきに述べました

やうに、すこぶる滑稽なものも交じつて居りまして、和字正濫抄そのものを輕視させるやうなおそれがないでもありません。現代の新しい言葉の假名遣を決する場合には、いろいろな問題が生じて來るのでありますから、歴史的假名遣は古典の假名遣として、古典に對してもつばら用ゐるものとし、現代語に對しては、現代の發音を基準として、制定した表音的假名遣を用ゐるやうにするのが、もつとも策の得たものであると考へます。契沖が假名遣は俗にもわたることながら、まさしくは和歌をもてあそぶもののためのものであると申して居りますのも、右のやうな考からであらうと察せられます。

つぎに、わが國の假名遣は、多くは漢字の陰にかくれて、表面にあまり出ないものであります。字音の假名遣になりますと、一層その傾向が著しく、たとへば「十條」の假名遣がジフデウであることや、「十帖」の假名遣がジフデフであることを知らない人が多數であらうと存じます。おそらく大臣大將といへども、以上の假名遣は御承知ないかも知れません。しかも社會生活上なんらの不便利を感じられないのは、「十條」「十帖」といふ漢字を知つて居られるからであります。普通には、右のやうな漢語には、漢字を用ゐるのが常習でありまして、假名で書く

ことがほとんどありませんから、その假名遣を知らなくとも濟むのであります。「葛」の假名遣はクズ、屑はクヅであることを知らない人も少くはありますまい。これを知らなくとも漢字を知つて居れば、別に支障を感じないのであります。この點から見ると、字音假名遣を墨守する必要はすこしもないと思ひます。父兄はもちろん、大臣大將といへども知らずにすむ假名遣を、兒童に強制することは、大きな問題でありませう。よし折角學びましても、漢字を常用するやうになりますと、いつしか忘れてしまひます。しひてジフデウの假名遣を覚えましても、「十條」といふ漢字を常用する時代には、まつたく忘れてしまひます。また忘れてもほとんど支障はありません。現に國民學校の一年で、「モ、タラウ」の教材を教授するとき、これは「ラウ」と書くので、「ロウ」と書いてはいけないと、兒童に飲込ませることは、實に容易ならぬ勞苦であります。しかして、二年になりますと、「郎」といふ漢字を學ぶのでありますが、一旦これを學びますと、もはや假名でモ、タラウと書くことは致しませんし、その必要もありませんから、いつとはなしにラウの假名遣は忘れてしまひます。かやうに漢字を學んだ後に、假名遣の必要がなくなるものを、しひて學ばせることは、まつたく勞して效なきものと思ひます。實に

字音假名遣を正確に學ぶことは、容易な業ではないのでありまして、おなじくヨウと發音するものに四通あります。すなはち葉エフ、要エウ、様ヤウ、用ヨウの四通ありますが、これを正確に學ばせることは容易なことではなく、しかも折角學んでも、その漢字を常用する一般の社會人に取つては、この假名遣はさほど必要のないものであります。かくのごとき、勞して效なき字音假名遣を強制的に兒童に學ばせることは、むしろ一利なくして百害ありともいへませう。ただし音韻學者とか、特に字音の研究に心を潜めてゐる人に取りましては、もとより重要なものでありますから、學術的には、字音假名遣の價値は、十分認めなければなりません。しかし、それかといつて、一般の國民にこれを遵守させる必要はないと思ひます。また、特に字音假名遣について知りたい場合には、白井寛蔭の音韻假字用例か、現代の辭書を見れば、事が辨ずるのでありますから、國民學校において、特にこれを教授する必要はありません。實際發音する通に書いてすこしも差支なく、電報もたしかに配達されます。國語にしても字音にしても、發音通に認めただために、郵便や電報の未配達になる心配はすこしもありません。

表音的假名遣を採用するにしても、その採用範圍については、特に慎重に考慮する必要がある

ります。すなはち、さきに述べました通、歴史的假名遣は古典に、表音的假名遣は現代文に採用するといふ方針によるのが、もつとも適正な方策であると信じます。新假名遣すなはち表音的假名遣を、萬葉集や古今集あるひは源氏物語等にまで用ゐるものとして、反對する人がありますが、それは誤解でありまして、古典までもこれによつて改めようといふ意見は、おそらくないだらうと思ひます。ヨーロッパにおいても、綴字改良が實行されて居りますが、古典におけるものは、特殊な目的を有するものの外、やはり舊來のものに據つて居ります。我が國の和歌は古典的のものでありますから、口語詩のやうな特殊なもの外は、すべて舊假名遣によるのが當然と思ひます。和歌や俳句のやうなものまでも、表音的假名遣に改めますと、不快の感を抱く人が少くなからうと思ひますし、いやしくも和歌をもてあそばんとする人ならば、舊假名遣を特に學んでも、然るべきでありませう。

古典の假名遣を發音通に改めると、語源を不明ならしめるおそれがあるとして、これに反對してゐる人もありますが、これは一應の理窟が立ちます。「おほかみ」をオウカミと改めると、オホが「大」の意味であることが、不明になるおそれがあるのは事實であります。しかし、

一般の國民は、一々の言葉に對する語源などには、なんらの關心を有して居りません。また語源に無關心であつても、實際には別に不都合は感じません。特に語源に關心を有するのは、一部少數の學者に過ぎないのであります。また學者でなくとも、特に語源に關心を有するか、これを知る必要がある場合には、辭書を見れば、容易に知ることが出来ます。ゆゑに、語源は辭書に保存しておけばよいので、これを假名遣の上に残す必要は毫もありません。

また文學美を損ずるとか、威嚴を傷つけるとかいふやうな反對もありますが、これは言語の歴史的變遷を無視した意見ではないでせうか。もちろん言語ばかりでなく、器物にしても、書畫にしても、古代におけるものには美的感情が豊かにあふれてゐることは事實であります。實用の上から見ますと、現代のものにははるかに及ばぬものが多いのであります。武器のごとき、その一例であります。でありますから、それは美術として鑑賞すべきであつて、これを實用に供するとなると問題であります。言語にしても、假名遣にしても、古代におけるものは、古典として取扱へばよろしいので、これを現代の實用に役立てようとしては、無理になりません。また、ながく文學上に用ゐられて來たものは、自然に威嚴が備はるやうに感じられること

も認められますが、これに反して、現代のものは、あまりに自分に近いために、親しみがあるが、威嚴に乏しいといふ感じが書畫や、その他の美術品には多分に存するので、假名遣にも、その感じが多分に存することは事實であります。それかといつて、古代の美術品を、現代の實用に供することが出来ません。どこまでも美術として鑑賞し尊重すべきであります。假名遣は現代の實用に供しようといふのでありますから、古典におけるものは、いかに文學美が豊かであつても、いかに威嚴に富んでゐても、それを現代の實用に供しようとするのは、無理であらうと思ひます。

つぎに、假名遣の改定は、歴史を無視し傳統を破壊するものであるといふ反對があります。申すまでもなく、歴史や傳統は國民精神と重大な關係を有するものでありますから、これはおほいに尊重しなければならぬので、これに對しては、あへて多言を要しないと存じます。しかし、歴史は固定したものでなく、時代とともに進歩していくべきものであります。そこに歴史の尊さがあるのであります。もしある一地點に停頓して、すこしも進歩しないものならば、歴史は無意味なものになります。歴史にはかならず進歩が伴はなければなりません。進歩

の伴はない歴史の國は、ただ衰退するばかりであることは、決してその例に乏しくありません。ゆゑに、われわれは進歩の伴ふ歴史は、おほいに尊重しなければならぬのであります。わが國が今日のごとく、國威を宣揚するに至りましたのを見ましても、わが國の歴史にいかに進歩がみなぎつてゐるかを知ることが出来ませう。また傳統の尊重すべきものであることも、言をまたないのであります。しかし、この傳統も固着したものばかりでなく、時勢の進展に即して、調和と進歩の伴ふことがもつとも大切なものであると存じます。時勢と調和しなければ、自然に時代から切離されて、孤立するやうになります。また時代とともに進歩しなければ、かへつて國運の興隆を妨げるやうなおそれのあることも、否定し得ないものであります。國體の明徴、國民精神の作興の基礎になつてゐるやうな傳統はあくまで尊重し、これを擁護しなければなりません。しかしながら、歴史にしても、傳統にしても、時勢に即して、これに取殘されないやうに、進歩改善の途をたどつていくことが肝要であります。假名遣にしても、古典のものも今日まで傳へられて来て居りますが、それでは今日の時勢に即しないものがあるところから、問題が起つて來たのでありますから、古典の假名遣は、古典の上に保存し、これと別に現

代に即した假名遣を制定することが上策でありまして、それが傳統の擁護にこそなれ、決して破壊にはならないと思ふのであります。

ヨーロッパにおいては、いちはやくイタリーが綴字法の改良に成功いたしました。ついでスペイン、ドイツ、ノールウェーも、綴字法改良の目的を達成しました。フランスはアカデミーの辭書を改版するごとに、若干語づつその綴字法を改善して、發音に近づけて居ります。ソ聯においても、綴字法の改善に手を加へて居りますが、はやくからその改善に志しながら、いまだにその目的を達成し得ないのは、英米すなはち英語國における綴字法の改良であります。もつとも英語の綴字法も自然に發音に近づいて來てゐることは、ウェブスターやスタンダードやオクスフォード等の辭書を見ればその一端を窺ひ知ることが出来ます。たとへば *dropped* を *drop* と綴つて居りますのは、文豪では沙翁をはじめ、ミルトン、ドライデン、ポープ、バーンズ、ブラウニング夫人、テニスン、スウィンバーン、ローウェルなどであり、*plough* を *plow* と綴つてゐるのは、辭書ではウェブスター、センチュリー、スタンダードなどであり、英米におきましても、昔ながらの綴字法をそのまま株守してゐるわけではありません。や

はりその變遷の跡に鑒みて、おひおひ發音に近づけて來て居ります。しかもさう改めましたところ、その國固有の文字が破壊され毀損されるやうなおそれは毫もないのであります。イタリーや、ドイツでは、時代の發音に即して綴字法を改めて居りますが、それがために國民文學が破壊されたといふ非難はかつて聞かないのであります。また國民精神を毀損するといふやうなおそれもないことは同様であります。ドイツには固有の龜の子文字を廢して、ラテン文字を常用しようといふ運動が起つて居りますが、國粹論者はこれに反對し、ドイツ固有の精神は、この龜の子文字に存するので、これを廢棄しては、ドイツ魂を養成していくことが出來ないと論じて居ります。しかるに、龜の子文字は、ドイツ語の國內にのみ行はれ、他においてはまつたく用ゐられてゐないものでありますから、これを固守してゐては、ドイツの民族的勢力を、ひろく世界に押しひめる上に不利であります。Deutschland über alles (ドイツはすべてに超越する) といふ國策を完遂するには、世界的に普及してゐるラテン文字を採用することが、なにより急務であると主張し、この兩論がしばらく對立して居りましたが、最近龜の子文字を廢棄して、ラテン文字を一般に採用することに決したと聞いて居ります。右のやうな國策遂行の

上から、固有の文字をすてて、ラテン文字を採用することになつたものと思ひますが、もしこの際ドイツがあくまで龜の子文字を株守し、これを改めることをしなかつたならば、國力の進展を妨げるおそれがないとは申されません。

わが國におきましても、先般陸軍省が高度國防國家の建設上、これまでの歴史的假名遣を守ることが、きはめて不利であることを、支那事變の體驗によつて痛感せられました結果、先般まづ兵器名稱および用語の假名遣を發音的に改めて、これを陸軍一般に通達されました。その假名遣要領を左に掲げて見ますと、

短音假名遣表

(イ) 清音表

新假名遣	舊假名遣	新假名遣	舊假名遣
イ	ゐ	ウ	う
い	ひ	ー	ふ

(イ) 清音表				新假名遣	新假名遣
ユウ	ヌウ	スウ	クウ	ジヨ	新假名遣
┌──────────┐				┌──────────┐	舊假名遣
ゆ	い	ぬ	く	ぢよ	舊假名遣
う	ふ	ふ	う	よ	ぢよ

(ロ) 濁音表				新假名遣	新假名遣
┌──────────┐				┌──────────┐	舊假名遣
を	わ	お	あ	く	か
う	ら	ふ	う	わ	を

(ハ) 拗音表		新假名遣	新假名遣
ズ	ガ	ワ	エ
┌──────────┐		┌──────────┐	┌──────────┐
づ	が	*は	*え
ず	わ	わ	え

(カ) 拗音表		新假名遣	新假名遣
カ	オ	カ	オ
┌──────────┐		┌──────────┐	┌──────────┐
く	か	く	か
わ	を	わ	を

備考 *印アルモノハ助詞ヲ除ク

(ロ) 濁音 半濁音表

新假名遣 舊假名遣

ドウ ゴウ

ど う だ だう ぐ ぐわう ご ぐふ が がふ が がう

ヨウ

ゑ ゑふ え えう よ よふ よう やう

新假名遣 舊假名遣

ホウ ゾウ

ほ ほう ば ばう ぞ ぞう ざ ざふ ざ ざう

ロウ

ろ ろう ら らふ ら らう

ホウ トウ コウ

ほ ほう と とう く こう かわう け けふ が がう か かふ か かう

モウ ノウ ソウ

ま ます の のう そ そうです も もふ な なる さ さふ ま まう の のふ な なる そ そうです

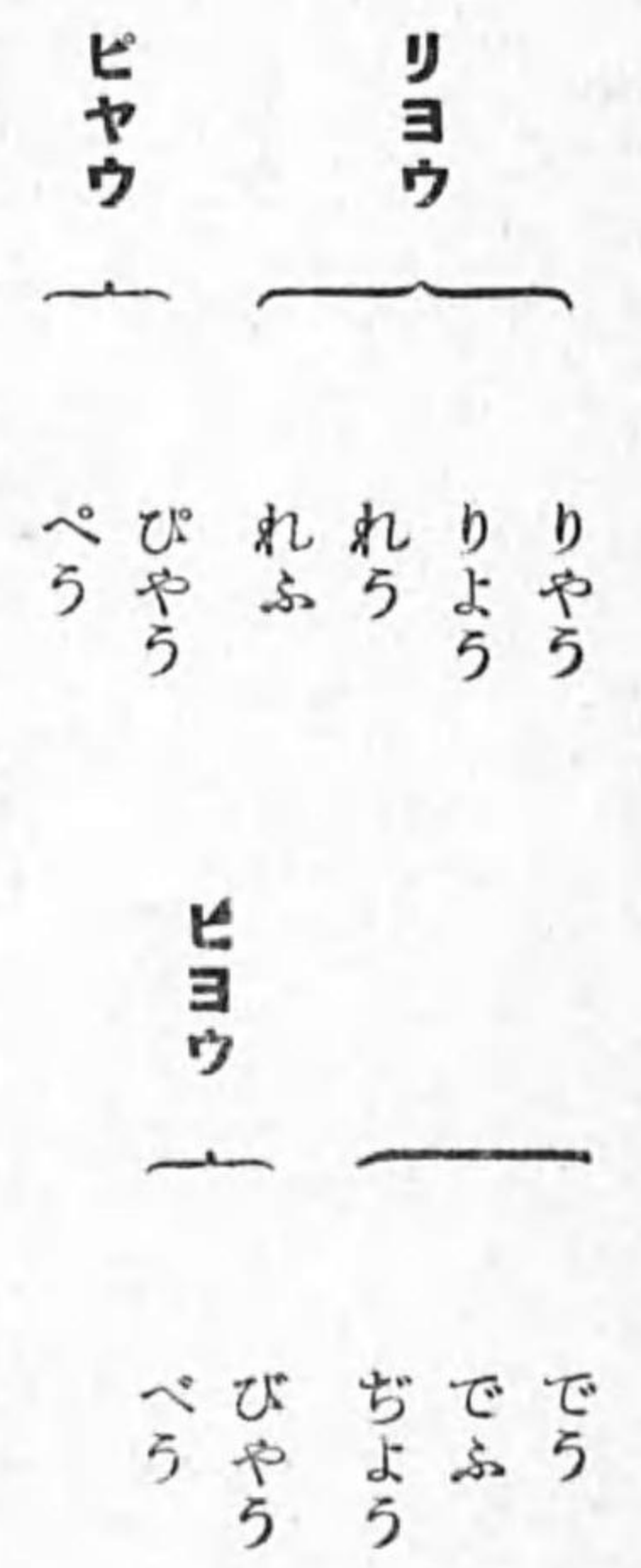
シヨウ	ビユウ	ギヨウ	ニヨウ	チヨウ
—		—	—	—
めう みやう	びう	げふ げう ぎよう ぎやう	ねふ ねう によう	てふ てう ちよう ちやう

ジヨウ	リュウ	ジュウ	ギユウ	ニユウ
—	—	—		—
ぜう じよう	りゆう りふ りう	ぢゆう ぢう じふ じう	ぎう	にゆう にふ にう

(ハ) 拗音表

チユウ	シユウ	キユウ	ボウ
—	—	—	—
ちゆう ちふ ちう	しゆう しふ しう	きゆう きふ きう	ぼふ ぼう ばふ ばう

ヒヨウ	シヨウ	キヨウ	フウ—ぶふ
—	—	—	
へう ひよう ひやう	せふ せう しよう しやう	けふ けう きよう きやう	



現在陸軍兵器の部品は、四千以上にも上つてゐるので、これを整理するカードに記す名稱の表記に歴史的假名遣を採用致しますと、整理するにも搜索するにも、多大の時間と勞力を要し、まして、電撃作戦といふやうな、神速を尙ぶ場合、間に合はないことが多く、それがために、實戦上おそるべき不利や支障を來すことが痛感されたのであります。また、わが國の將兵はその精神においては、まさしく世界に冠絶するものであります。科學知識になりますと、歐米におけるものに比して、遺憾ながら劣つてゐることが認められるのであります。今後の戦争は科學戰に向つて拍車をかけるやうになるであらうと考へられますが、さうなりますと、わが國民の科學知識の向上が力づくよく要求されるわけでありまして。しかるに、これまでわが國の普通

教育におきまして、漢字と假名遣の學習に、多大な時間を要して居りましたが、今日の時勢はもはやこの體制を認容することが出来なくなつたのであります。そこで、陸軍は漢字の制限と假名遣の改定を斷行しなければならぬやうになつたのであります。軍としては、漢字を五六百字までに制限したい希望であります。ただちにその理想を斷行しては、種々の支障を來すおそれがありますので、過渡期の便法として、漢字を一種と二種とに分け、その第一種文字を九五九字、第二種文字を二七六字とし、今後の兵器名稱および用語は、大體第一種文字で整理し、特殊なものに對してのみ第二種文字を用ゐるが、ただしそれには振假名を附することになつて居ります。しかし、ゆくゆくは五六百字までに制限する方針で、目下銳意その調査と研究が進められて居ります。かやうに漢字を制限して、その勞苦を省くと同時に、假名遣を發音通に整理して、取扱上の簡易化を圖られたのであります。その主眼とするところは、これによつて生じた餘裕を、もつばら科學教育の振興に振向けようといふのであります。高度國防國家の建設といふ建前からすれば、今やわれわれ日本國民は、國家きはめて重大な秋に直面して、この國難を打開すべき重責を荷つてゐるのでありますから、それまでのいろいろな經緯など

に囚はれることなく、一切の感情を捨てて、假名遣問題を處理しなければならぬと存じます。東亞共榮圏の建設といふ、この重大な問題を一日もはやく解決して、國家を泰山の安きに置くためにはわれわれ日本國民は、あらゆる犠牲をしのばなければなりません。しかも、つねに事を大所高所から觀察し判斷して、國策の圓滿な遂行を圖らなければなりません。軍が高度國防國家の建設といふ立場から、漢字の制限と假名遣の改定を斷行し、以ておほいに科學知識の普及と向上を企圖されたのでありますから、われわれはよるこんでこれに協力すべきであります。この際區々たる感情などに囚はられて、國策の遂行に支障を來すやうなことがあつてはならぬと思ひます。假名遣に反對してゐる人々の主張には、以上に列擧いたしましたもの外なほいろいろありますけれども、それは高度國防國家の建設といふ國策に直面しては、ほとんど理由にならないのであります。もちろん假名遣の整理といふことは、決して容易な業ではありませんので、これを完遂するに當りましては、慎重に研究調査を進めて、萬遺漏なきを期さなければなりません。假名遣の整理は、その影響するところただに教育上ばかりではなく、經濟上にも、軍事上にも、はた衛生上にも及ぶのでありますから、簡單に有終の美を收め

ることが困難でありまして、またそれだけこの問題に對しては、慎重な態度を以て善處しなければなりません。

これを要するに、古典の假名遣は古典に、表音的の假名遣は現代文に採用するといふ方針の下に、これを整理することが、今日の時勢から見ますと、もつとも穩健にして適正な方策であらうと存じます。

契沖の和字正濫抄及び要略は、主として國語に關するものでありまして、字音の假名遣には及ばなかつたのであります。もちろん正濫抄にも、要略にも字音の地名や語彙が多少載つて居りますけれども、字音の假名遣を整理するといふところまでには、まだ進んで居りません。ただ和歌の上などにあらはれて來る地名や、文學の上に用ゐられてゐる漢語の假名遣は、國語のものとして一所に掲げられて居ります。これは定家假名遣においても同様であります。字音の假名遣を整理したのは、本居宣長の字音假字用格が初めてでありまして、その以前におけるものは、みな部分的なものに過ぎないのであります。

第八章 和字正濫抄と於乎の所屬

五十音圖中ア行のオと、ワ行のヲとが、いつの頃からか誤りはじめまして、オがワ行に、ワがア行に屬するやうになりました。すでに鎌倉時代のものにも、その所屬をあやまつた五十音圖が見えて居ります。それから足利時代を経て徳川時代に至るまで、この誤を繰返して居りました。契沖の和字正濫抄に掲げてある五十音圖を見ますと、

あ いう え を
わ ゐ ろ ゑ お

となつて居ります。足利時代に見えてゐる音圖などには、

あ いう え を
わ ゐ ろ ゑ を

のやうに、兩行に「を」を置てあるものもあります。橘成員の倭字古今通例全書に載つてゐる五十音圖には、

ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	マ	ミ	ム	メ	モ	ヤ	ヰ	ユ	ヱ	ヨ	ラ	リ	ル	レ	ロ	ワ	ヰ	ウ	ヱ	オ
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

のごとく、アヤワ三行の假名が入りみだれて居ります。このオとヲの所屬が誤つてゐるのを氣

づかなかつた契沖は、五音相通の原理を説くのに、非常に苦しみました。五音相通は縦の通か横の通かであるべきはずであるのに、古語には隅違に通ふものがあつて、その解釋に苦しんだことが、和字正濫抄にも見えて居ります。すなはち、

愛宕 あたご おたぎ 此あととお通ふ様人に尋ぬべし。たわゝをとをゝといひ、わなゝくををののくといふ。此わとをと通ふ様もおなじ。

ア ~~ヲ~~ かくのごとくすみちがひにか
ワ ~~オ~~ よへり。犬いぬ息いき居 をる
おぬ おき おる

是らも尋ぬべし。

さすがの契沖も、右のやうな隅違の通は、うまく解釋することが出来なかつたと見えて、人に尋ねて見よと自分では匙をなげて居ります。又方言のために生じた變則でないかといふやうな苦しい解釋もして居ります。契沖がもし「お」と「を」とは所屬が誤つてゐるのだと氣づいてこれを訂正いたしましたならば、この隅違の通は縦の通として何の苦もなく説明がつくはずであります。そこに氣づかなかつたので、これがために随分苦しんだやうであります。

契沖の後貝原益軒・新井白石・釋文雄・谷川士清・賀茂眞淵等の堂々たる學者が、いづれもこの所屬の誤に氣づかなかつたのであります。新井白石なども、東音譜において、倭字古今通例全書とおなじく、

ア イ ウ エ ヲ
ヤ キ ュ エ ヨ
ワ イ ウ エ オ

とアヤワ三行の假名をあやまつて居ります。足利時代において、藤原長親の倭片假名反切義解に、

ア イ ウ エ ヲ
ヤ イ ュ エ ヨ
ワ イ ウ エ オ

のごとく、アヤワ三行の假名を混亂させて居りますが、契沖や白石はこれに従つたものでなからうかと思ひます。

つぎに、賀茂眞淵はじめは、於乎の所屬ばかりでなく、江惠の所屬をも間違つて居りました。冠辭考を著し、枕詞を五十音順に排列いたしました。これを刊行するとき、江惠の所屬が誤つてゐるのに氣づきまして、これを訂正しましたが、ながく繼續して來た傳統にしばらくは、於乎の所屬の誤は、そのまま看過してしまひました。しかるに、本居宣長が字音の假名遣を整理してゐる間に、ふと於乎の所屬の誤に氣づきまして、字音假字用格中に、於乎所屬辨といふ一項を設けて、これを訂正すべき根據を示して居ります。その根據には五ヶ條ありますが、まづ初に、

オは軽くしてア行に屬し、ヲは重くしてワ行に屬す。然るを古來錯りて、ヲをア行に、オをワ行に屬して重とす。諸説一同にして數百年來いまだ其非を曉れる人なし。故に古言を解にも、此オヲにつきては、此彼快からざることあり。又字音の假字を辨るにはいよく舊本の如くにては諸字の假字一ツも韻書と合者なく、諸説こゝに至て皆窮せり。是に因て予年來此假字に心を盡して近きところ始て所屬の錯れることをさとり、右の如く是を改て驗るに、古言及字音の疑はしき者、悉く渙然として氷釋せり。

と述べ、それよりこの所屬を訂正すべき根據について説明して居ります。しかして、その根據には五ヶ條ありますが、つぎにこれを略敘して見ますと、

一、古言に息を於伎とも通はしていふのは、オはイとおなじくア行の音なるがためである。又居を乎流ともいひ、多和夜女を多乎夜女ともいひ、多和々を登乎々ともいひ、新撰字鏡に惜の字を和奈々久又乎乃々久と註してゐるのが、これらは皆ヲがワ行なるが故の通音である。しかるにこれらの語をたゞア行とワ行と通ふのだとばかり意得てゐるのは、譯がわからずにしひてさう信じてゐるのである。又山城國の郡名愛宕は於多岐、尾張の郡名愛智は阿伊知（本へ阿由知）、相模の郡名愛甲は阿由加波、近江の郡名愛智は衣知である。これら愛の字をアエオとア行の音に通用してゐる。又上野の郡名邑樂は於波良岐、因幡の郡名邑美は於不美、石見の郡名邑知は於保知、遠江の郡名邑代は伊比之呂である。かやうに邑の字をイとオとに用ゐたのも、ア行の通音であるからである。

二、すべて一音の地名は、其の韻の音の字を加へて、必ず二字に書く例である。木の國を紀伊とかくのがその一例である。また遠江の郷名渭伊、出雲の郷名斐伊、筑前の郷名毘伊、